

平成25年知立市議会 3月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成25年3月15日（金） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

| | | | |
|-------|------|--------|-------|
| 安江 清美 | 田中 健 | 山崎りょうじ | 池田 滋彦 |
| 神谷 文明 | 水野 浩 | 久田 義章 | 高橋 憲二 |

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-------|---------------------|-------|
| 市 長 | 林 郁夫 | 副 市 長 | 清水 雅美 |
| 企 画 部 長 | 清水 清久 | 協 働 推 進 課 長 | 山口 義勝 |
| 企 画 政 策 課 長 | 加古 和市 | 総 務 部 長 | 今井 尚 |
| 総 務 課 長 | 岩瀬 博史 | 安 心 安 全 課 長 | 高瀬 季治 |
| 税 務 課 長 | 小笠原忠利 | 会 計 管 理 者 | 鈴木 健一 |
| 監査委員事務局長 | 高木 洋幸 | 教 育 長 | 川合 基弘 |
| 教 育 部 長 | 野村 清貴 | 教 育 庶 務 課 長 | 石川 典枝 |
| 学 校 教 育 課 長 | 宇野 成佳 | 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長 | 水嶋 広 |
| 文 化 課 長 | 寺田 和彦 | | |

6. 職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-------|-------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 成田 春夫 | 副 主 幹 | 池田 立志 |
| 議 事 係 | 加藤 智也 | | |

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

| | 事 件 名 | 審 査 結 果 |
|--------|---|---------|
| 議案第1号 | 知立市まちづくり基本条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議案第2号 | 知立市総合計画審議会条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 議案第3号 | 知立市基金条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 議案第4号 | 知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 議案第5号 | 知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 議案第6号 | 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | 〃 |
| 議案第7号 | 知立市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 議案第14号 | 知立市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 議案第27号 | 平成24年度知立市一般会計補正予算（第5号） | 〃 |
| 議案第32号 | 平成25年度知立市一般会計予算 | 〃 |

議案第35号 平成25年度知立市土地取得特別会計予算 //

議案第39号 平成24年度知立市一般会計補正予算（第6号） //

午前9時58分開会

○山崎委員長

それでは、定足数に達していますので、ただいまより企画文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は12件、すなわち議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第14号、議案第27号、議案第32号、議案第35号、議案第39号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第1号 知立市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第1号について、挙手により採決します。

議案第1号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第1号 知立市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第2号 知立市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○安江委員

議案第2号 知立市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について、改正内容1、委員の選出対象から市議会議員を除くとありますが、総合計画の策定決定における議会とのかかわり方を整理と明示されています。この文言から、過去においてかかわりにおいて問題になったことなどがあったと推測されますが、もしあれば、どのようなことが問題となり今回ここに至ったのかをお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○企画部長

問題ということはありませんでした。ちょっと基本的なことなんですが、国の見解も市議会議員が審議会等に参加することについては違法ではないが適当ではないという考え方を示しておまして、また、全国市議会議長会の意見からも、これは平成10年ですけども、民主主義な地方制度の趣旨に反し、適当ではないという意見がございまして、本知立市議会におきましても、平成17年でしたか、法で定めのあるもの以外は審議会に参画すべきでないというような市議会からもそういうお話がございまして、今回総合計画のほうでも自治法の改正により議決要件がなくなったということで、今回市議会議員の参加というところを削除するという形の改正をするものでございます。

委員おっしゃるような、問題があったからということではございません。

○安江委員

ありがとうございます。

もう一つ、ちょっと理解できなかったものからお答え願いたいんですけど、県議も名を連ねてみえますよね。県議についてはいかがでしょうかね、ちょっとお答え願いたいんですけど。

○企画部長

私の認識では、県会議員は入っていないという認識でございます。学識経験者ということで、県会議員というあて職ではないというふうに思っております。

○清水副市長

少し補足をさせていただきます。

今回こういう形で審議会の委員の、いわゆるあ

て職というような形で市議会の議員が入っていたものを削除するというございます。

これについては、今、企画部長が申し上げましたように、地方の二元代表制という中での考え方として、やはり議会で御議論をいただき、議決をいただくと、そういうことになっておりますので、そういった策定の過程で議会の議員にそこに加わっていただくというのは、最終的にはそういう議会の議決をお願いする二元代表制のそういう考え方の中では適当ではないのではないかという、いろんな全国の市議会議長会等からもそういうお話もあって、当市議会においても適正にそれに対応するというようなことで平成17年のときに一度整理をしていただいたという記憶がございます。

その過程の中では、総合計画の審議会委員は引き続きというようなことで現在あるわけですが、今回改めて地方自治法の規定の改正もございましたので、改めて整理をさせていただくということが第1点、それから、県議会議員については、特に県議会議員をあて職で委員にするというようなことは、この文言の条例の中にもございません。必要に応じて学識経験者なりそういったお立場で参画していただくことはあり得るのかなど。第5次の総合計画の審議会においては参画をさせていただいていたと、こういうふうに思っております。

○田中健委員

それでは、関連して、一つだけ質問させていただきます。

今回のこの一部改正というのは、今回自治法が改正で第96条第2項ですね、議決事件の拡大に伴って今回議会改革特別委員会で基本条例というものを知立市議会の総意で提出の予定でありますけれども、その中で議決事件の拡大ということで、この総合計画についても議会のほうで議決事件として取り扱うという中で、審議会に参加して、なおかつ議決にかかわるというのがダブルスタンダードでおかしいんじゃないかという意見の中で、今回こういった流れで議会のほうの意向もあって改正されるという経緯と聞いております。

その中で、今回、逆に制作過程の中に関与しな

い中で、ちょっと関連になって恐縮なんですが、疑念になるのが、どの時点でその計画が議会のほうに開示されるのか。

今までは途中過程でも知る機会があったんですが、今回は議案としてあがってくるまで見れないということになってしまっても決してまずいわけで、その今プロセスの中で当局としては、どのように議会のほうとコンセンサスとりながら進めていくかということ今、考えがあったらお聞かせください。

○企画政策課長

議案の提出につきましては、平成26年の12月というふうに予定しておりますが、それまでに私どものほうで、今回策定に当たっては多くの市民の方を参加していただき、協働していただいて策定していこうという予定で考えております。

発表のできる段階を少しずつ考えながら今進んでおる進捗状況は、常に議会のほうにも文書等でまた報告をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○高橋委員

総合計画審議会の条例については、今、田中健委員御指摘のように市議会の議決事件にすると。従来は総合計画は議決事件じゃなかったのですね、私たちが審議会委員に参画をさせていただきましたし、私も3回の総合計画にわたって参画をさせていただいたんですが、その参画した思いから申し上げますと、今回、議会側が全部引くわけですね。

そうなりますと、コンサルの提案が相当色濃く出てきて、それが全体の流れを決めてしまうのではないかと、こういう懸念を若干持つわけですね。つまり、今回も総合計画審議のための審査委員会みたいなものをつくって、まちづくり委員会と呼ぶんですか、呼称はともかく、そういうものも予算計上されておりますし、そのほかに審議会そのものも立ち上げていくということなんですが、例えば市政の基本的な諸事項について基礎的な知識がないと、なかなか総合計画の審査に入れないということがあるわけですね。

各種団体の方々や、あるいは公募委員もおみえ

になって参画されるんですが、基礎的なデータが十分伝わっていないというようなこともあって、そこから議論を構築しなきゃならんと。そうなるコンサルが一通りにものを出してきますから政策決定は審議会あるいは議会が決めるわけですが、出てきますので、その可否を議論するに当たって基礎的な知識がないと、なかなかこの議論に参加できないと、こういう弊害があるのではないかなと。従来は市議会議員が五、六人、基本的には各会派から入るというような形で、しかもそれが議論の途中で分散会というか、分科会というかね、その中にそれぞれ入って、その中でリーダーシップ的役割を果たしてきたということだと思うんですね。その機能が抜けてしまうということになりますと、審議会委員の選考を含めて、相当地方自治行政に造詣のある人を選任されないと、なかなかうまくいかないのではないかと。審議会としての本来の役割を果たせないのではないかと、こういう危惧を若干持つわけですね。このあたり、どういうふうに認識されているのでしょうか。

○企画政策課長

これまで市議会議員の方が6名ほどですか、入ってみえました。そこに教育委員会、農業委員会、社会教育審議会、男女共同参画推進懇話会、更生保護女性会、あとは市内の公共団体のほうから区長会、社会福祉協議会、身障者福祉協議会、そんなような団体からということで1名ずつ、また、学識経験者、商工会、先ほど出ました県議会議員の方ということでの学識経験者、そしてまた、顧問として大学の教授、公募市民として4名ということで、これまでそういう形になっておったわけですが、条例で20名以内ということがうたわれておりますので、議会の議員の今現在これまでは第5次のときにおいては6名でお願いしておったわけですが、残りの議員を除いた中で、先ほど申し上げた各団体のほうから、また、これまでも第5次の総合計画にも携わっていただいた学識経験者の方とか、そういった方を含めて構成してまいりたいというふうに考えております。

また、審議会のメンバーそういう形になってお

りますが、審議会に諮るまでのメンバーは、極力市民のほうから参画していただきまして、今ありますまちづくり委員会のメンバーの方も含めまして、一度市のほうから公募をいたしまして、多くの市民の委員を集めて部会をつくって協議していきたいと。そこで練ったものを審議会で諮っていただくというような方向をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○高橋委員

審議会にかける前段階で、何というふうに読んだらいいのか知りませんが、審議会のための検討会というようなものが先回も立ち上がりましたね。そこから何人が審議会にも入っていただきました。そういう人々が長年、長年というか下準備の過程で議論してきたことなんかも会場で吐露されて議論が進んだという思いがあるんですね。

ただ、先ほど言われた審議会のメンバーにせよ、新しく審議会のための検討会へ委嘱されて入られる方々にせよ、専門的な知識は一定程度あるかもしれませんが、それは例えば福祉なら福祉団体は、その分野についてはかかわってみるとかね、あるいは区長ならコミュニティー活動について一定の造詣があるとか、要するに専門的な知識はおありだろうというふうに思うし、現にそうだと思うんですが、総合計画というものを全体に練り上げていく上で、やはり総合調整する総合的な判断というものが当然必要になるわけですね。

そういう意味では、今まで市議会の議員が議決事件でない段階で入るのがいいかどうかいろいろ議論はあったと思うんですけども、それなりの役割を果たしてきたのではないかとというふうに私自身は、一部自負しながらそう思っているんですが、今回はそれはすっぱり抜けるということですので、私が先ほどから心配しておるのは、コンサル誘導型の計画づくりにならないように、そこは事務局も十分議論が煮えるようなですね、市民の目線で議論が煮えるような、そういう運営に心がける必要があるというふうに思っているわけです。

手続、手段、人選、それはいろいろそういう中

で問題があるかと思うんですが、その辺の基本的な考え方はどうなんですか。

○企画政策課長

コンサルということで私どものほうも、今後プロポーザルをしてコンサルを決めていくわけですが、決してそのコンサルに全てをお任せするというのではなく、コンサルはあくまでも今回まだ名称のほうも正式には決まっておりませんが、市民の方の仮にまちづくり委員会という名称で立ち上げたものの、ほんとに手となり足となるようなお手伝いをしていただくという方向で考えておりますので、決してコンサル主導でやっていくという気持ちは毛頭ございません。

あくまでもアンケート調査等々の細かい業務等についてはコンサルのほうにお任せするわけですが、私ども職員、また市民一緒になってつくっていくということを第一に考えております。お願いいたします。

○高橋委員

ぜひ基本的な点を間違いないようにですね、どこにでもある方程式を知立市にやや要素を変えて当てはめてジ・エンドという総合計画であってはまずいというぐあいに常々思っているのですね、なかなかその域を出ないという側面も否定できない問題があると思うんですが、ぜひそこは住民の英知、市の幹部団の皆さんの英知を傾注してつくって元をつくっていただきたいというふうに思うんです。

そういう中で、私が審議会をやって感じてきた一つは、顧問ですね、一般的な学識経験で委嘱されるという方ではなくて、先回も大学の先生が一人顧問でありましたし、もう一方、これは委託ということだったでしょうかね。公団に住んでみえる先生が、鈴木先生だったですか、ちょっと私、名前不正確でほんとに失礼するんですが、的確な御指導が随所でありました。知立市のことも一度勉強された上での的確な御指導が随所にあった。やっぱりその分野の役割というのは非常に大きいんじゃないかというふうに思うんですね。ここらあたりの人選を含めてどういうふうに考えていら

っしゃるのか。どうでしょう。

○企画政策課長

今、委員のおっしゃるとおり、やはりそこで顧問としての最終的な意見をいただくということは審議会にとっても大きなものとなるかと思えます。

まだ顧問をまたメンバーをどのような方ということはまだ先行しておりませんが、今後選考していくに当たっては、第5次総合計画の策定に携わっていただいた方も含め、また、なかなか選考も難しいかと思うんですが、各大学の専門な方とか、そういった教授の方にも一遍私どものほうで選考させていただいて、市にとってほんとにすばらしい方をお招きしたいというふうに考えております。

○高橋委員

そういうことで、ぜひ対応していただきたいんですが、今回は、先ほどありましたように、議会側のいわば要望で総合計画を議決事件にするという、これは大事な議会側の一つの決断なんですが、これによって審議会のメンバーが、きょう提案されておるような形で変更されてきているというふうに思うんです。

それで問題は、議会と総合計画をつくり上げていく過程でのかかわりですね、さっき田中健委員もふれていただいたんですが、ずっとそれぞれ審議会やってみえて、成案がまとまって、本日ただいまこれを上程しますと。告示行為が1週間前ですという対応は、実は議会も考えてないわけですし、これは議会側もどういうスタンスで審議会が議論していく過程の中に、どういうスタンスでキャッチボールやっていくのかということも議会改革特別委員会を軸に今検討中なんですが、私がこの間提案したのは、いわば政策委員会、政策検討会ですか、そこへ総合計画そのものを原案を我々も真っ正面から受けて、そこでどんといただいて、それを市議会の中の分科会、いわば常任委員会ですね、ここに分割して検討を深めていったらどうだということを私は提案してるんですが、そういう中でキャッチボールをやると、時々。議会側の意見はこの段階ではこうですよと、あるいは中間

的に審議会が出されてきた方向について、議会はその方向についてはこういう意見ですよといってキャッチボールしながら、これはまさに二元代表ですから、しながら、よりよい成案を得る努力をし、最終的には議会の議決という行為をもって、最終的には皆さんが原案をまとめられて、議会はその原案を受けて最終的には議会の議決をやるという構えで我々もやらんとまずいじゃないかということを決意しているわけですが、その辺のキャッチボールの理事者側の思いといいますか、これをつくっていく上での理事者側の考えといいますか、この辺は議会とのかかわりについて、どういう御所見をお持ちなのか。今、私が申し上げたようなことについて、大いに結構と、受け入れて頑張りましょうというスタンスに立っていただけるのかどうか、どうでしょうか。

○企画政策課長

まだ私どものほうで決裁をとっておるわけではございませんが、一応事務局のほうで考えておるのは、今、委員のおっしゃったとおり、いろんなところでキャッチボールをする場を設置したいなど、設けたいなど。それが仮に議会からの要望であれば、そこへ職員が出かけていって報告するのもまたいいかなと。

また、今考えておるのは、いろんな部会をつくるわけですが、そういった部会の代表者にも出席願えれば、そういった方からの報告も議員の方々の前で報告するのはありかなというふうに考えております。

また、これはちょっと違うかも知れませんが、今議員の皆様方がやってみえます議会報告会もそういった場でも仮に職員が発表できるような場があれば職員が発表してもいいのかなと。

また、あと、市民の方には、やはり常に進捗状況のほうを報告してまいりたいと思っておりますので、ホームページや最近はやりのツイッターとかフェイスブック等を利用したSNSですか、そういったものを利用して、少しでも早く市民の方にも情報提供していきたいなというふうに考えております。

○高橋委員

副市長、どうでしょう。今、担当の課長がおっしゃったんですが。

○清水副市長

まだ具体化はというところでございますが、先ほど課長が申しましたように、いろんな策定の過程もいろんなところで一つ一つの節目があるのかなというふうにも思いますので、少なくともそういった節目では議会のほうにもそういったことの投げかけをさせていただいて、私たちがそこでお話、報告をさせていただいたり意見をお聞きするというような場面があってもいいのじゃないのか。これはぜひ必要だなというふうに思っておりますので、先ほど課長が申したような内容を具体化するよう一度検討していきたいと思っております。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第2号について、挙手により採決します。

議案第2号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第2号 知立市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第3号 知立市基金条例の一部を改正する

条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

基金条例につきましては、本会議で私も相当発言をさせていただきました。本会議の議論の到達にたちまして、改めて本条例をお出しになった理由についてお聞かせいただきたい。

○企画政策課長

本会議と重複するところがあるかと思いますが、お許しください。

今回の条例提案につきましては、私どもの企画政策課のほうが土地開発公社の事務局を持っております。都市計画課より知立環状線の整備に伴い、土地の先行買収したいという依頼がありまして、公社のほうでは借入先として土地開発基金をというふうに考えました。

これに至った件につきましては、実は、平成16年ですか、随分前の話になりますが、少し案件が変わりますが、一部駅周の関係で土地の先行取得ということがありまして、市のほうとしては、土地開発公社のほうで資金調達をするのは市中銀行という案で議会のほうにも提出をさせていただいたわけでございますが、議会のほうより、そのときの都市計画整備基金を利用して運用してはどうかというお話があり、その後、市のほうも検討した中で、基金のほうを無償で貸し付けるという形の運用に変わったという経緯がございました。

また、そういったことも少し私どものほうも研究し、また、近隣各市においても岡崎市、豊田市、みよし市においては今回条例改正をさせていただきますような既に条例になっておりまして、基金を土地開発公社に無償で貸し付けると、運用してくという方法をとつとる市もあるということも研究もさせていただきました。

そういった中で、今回はこの基金条例を一部改正しまして、無償で土地開発公社に貸し付け、その金利をその分だけ財政としては、通常で考えれば貸していただく金利よりも預け入れる金利のほうが当然のことながら低いということで、今現在、基金のほうには4億8,000万円という現金があり、

定期預金で積み立てておりますが、その預金利息よりも新たに市中銀行で借り上げていく金額のほうが当然高いものだというふうに試算をしまして、今回このような提案をさせていただいております。

以上です。

○高橋委員

私、改めて基金条例を勉強させていただいたわけですが、この基金条例には、当然のことながら基金条例の管理について、基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有効な方法により保管しなければならない。第2項、基金に属する現金は必要に応じ確実かつ有利な有価証券にかえることができる、こういうふうに基金条例第4条で明確になっております。

また、第3条では、基金の名称、設置目的等も明らかになっております。これは地方自治法の基金の運用に関する条項を受けた当市の条例ですね。

つまり、基金というものについては、ここに申し上げたように、最も有利で、なおかつ有効な手段と方法によってこれを管理しなければならない。これは基金の持っている宿命であるし、基金の持っている限界といいますか、性格そのものなんですね。

それで本会議でもそのあたりが一番の論点になりました。今、担当課長からお話がありましたが、これは開発公社から考えると、実にもうまい話なんです。開発公社の立場に立つと、あなたは開発公社の事務局もやってみえるのでね、開発公社からすれば4億2,200万円の金を市中から借りると、一般的にはそういう行為をしますよね。そしたらそこには、本会議でもありましたように、何がしかの金利がつく。この金利は、土地の値段にオンされて上乗せされて、市の一般会計が再取得するときに土地の単価にその金利を乗せて売却するわけですね。

ところが、開発公社は今回無利息のお金を基金から借りることができれば、開発公社にとっては、とてもありがたい話ですよ。それは再取得する段階で市にとっても金利の乗らない単価で買えるということでは、それはそういう意味ではありがた

い話かもしれない。

しかし、この条例は、基金そのものの有用性についてふれているわけです。基金そのものの有用性と管理のあり方について言っとるわけですので、今回基金の側からいえば基金は利息を生まないんですよ。基金は貸し付けた分、無利子ですから、基金からいえば利息を生まない。だから基金からいえば、極めて不利な運用になるということですよ。だから、そこを混然一体として考えますと最終的にうまきやいいんじゃないですかと。ここに飛躍と論理のすりかえがあると、私はそういうふうにするんですね。

つまり、開発公社というのは、公拡法に基づいて市が設立する、いわば外郭団体でありますし、その資金調達も本会議で述べたように、40億円の限度額で市中から借りなさいよと、利息はこれ以下でやりなさいよと明確になってるんですね。その開発公社は市そのものではない。

しかし、再取得の段階で市の一般会計の支払いの行為が生まれてくる。したがって、無利子のお金であっても、それを借りたほうが得ではないか、こうなるんですが、基金条例第3条、第4条、とりわけ第4条を見ますと、利息を生まないような運用はまずいということになるんじゃないですか、これ。答弁求めたいと思います。

○企画政策課長

第4条には、委員のおっしゃるとおり、そういう形で方法で保管しなければならないというふうにございます。基金だけのことを考えれば、当然のことながら、こういった方法で預け入れたままのほうがいいのかというふうには思うんですが、そこを私どものほうは、オール知立市というふう考えた中で、委員のおっしゃられることと私の話は食い違いがあるかもしれませんが、私どものほうは、土地開発公社のほうが買上げて先行取得をして、後々一般会計から買い戻す際、そこで利息が生じないほうが市にとっては全体的に考えれば有利であるというふうと考えて行ったところでございます。

○高橋委員

だから、第4条はそういうふうには書いてないでしょうということをおっしゃるわけですね。基金というものが利息を生まないような運用のほうがいいと。今回の条例改正は、利息を生まなくても最終的に市が支払うときの、その支払いの金額にそれが転換され、カウントされておればいいんだという運用の仕方なんですよ。

しかし、それは基金は金利を生まない預け方のほうがいいのか悪いのかと聞いたら、それは金利を生まない預け方のほうが悪いに決まっておるんじゃないですか。第4条というのは、そういうことが書いてあるんですよ。

だから、開発公社の立場、知立市のもっと高い見地に立てば192万円でしたか、差し引きするとそれはよくわかりませんが、利息と金利によりますけど、もうかるという理屈なんですけど、しかし、基金は別な活用をすれば、もっと別な仕事をするかもしれない。これは奨学基金と違わして、これを積んだ利息を運用する果実を運用して仕事をするという運用基金でないということは本会議でも言われまして、それは明らかですよ。だから、もともとこの基金をほかへ預け入れるというこの運用に使うこと自身が、これはもともとおかしい話なんですよ。

だから、奨学基金ならば運用すること、果実を大いにつくっていただいて、これを運用することが市の目的ですから貸し付けは当然なんですけど、本土地開発基金というのはそういう基金ではないのにもかかわらず、とりあえず使わないだろうと。担保されてるからいいだろうという大前提の上に立って利息を生まないほうへ運用するというのは、私は二重の意味で正しい運用ではないと。本会議終わりました、いろいろ勉強をしてみると、どうもそこらあたりがチェック機関の我々としての基本的な対応ではないのかなという思いが非常に強くなりました。

そこで、もう一つお尋ねしたいんですが、もし再取得がおくれるというような場合に、どうなるんですか。戻していただけるんですか、基金のほうへ。

○企画政策課長

再取得がおくれた場合、戻せるかどうかということは、多分非常に難しいかなと。基金へ返ってくるのもおくれたるのではないかなというふうに考えます。もちろんそのときの一般会計のほうの財政状況がどういうふうになっておるかということがわかりませんが、ちょっと難しいのではないかなというふうには考えます。

それから、前者でお話のあった件でございますが、今回この土地開発基金というのは、一応資金運用基金ということで別表第2にありますように、運用目的が土地を取得するためというふうになっております。もちろんこれは土地開発基金が特別会計のほうで運用していくということになっておりますので、特別会計のほうで取得するためというふうにはなっとなるかと思いますが、今回この基金のほう自体が目的がそういう形になっておりますので、そこも考えまして、同じように土地開発公社で土地を先行取得するために使っていくということで、また、先ほど申し上げましたように、他市のほうでは、そのような方法を既に行っているということも研究した中でわかりましたものですから、このような提案をさせていただいております。

○高橋委員

企画政策課長、それは違いますよ。土地開発基金というのは、土地開発基金として土地を求める。本来なら一般会計が買うべきなんです、行政財産として買う場合も含めてね。だけでも一般会計が積んであって、なかなかその土地を買う資金がないという場合は土地開発基金で買うんですよ。そういう基金として4億8,000万円取ってある。それがこの基金の目的ですよ。直接土地を買いに行くんです、これ。

だけど今回は、結果的に土地を買うことにつながってはいるけれども、土地を買うのは開発公社でしょう。基金が直接買われるなら結構ですよ。今回1億6,000万円でしたか、開発側の1億5,000万円の分を、いや、開発公社じゃなくてもいいじゃないかと。直接この基金が買えば利息はないわ

けですから、基金が直接買えばいいわけですから。金はあるわけですから買いましょうというときにここが買うわけです。

ところが、これがダイレクトに買っちゃると、国庫補助がつかないので、そういう仕組みになっているのでという説明のもとでね、だから開発公社でしようがない、買って、そしてしばらく温めて国庫補助が本予算についた段階で本予算についた枠の中で買い戻していくと、こういう手法をとるということは本会議で言われましたよね。

だから、それは土地を買うという行為につながっていることは否定しませんけども、この基金というのは、一般会計が厳しいときにダイレクトで買いに行くための基金ですよ。そのために設置された基金です。これを土地を買うからといって開発公社に運用基金として貸し付けてもいいなんてことはね、今回条例で改正されますが、それはこの基金の本質からいったらね、本質とは違う話。だからそれは問題じゃないかということなんですよ。

もう一つ大事なことをおっしゃったんですが、平成29年までですか、説明では、平成29年まで貸してくださいよと。ところが、再取得できないと、一般会計で。公社に残ります、土地が。そうすると公社に土地が残るとことは基金のほうへお金が戻らんということですよ。それが再取得がうまくいければ平成29年が平成30年になったり、平成31年になったりしますよと、あり得るといってお話をされたけど、こんな危ない貸し付けなんかはできないじゃないですか。どうですか。

○企画政策課長

おっしゃるとおりだと思います。先ほど難しいと申し上げましたが、当然のことながら、貸し付けたお金を約束どおりお返ししていただくのが当たり前のございますので、そういったことを確認をとった上で覚書も結んでいかないかんのかなというふうに思います。

○高橋委員

債務負担行為がありますよね、当初予算で、平成29年まで。これは何のために債務負担行為、議

決するんですか。

○企画政策課長

知立環状線の整備事業ということでの債務負担行為のことかと思いますが、これは当然のことながら、ここにありますように、議会でこの予算案をお認めいただければ、このように執行せないかんということになりますので、一番最初申し上げました私の発言に対しては訂正をさせていただきます。

○高橋委員

どこを訂正するということですか。

○企画政策課長

市のほうからの払い戻しが遅くなったというところでございます。遅くなるということに対してでございます。

○高橋委員

だからね、一般会計が土地取得特別会計に対して債務を保証するんですよ、これは。いろいろ事情があって再取得できないと。開発公社に土地が相当残ってしまったと。その残った土地には土地開発基金を原資にして買った土地があると。全部買うわけですから、土地が再取得できなければ特別会計基金へ戻せないじゃないですか、借りたお金を。その場合には一般会計が責任を持って債務を保証しますよと。だから、どんな場合があっても平成29年には一般会計の財政調整基金を切り崩してでも土地開発基金に責任を持ちますよと。この債務をここで議決するということでしょう。だから、一応保証されるというわけですよ。ただし、それは一般会計から出さないかんわけでしょう、これ。

だから、一般会計がえらいもんだから、開発公社の腹を借りて、しかも開発基金で無利子のお金を入れてやるけども、再取得がうまくいかんかった場合には一般会計が自腹を切って埋めますよという話なんだわ。これは市という人格が幾つもおって、お互いに回し合いっこしておると、責任と債務、こういう構造じゃないですか。

○企画政策課長

人格が幾つかということでございます。当然公

社もまた市のほうが役員初め、全て市の職員でやっておりますし、一般会計も、また特別会計も同じような全て市が運営しておるということになりますので委員のおっしゃるとおりかと思うんですが、今回のこの債務負担についても御指摘のありましたように、当然、債務が保証されておるわけではございますので、平成29年には一般会計のほうからその分は基金のほうへ必ず返さなければならぬというふうに考えます。

○高橋委員

平成29年までは4億8,000万円、そのうち4億2,200万円。それは最高値が4億2,200万円ですから、毎年度末が4億2,200万円債務が残るというわけじゃありませんけど、平成29年まで金を貸すというわけですよ。

ところが、一般会計はどうなってるかというところ、平成24年度では給食センターの跡地売りましたがね、2億6,000万円。平成25年度も一部普通財産の処分が土地取得の土地売り払い収入の中に入ってますよね。

つまり、一般会計は、金がないものですから、普通財産を売却して、それを財源にしてお金を回して運営しているわけでしょう。南保育園どうするんですかと。これも売却したいと。ちょっと待ってくださいと。我が町内の要求どうしてくれるんですかと田中健委員が本会議場で立ちはだかったわけですけども、普通財産処分して、要するに、タコは自分の足を食べながら生きながらえておるといような図式。別な言葉では自転車操業という言葉が当てはまるのかどうか知りませんが、片方では先人が営々として育み、蓄え、そしてつくってくれた公有財産をですね、今直接使途がないからということは事実なんですけど、それを売って、そしてお金にかえておるわけでしょう。長持にあった親からお嫁のときにもらってきたものを質に入れてお金を回して明日の食費に充てとる、一つの例でいうとね、片方ではそういう実態があるわけでしょう。

そのときに4億2,200万円を平成29年までお貸ししましょうと。利率の差もあるかもしれませんが

けども、貸しと借りの利率差によって約200万円、5年間で浮きますよと。これはちょっと重さと長さを比べていらっしゃるようでして、私は、この4億8,000万円の基金をもう少し弾力的に使うようにこそ頭を使うべきではないのかと。これは平成29年まで向こうへ渡したらふたがされちゃうわけでしょう。ふたがされちゃうって使えないわけでしょう。そんなことよりは、あの4億8,000万円をもうちょっと運用して活用したほうが市民の立場にもなるし、190万円を超えるような大きな仕事ができるかもしれない。私は、どうもこの現実の財政運営と知立市の台所の実態について、ちぐはぐなことをやってみえるなというふうに言わざるを得ないですね。どうでしょうか。

片方、普通財産売りまくりながらやろうというわけでしょう。片方じゃあ、お貸ししますと。私は理解できないんですが、どうですか。

○企画政策課長

まず初めに、普通財産のほうを売却したものを一般財源のほうに投入して使い切っておるということではございません。今回の給食センター跡地は子ども施設整備基金のほうで積み立てる、また、予算で2億円しか取っておりませんでしたので6,000万円ほど浮いたわけでございますが、6,000万円のことを一般財源で全て使っちゃうということではなく、今後学校を初め、施設の保全計画のほうでできましたら基金をつくっていききたいなというふうに考えておりますし、また来年度、平成25年度においても山屋敷町とか県警の宿舎跡地、そこを売却していく予定で今考えております。両方で予算上では6,800万円ほど計上させていただいておりますが、そういったものについても決して先代から受け継いだものを現金にして使い切っちゃうということは考えておりません。全てこれも基金で保全計画等のほうへ積んでいきたいなというふうに考えております。

それと、またもう一点の話でございますが、私どものほうも、当然のことながら市中銀行で借りて貸し出しても特に本来土地開発公社は市中銀行でお金を借り入れて先行取得していくということ

が原則というふうになっておりますので、そういった方法をとるのも、当然のことながら当たり前のケースかと思うんですけど、私たちのほうで、事務局のほうでといたしますか、企画政策課のほうで検討した中で、たまたま昔、知立市でそういった例がございましたものですから、それも参考にさせていただきました。

平成16年には真逆のことをやっておりました。私どものほうは市中銀行で借りたいと。議会のほうでは基金のほうを無利息で運用したらどうだという話がありまして、そういったことも勉強しました。そういった中では、今回やったことが決して市にとって無駄なことではないというふうに考えております。

以上です。

○高橋委員

平成16年のときはね、どれだけの期間だったですか、債務を保証したのは。

○企画政策課長

年数は覚えておりませんが、条例をまた新たに改正し直したのが、平成16年に改正した後に平成21年だったですか、平成24年だったかな。今回3年間ですか、3年でございます。

○高橋委員

代替地を買うのに基金が残っている。この基金というのは使い道が明確なんですよ。何年にどれだけ切り崩さなあかんということも明確になっとるんです、長期財政計画でね、企画政策課長たちがつくってくださるとる長期財政計画で基金が今、土地と現金を合わせて30億円あるんですか。これをどういうふうに切り崩していくのかということには手に取るように明確になったじゃないですか。

そういう流れの中で暫定的にしばらく暫時使わせてもらいたいと。連立が終わる平成35年までには相当時間があると。平成16年の話という流れの中でできてきたものであって、今回とは議論を同じ土俵に乗せるのは、手続は同じようなことですが、考え方、同じではないというふうにはっきり申し上げておきたいんですね。

それで、さっきもありましたように、再取得が

かなわない場合に土地開発基金にお金を返せない
ので、その分を一般会計が債務保証すると。これ
は必ずしも一般会計で保証しなくても、お金を借
りかえればいいですよ、開発公社が。土地開発
基金のお金を返して碧信で借りられればいいん
です。同じ金額を。それで済むんですよ。結果的に
債務を保証したと。

碧信に対しては開発公社が借りるわけですが、
この碧信に対する開発公社の借入については市が
債務を保証しておるわけでしょう。40億円の借り
入れ限度額について市が債務を保証しておるわけ
ですよ。だから、お金を回すことによって一般会
計から直接出さなくても市中の銀行からのお金に
借りかえれば、それはできるわけです。

私が問題にしているのは、そういう手練手管の
手法のイロハについて議論しているのではなくて、
もともとのこの開発基金が今言われるような当市
の財政状況で普通財産を売って次々にばらまいて
おるなんてことは私は言ってませんよ。しかし、
普通財産を売らなかったら、明日のあさつての予
算編成がおぼつかないという環境にお互いがある
ということの認識の上に基金をとりあえず作り
ながら、今普通財産を売って、そこの価値の置き
かえやっておるといふ、これは深刻な事態なん
ですよ、一方では。

その一方で、この開発基金に前からいろんな議
論があって、早くその開発基金も一つの方法とし
ては公共施設の保全計画のほうへ具体的に使える
金にしたらどうかと。保全計画を前倒しにするこ
とによって経費が34億円浮くというのが学校側の
提案じゃないですか。そのためにちゃんとお金が
充当できれば5年間で200億円程度の利率の差の
この内容よりもはるかに大きな有効な価値を生み
出すかもしれない。それは可能性としては、これ
から検証することによって生まれてくる可能性が
あるじゃないですか。私は、そういうことを申し
上げているわけですね。

そういう意味で、企画部長が本件については禁
じ手だと、ノーマルとは言えないと、これは極めて
常識的な御発言。教育長のお言葉を借りるなら

ば、ならぬものはならぬということですよ。鉄道
がある、関連する環状線は何かしなきゃならん。
そうはいつでも曲げるべきものは曲げれませんが。
ならぬものはならんとおっしゃいました。私、教
育長の言葉をびんと思ひ出しまして、これはなら
ぬものはならぬという、そういう性格のものだな
というふうに私はこの件については結論を出さざ
るを得ないと、ならぬものはならぬというふう
に痛感いたしました。企画部長、どうですか。私は
そう思ってますが。

○企画部長

ちょっと議論がいろいろ散らばっている気もす
るんですが、ちょっと戻させていただくかもしれ
ません。

まず、この土地開発公社を使って、今回、知立
環状線の土地購入をするということの優位性とい
うのは御理解いただけと思うんです。まず、国
庫補助を得られるということ。土地取得特別会計
では、この国庫補助が得られませんので、この土
地開発公社を使う場合は公払法で債務負担行為を
することというふうに定められておりますので、
今回、用地取得依頼契約ですか、そういう覚書を
結んで平成25年、平成26年でお金をお貸しし、平
成27年、平成28年、平成29年で返ってくると。ど
この土地をどういうこととということと書面で
覚書を結んで土地開発公社とこういう用地取得依
頼契約を結ぶということでございます。

今回、その土地開発公社を使うというのは、知
立環状線の用地取得あるいは補償におきまして地
権者が譲渡の意思があるということ、また、一度
に大量取得ということになります。それに一般会
計での予算立てができないこと、また、国庫補助
が得られるということで4億2,000万円の債務負
担行為を今、予算書で起こしております。

どれほどの効果額があるかということになりま
すと、利子でいいますと、利息の点ではさほど効
果額はないということでございますけれども、国庫
補助という点では、私も数字をつかんでおりませ
んが、4億2,000万円だとすると2億円ほどの国
庫補助があるかもしれないんですね、最大でいい

ますと。土地取得特別会計を使う限りは、そういう何億円という国庫補助がないかもしれないということで、土地開発公社を使う有意性については御理解いただけと思うんですが、一方、基金条例の一部を今回お出ししておる基金条例の一部改正、これは土地開発基金にとっては、委員おっしゃるように有利なことじゃないほうに使うようにしているわけです。これは私、禁じ手というちょっと悪い表現しましたけども、これは自治法上の第241条の2で、条例で定める特定の目的に応じ、こちら辺もちょっと微妙なんですけど、効率的に運用という文言がありまして、土地開発基金だけをとりますと、これは有効な運用ではございませんけども、効率的な運用をしたということで各市これは別に法令には違反してないということで条例化していると思います。土地開発基金運用規則という規則で定めておるところもお聞きしております。

今回こういったことで、要は法律的なテクニックでこういうことを定めておる部分も懸念も私はちょっとするわけですが、全体的にいいますと、そういうかなりの大きな国庫補助を得られる手だてということで、今回この条例改正については御理解いただきたいと思っております。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時08分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

企画部長が今、整理をしていただく向きの御発言いただきました。私は、開発公社が環状線の先行取得をすることを否定しているわけではありません。国が平成25年度で3億円程度の事業費を認めてくださって、国庫補助をつけてくだされば何も開発公社を使う必要はありません。

しかし、1億5,000万円しか認定してくださらない。しかも売ってもいいよという方がそれ以上

にあるとすれば、この好期を逃したくないという行政がそこに視点を置いて土地買収に入ろうとしたのが今回の動機だとすれば、国庫補助がつく年度まで先買いしてこれを留保するという措置をとることについてはあり得る話だなというぐあいにも思っております。だから開発公社を使われることそのものを否定しているわけではありません。

ただ問題は、開発公社の資金をどこから調達するのかということが問題なんです。もともと開発公社の資金というのは先行取得するという、つまり先行取得するということは実力以上のことをやるということなんです。つまり、知立市の開発公社ができたのは昭和48年だね。何で開発公社が必要になったか、そんなことは釈迦に説法で申し上げるつもりはないけども、学校のラッシュですよ。次々に学校をつくらないかんそのときに、学校をつくるのに4億円か5億円かかるのに、全部一般会計でその都度やっておったんでは財政がパンクするので先行取得したんです。そのために開発公社が必要だったんです。

開発公社がうまいのは、市中のお金を使えるんですよ。だから実力以上の仕事ができるんです。だから先に土地を買ってね、そこへ学校をつくる。土地は再取得しなくても学校できるわけです。開発公社が持っておれば、そのかわり長く持てば金利が多くなるので再取得に難儀が伴うということはあるんですが、そういう形で開発公社というのはできてきた。つまり、実力以上の仕事をするために開発公社というのは住民サービスのニーズの度合いによって行動を起こす一つの器になってきたんですね。それはちょっと余談の話ですが、だから今回でもね、私は開発公社がそういうニーズに合わせて先買いをするということを否定しているわけじゃないが、これは市中のお金でおやりになったらどうですかというのは原則だということですよ。今度の提案はそうでなくて、それを特別会計の今は直接使っていない基金を無利息のお金で充当したいというところに私は原理原則の話をさせていただいておりますということなんです。

もうちょっと言いますと、そんなに先行して慌

てて買わなくても、国庫補助の枠の中の事業対象経費の中で毎年買っていかればいいじゃないんですかという思いもあるんですよ。例えば今回が1億5,000万円ですか、来年幾らになるかしりませんが、内示を受けた額の範囲で土地を買っていかれば開発公社は使わなくてもいいわけですから、この議論も起きないんですよ。大体本予算で買って開発公社でも併用して土地を買うなんてことは今までなかったんじゃないですか。企画政策課長、御承知ですか。話、余談になって恐縮なんですけども、そんなことはなかったと思うんですが、どうですか。

○企画政策課長

私も存じません。

○高橋委員

鉄道関連だからということで、いわば特異な事態だというふうに思います。お金がないから、買いたいけども、ことはこれで辛抱してください。来年は何とかしますといって総務課長も駅周辺の区画整理やってみえたでしょう。俺も早く買ってくれと。ちょっと待ってください。何ともならないのでお願いしますといって納得と理解を得ながら事業を回してみえた。環状線でもそうされればいいんですよ。何でそうやって双方でお買いになるのかちょっとわからんけども、しかし、これは環状線ができ上がらないと三河線の高架の立ち上がりとの関係があるので、むしろ縛られておるといことでしょ、多分、善意に解釈して。だから売りたいという声が上がったときにはばさっと買いにいきたいと。その気持ちもわからんじゃないです。だから、これはこの開発公社を使って先買いをされることを否定してるわけじゃない。それも一つの例外的措置なんだけども、一つの行政側の姿勢のあらわれだというふうには理解をいたします。しかし、問題は、そのお金なんですよ。どこで調達するか。ここで原則が少し逸脱があるということをお願いしておきますね。

これは知立市はそういうふうにはなっていないからいいですけども、先ほど言ったような開発公社というのは実力以上の仕事をするわけです。だ

から先買い、先買いで限度額までどんどん借りていっちゃうと、お金を。しかし、再取得はできないと。そうすると金利がどんどん膨らんできますよ。お金が返せないわけですから、土地が売れないわけですから。そうするとどうなるかという、当然一般会計を圧迫してきますよね。これが激しくなったのが夕張市であり、全国各地で塩漬けの土地だということで大問題になったんです。

だから開発公社というのはよしあしと、運用を間違えると、どら息子を抱えるような仕事になるということで我々も教訓を学んで、5年以上の塩漬け土地は早くきれいにしてほしいということを含めて今までも何度も申し上げて今日きれいになりましたわね。

だから、知立市がその対象になるとは言いませんが、したがって、開発公社にあまりお金がじゃぶじゃぶと注ぎ込まれるような仕組みはつくらんほうがいいというのが私の持論だし、多分この開発公社、あの基金の運用についてもそういうことも意味して有効かつ的確な方法で管理するということになっているんだらうというふうに思うわけです。そういう意味で、ならぬものはならぬというふうに申し上げておきたいと思います。

○田中健委員

先輩の後で大変恐縮ですが、市政会を代表として確認させてください。

今の高橋委員と当局の議論を聞く中で、高橋委員のおっしゃることも当然最もこれは市民が制度に精通していれば感じる部分ではあるかと思いますが、先ほど部長が、そうとはいってもどうしてもこの手法を取らざるを得なかったという部分の中で国庫補助金の話が出ました。我々としてもオール知立という考え方の中で、知立市にとってプラスマイナスで一番いい方法という部分の中で、その4.2億円のうち現時点でわかってる範囲でどれぐらいの国庫補助金がいただけるものか、もしわかっている範囲があったらお聞かせいただきたいと思うんですが。

○企画政策課長

試算をして担当課のほうからいただいたわけで

ございませんが、約半分ぐらいではないかなというふうには聞いております。

以上です。

○田中健委員

確かに財政が厳しい我が市にとって、約2億円という金額は、のどから手が出るほどほしい、その中で先ほど部長訂正されましたが、禁じ手とは一度までは口にしたほどの手法をとられるということですが、ほんとにこの方法しかなかったのか、その点だけ、もう一度だけ確認お願いします。

○企画政策課長

今の委員の御質問は、開発公社でということでございますか。

私どものほうは、先ほど来、企画部長も申しましたように、開発公社を利用してということで補助金がいただければそんなありがたいことはないということで開発公社を第一というふうに考えております。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第3号について、挙手により採決します。

議案第3号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、議案第3号 知立

市基金条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第4号 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第4号について、挙手により採決します。

議案第4号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第4号 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第5号 知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第5号について、挙手により採決します。

議案第5号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第5号 知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号 地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第6号について、挙手により採決します。

議案第6号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第6号 地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第7号 知立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○安江委員

それでは、議案第7号 知立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてお伺いします。

質疑での中島議員と重複するところがあるやもしれませんが、お伺いいたします。

平成24年6月27日に開催されました第4回まちづくり委員会において議題とされ、討議されました。防犯交通アドバイザーの廃止について、ここに至るまでの経緯と、その理由について、また、今まで存在してきました意義に対しての代替方策というものを何かお考えでしょうか、お答え願います。お願いいたします。

○総務課長

防犯交通アドバイザーですが、今日まで嘱託員というような位置づけの中で、報酬をお支払いしながらしかるべき、いわゆる知立市の抱える交通安全ですとか、防犯に關しましてそれぞれ適切なアドバイス等していただきまして、一定の意義があり効果もあったというふうに思っております。

今回、改めましてこの防犯交通アドバイザーをこの中ではなくしまして、さきの議会で御討議いただきました任期付きの職員ということで装いを変えまして雇い入れるという形をとるために、今般、ここの条項を外させていただいて任期付きという形に身分を変えて雇うという形をとらせていただくということですので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○安江委員

続きまして、子供の権利擁護委員会委員についてはどのような活動がなされて、市民生活にどのように反映がなされるのでありましょうか、具体的にお答えください。

○総務課長

これに関しましては、このたび子ども条例が制定されました。これに伴いまして、子供の権利と擁護をする委員会を定めることになりました。その中で、さまざまなそういった権利が侵害されたような場合について、それについて御審議いただいて必要な措置、アドバイスをいただくという形になります。よろしく申し上げます。

○高橋委員

今提案のことですが、子どもの権利擁護委員会、これは所管が違ってもしかたない。委員は子ども委員会という条例でうたわれておりますが、委員の委嘱は済んだのでしょうか。

○総務課長

私の知り得る限り、まだだというふうに思っております。

○高橋委員

6,800円、それで条例の、非常勤特別職の報酬の一覧表日額決定あるいは今あったように防犯アドバイザーのような方々のこれは月給制なんですがあるんですが、6,800円、これは所管が違うので、ちょっと議論しにくいんですが、子ども条例を議論したときに、この第21条、子ども権利擁護委員会を設置するというこの理事の中に弁護士の先生などに入っていたかというようなことも答弁されていたと思うんですね。残念ながら、まだ所管外だし、今どうなっていくのか、そこを総務課長に聞くのはちょっとしんどいわけですけども、日額6,800円という枠の中で処理できる人材なのかどうか、そこをどういうふうに考えていらっしゃるのかということは前からの疑問なんですよね。どうですか、そこは。委員になる方の職務もまだわからぬのに日額6,800円ということでやってしまっているのかどうか、ここにちょっと私は報酬の定め方にもう少し配慮ある議論と検討が要るんじゃないかというふうに前から思っているんです

が、いかがでしょうか。

○総務課長

御指摘の点、あるかと思えます。

ただ、同じ委員会に御参画いただく委員のそれぞれの背景があらうかと思えます。御紹介のような専門的な知識を有する方々、弁護士ですとかそういう方々も出るでしょうし、一般の市民の方もあるかと思えます。その中で、位置づけの中で、同じ委員だから同じ金額ということもあらうかと思ひまして、現在までこういう形になってますけれども、同じ委員の中でも委員の位置づけの中で報酬の額を変えるという考え方も一面ではあらうかと思ひます。

ただ、これについては近隣各市も含めまして多くの自治体がこのような形で同一の金額という形で差をつけていないところのほうはるかに多いというふうに感じておひまして、非常に大きな課題ではあるとは思ひますけれども、今回、今までと同じような形の中で役割が同じ委員ということ日額、日額といつても朝から晩まで、御存じのとおり御審議いただく時間というのが限られておりますので、その中で1日当たりの6,800円ということで御理解を賜りたいというふうに思ひます。

○高橋委員

例えば教育委員会、大学の先生もみえれば主婦の方もみえる、ということですよ。日額規定に今問題になっておるのが子どもの権利擁護委員会の委員、これは保護者が入られるかもしないです。あるいは大学の教授が臨床的な側面から入られるかもしない。あるいは子どもの権利にということで弁護士が入るかもわかりませんですしね、しかし、それは一律6,800円だと。ここにはそういうものに参画される人々の人格的なその方の持つておられる常識というか、キャパシティーといひますかね、そういうものから半分ボランティアで自分の仕事が能力が生きるならという側面の受けとめも相当あるんじゃないかというふうに思ひますが、ただ、そういう点での日額をやっているのかどうかという点での悩ましさもある。

この前の議会で報償について企画部長が7段階

に分かれているという御説明がありまして、ドクターから始まって大学の教授にずっとあってね、弁護士があって、ランクづけして報償です、お礼金についてのすみ分けをしているんだという趣旨のことがありました。

そういったことからいうと、条例で日額を決めると、あるいは月額を決めると、こうなっているので今回の規則になるんだけど、あまり細かくして問題だし、かといって大きくずぼっとやっつけばいいということも問題だというふうに思うので、なかなか難しく悩ましい問題だと思うんですが、基本的にはどうなのでしょう、もうちょっと繊細、日額全部6,800円で、私さっきの総合計画審議会を思い出しますが、半日やって6,800円ずつ口座へ振り込んでもらうとね、これどうかなと思いつつ私、あえて甘んじて振り込んでいただいていたんですが、私の感覚からいうと半日6,800円というのは高額だなという感じがする。皆さんは知りませんが、そういう受けとめ方もあれば、俺のようなものが半日頑張って6,800円かよと、こういう意識もあるかもしれない。そこは悩ましい問題だし、そのベースは一部ボランティア精神も発揮しながらということあるんでしょうが、少し研究されていいテーマでないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。これ、全部日額6,800円で統一されておるんですか。

○総務課長

御指摘の点については、それぞれ私どもも財政にいたときもそういう感覚は持っておりました。したがって、それぞれ各市の状況があるまちではそういった疑念というか、疑問をお持ちになる際に、やっぱり各市の状況をこういったものについては調査をしながら、果たして自分のところのそういった報酬が適切な額なのかどうかということをそれぞれ県内の市町の状況調査をして額を決めるというようなことをおとりになるケースもございます。

今回については、私ども、そこまで調査をしておりませんでしたけれども、これについては御指

摘のあるように今後さまざまな委員会等が今後もできるやもしれません。そういった中で、改めて考えてまいりたいなというふうには感じております。

○高橋委員

ぜひそういう視点をしっかりお持ちになってね、今後対応していただけていくことが大事かというふうに思います。

もう一つ、さっき出ましたが、防犯交通アドバイザー、これはここから消えましたが、今度は任期付き短時間職員という形で非常勤特別職から外れて任期付き短時間職員になったと。私もあのとき申し上げたんですが、任期付きの短時間なんていう妙な職の採用をふやすべきではないということをお願いしたんですが、しかし、結果的に交通アドバイザーは月額16万5,000円が再任用職員並みの金額になる。しかもボーナスも年に2カ月ぐらい出るということで相当待遇改善されたということになるんですね。

その待遇改善の側面は否定しないんですが、しかし、考えてみたら、本会議でも議論になった徴税嘱託員というのは、場合によるもっと激務ではないのかという思いが私にはあります。それが14万9,000円で据え置かれていると、今回の提案はね。名前は変わりましたがということについても矛盾を感じないわけじゃないんですけども、担当課長、どういう思いでしょうか。

○総務課長

確かに今回、国民健康保険税の徴収嘱託員というものを廃止させていただいて、かわりに市税徴収嘱託員ということで金額が同じという形で防犯交通アドバイザーの金額と比べますと若干安い14万9,000円程度の同じ金額で装いを変えたという形でございます。

ただ、昨今の税の徴収の関係の嘱託員の方ですね、以前は比較的隣戸ですとかそういったこともあったというふうに聞いておりますけれども、今からは最近調査中心で、比重を調査を中心にやっていく、そちらに重きを置いていくというふうにも聞いておりますので、我々が以前持っていた

イメージよりは労働の中身ですね、それが内容に若干シフトして改善されていくのかなというふうには私は感じております。

○高橋委員

以前はもっと優遇してあげないかんかったけど済んじゃった話なので、今度から大分軽なるよと、これは本会議でそこは議論がありました。

ただ、私、交通アドバイザーが16万5,000円、これをやめられて、今度は任期付き短時間職員になって事実上、年収が上がるわけですよ、この16万5,000円よりもね。片方では、今、総務課長がおっしゃったような向きの職務形態にはなるけれども14万9,000円と。たまたま今回改正されている職務がこの2つなので、この2つを比較して物を言わざるを得んわけですが、もう一度、私は適正な嘱託員のあり方、給与、報酬のあり方、これはかつて報酬をどうやって決めるんだという議論がありまして、これは同じような職務の初任給をベースにして、ボーナス出さないわけですから年間のボーナス分をくくった金額の月数にして、それを月割にした金額なんだというのが当てはめ階層と金額なんだというやり方でやってきましたが、あれから時代も変わりましたし、むしろそれやると減ってしまうよということになるかもしれませんが、その当てはめ給も含めて、一度検証していただいてもいい時期にきているのではないかと。下げろということを言っているわけじゃないですよ。交通アドバイザーがさっき言ったような形で待遇改善されているわけですから、そういう側面を考慮した上で、もう一度見直し再検討があってもいいのではないかとこの感じがするんですが、いかがですか。

○総務課長

まさに委員がおっしゃることは的を射しております、私どもも10年程度だと思いますが、中身をこれは見直しをしております。おっしゃるように、今現在で見直すと公務員の賃金は下がっておりますものですから、以前の基準をそのまま当てはめてやりますと、これは多分下がります。ですから、その点も含めて中身については、私もそろそろ再

検証して、このままでいいのかということは改めて踏みとどまってみて中身は検証する時期にはきえておるのかなというふうには感じるところでございます。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第7号について、挙手により採決します。議案第7号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第7号 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号 知立市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終

わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第14号について、挙手により採決します。

議案第14号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第14号 知立市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第5号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○久田委員

議案第27号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第5号)に関しまして、若干お教え願いたいと思います。

素朴な質問なんですが、補正予算書の27ページ、土地売払収入が減額の1億5,000万円というふうになっておりますが、ここら辺のことを御説明願いたいと思います。

○企画政策課長

こちらに関しましては、本会議の質疑の中にもありましたように、土地開発課のほうで保管しております土地ということになっております。

○久田委員

わかりました。

次に、教育関係で81ページ、15節の工事請負費、屋外施設営繕工事事業減額マイナス1,818万9,000円が減額になっておりますが、ここら辺の内訳をお願いしたいと思います。

○生涯学習スポーツ課長

屋外施設営繕工事費1,818万9,000円の減でございます。これは多目的広場、いわゆる北林運動広場の工事を行う計画でございます。国交省のほう

から借り受けをする形で建設工事をさせてしております。

そういった中で、国交省の土地という中で、いろいろ条件をつけられて工事をしております。そういった中で、当初5,400万円の計上をさせていただいております。

そうした中で、当初予算、当初の契約ですね、3,134万2,000円、その設計変更といたしまして雑草の防止及び防草シートの追加等でございます。その追加が343万8,000円でございます。それでほぼ工事は終了しておりますが、入り口等の扉、これは非常に重かったものですから、それを追加工事といたしまして57万7,000円ほど追加しております。そういった中で、精査をいたしまして、今申しあげました減額1,818万9,000円ということでございます。

この今回の工事費の一番大きなものとしたしましては、当初移転先の整理が必要であったということで、今回移転した先とは違う場所ではございましたが、そちらの整備をするというような条件がつけられておりました。そういった中で、いかに安くこの工事ができないかということで国交省のほうに交渉を重ねてまいりました中で、移転先の変更をしていただきました。その中で移転先の整備費がなくなったこと、また、整備工事の中で側溝が既設にあるわけですが、それを強固なものに変えるという条件でありましたが、既設の今のあるものをつけかえて移転できるというようなことの工法で認めていただいたことで減額となったような理由でございます。

○久田委員

いろいろ精査して使い勝手のいいようにやって、入り口の扉の追加工事等もやられて、そういう中で1,800万円ぐらい浮いてきたということでありますね。

それで、関連ですけれども、この北林運動広場は非常に聞いておると、なかなかゲートボールだとかグランドゴルフで老人会の方が活用されていて、利用促進というか、利用を持ってやってもらうということでグランドゴルフの道具だとかゲー

トボールの道具なんかを倉庫のほうに置いていただいで、結構使い勝手のいいようにしていただくと、もっと利用促進ができると思うんですが、そこら辺はどのようにお考えでしょう。

○生涯学習スポーツ課長

こちらのほう、11月に使用開始ということでさせていただきます。ちょっと昨日現在ですが、利用の状況を調べてまいりました。グランドゴルフが11回、ゲートボールが16回、ペタンクが10回、その他で1回、計38回の利用がございました。月数で見ても、かなりの利用が私どもの当初予想するとあったのかなというふうにも思っております。また、これからは暖かい運動がしやすい季節になっていきますので、そういったことも踏まえると利用がかなりふえていくのかなというのは予想もしております。

そういった中で、今、御質問がございました器具の整備というようなことかと思いますが、倉庫を整備の中で設置をさせていただいております。そういった中で、本来ここの利用につきましては、場所を提供するというような、広場を提供するというような中で整備をしまして、倉庫がその方々の利用ということで設置をさせていただいております。ですから、今現在、私どものほうで御用意しているものは、レーキあたりとか、そういう面を整備するものを置いて利用をさせていただいている中でございます。それで今言った倉庫の中には皆様方が持ち寄った道具あるいは備品等が入れてありまして、そういったものを利用のときに鍵を提供して使っていただいているというふうでございます。

今後、そういったものの使い方の中を見きわめる中で、必要ということであれば予算の範囲内で提供をしていけたらというふうには考えます。

○久田委員

道具なんかはゲートボールとかグランドゴルフやる方が持ち寄って倉庫の中に入れておるといふことでありますが、特にゲートボールの場合は、テープで張ってコースを決めたり、あるいはセンターポールが必要になってくるんですけど、道具

はあってもセンターポールだとかテープがないとなかなかやれないものですから、そこら辺の用具というか、道具の整備を何とかお願いできんかというような要望も聞いておるんですが、そこら辺いかがでしょうね。

○生涯学習スポーツ課長

利用につきましては、今申し上げたような3つ、3団体が主ではございます。1つの団体のものを買うというわけにもまいりませんので、そういった中で使われる方との中で、同じ答えになりますが、予算の範囲内で提供できるものはしていけたらというふうを考えます。

○久田委員

先方と一回相談していただいで、予算の中でできる範囲で何とかお願いしたいということをお願いしておきます。

それで、この北林運動広場というのは、当初体カづくりということが目的でこういうふうをやってみえたと思うんですけど、先議会だったかな、高橋委員が竜北中学のほうの夜間照明が活用できるようになって4月からサッカーや夜間にできるということを提案していただいで、これが現実になってきたわけですけど、私も竜北のほうのサッカーやってみえるお父さんから、北林運動広場で低学年ね、1年生とか2年生の子が、たまたまフェンスが低いものですから、あまり高いボールだと道路へ出ちゃうということでね、高学年がやると上へボールが上がっちゃって外へ出ちゃうけど、小学校1年生、2年生の低学年が体カづくりを兼ねたサッカーの練習をしたいというような要望も聞いておるんですが、そこら辺、利用可能でしょうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○生涯学習スポーツ課長

ここ整備に至った経緯の中で、高架下というようにございまして、雨天でもできるというのが一番の利点、メリットであったように思っております。

それで、今、御紹介したように、主に使っているのはグランドゴルフほか3団体であります。それで、どんなことに使えるのかなということも私、

思うわけですが、少年野球、今言った少年サッカーもそうですが、体力づくりというのがどの競技、スポーツにおいても必要なかなというふうにも思います。そういったことでの雨天で外が使えないということ、そういったところでの体力づくり、あるいは柔軟体操といったいいのかな、そういったものの利用は全然可能だというふうにも思います。

ただ、ボールというふうになりますと、やはり国交省から借り受けをしている中で、今ネットを1メートル80センチ前後のネットがあるのみで、簡単にボールが外へ出るというような状況でございますので、何だからいいというのはちょっと難しい判断にはなりますけど、キャッチボールでボールが出ない程度ならいいのか、あるいは低学年だからいいのかというのは、ちょっと判断には難しいところではございますけど、どんなことをやるのかということのお示しをいただいて判断もできればというふうには思います。

○久田委員

先ほどの答弁の中で、11月にでき上がって、グランドゴルフが11回、ゲートボールが16回、ペタンクが11回、その他が1回という御説明でしたが、その他の1回ってというのは何でしょう。

○生涯学習スポーツ課長

これは、スポーツ推進員というのが知立市でございます。そういったその人たちがウォーキング、ちょっと名前をど忘れしましたが、ストックを使って歩くウォーキング、その講習会があったそうで、それを行っております。

○久田委員

ありがとうございました。

体力づくりが目標ということで、ネットも1メートル80センチということでボールがけり上げると出ちゃうということで危険だということですね、それはよくわかりました。

仮に2メートル50センチぐらいまでワイヤーを張って、カーマあたりでネット買ってきて張って外に出んような状況を借りた側がそういうふうに行った場合、許可していただけるでしょうか。そ

こら辺どうでしょう。

○生涯学習スポーツ課長

最初に申し上げましたように、国交省から許可を受けて工事施工をしております。そういったことでの今言ったネットの設置ですね、そういったものところはちょっと難しいのかなと。

といたしますのは、条件の中に今出しておる中でネットの設置ということは全てふれておりませんので、今後もしそういったことの設備ということであれば変更の依頼と申しますか、それを出した中でしていかなくちゃいけないのかなと思いますので、設置者がやるからいいとか、そういったことでは不可能かとお答えになります。

○山崎委員長

ここで午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後0時58分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○久田委員

午前中の続きでございますけれども一点だけ、国交省への申請が必要ということで利用促進の見地からも、ぜひ申請をお願いしたいと思います、いかがでしょう。

○生涯学習スポーツ課長

利用促進の意味から、今後多くの団体に利用いただくには、この問題は不可欠なものかと思えます。

高架下という特殊な性質もございます。どういった方法が有意かも含めて、今後検討してまいりたいと思います。

○水野委員

補正予算書の79ページ、市史編さん事業、このことについてお伺いしたいと思います。

減額として492万円となっております。特に私が気になるのは、古文書などのデータ化業務委託というところがありまして、ここが259万7,000円と。これ、以前、委員会でも市史編さんについては遅いということですね、もっと早く進まなきゃい

けないんじゃないかという指摘があったと思うんですね。当時、私、委員長のときに、そのような指摘が先輩議員初め、多くの議員からあったんですね。これ、事業として進んでないということなんでしょうかね、どうなんでしょうか。これ。

○文化課長

今回の補正につきましては、259万7,000円減額しております。これは設計額がありまして、6社によりまして入札を行いました。その結果、最低金額で落されたところがこの金額になって、残りを今回減額したものですから、遅くなってというわけではございません。あくまでも入札による入札差益の減額でございます。

○水野委員

この市史編さんについては、もう一度確認したいんですけど、大体いつぐらいまでにめどがつきそうなんですか。

○文化課長

現在予定しておるのは、平成32年というふうに考えております。

○水野委員

私のところにも、私のところに大したものがあるわけじゃないんですけど、おみえになりましてね、委員の方たちが、協力させていただいたんですけど、対応のまずさがあるわけですよ。

これはどういうことかという、もう、一度調査していただいたのに、またさらに来るというこの辺のところが遅くなる原因じゃないんですかね。しっかり意思疎通してみえます。

○文化課長

水野委員のところには大変お世話になりました。

最初に行ったときは、私ども悉皆調査ということですね、いわゆる全ての文化財の調査をしたいということで写真撮影等をお願いしまして、それをもとに、今度は専門の先生たちが、ほんとにそれが文化財としていいかどうかというのを私どもが全部先生から写真撮影を許可されたものをもう一度見て、これは時間かかりますからね、全部また見直しますと。そうしますとまずいものですから、そのデータを先生たちに見せまして、これと

これが文化財にふさわしいのかなというものをピックアップして、もう一度本調査というような形で進めていきたいというふうに考えておったんですけども、やはり2度、3度というふうな形でその調査が必要になる場合もありますので、そういったところで水野委員のところの文化財については、これで見させていただいて、これで調査は終わるといふような形になろうかと思えます。

以上です。

○水野委員

私もいろんな方のところに調査へ行っていたほうがいいということで、御紹介もさせていただいたんです。やはり写真を撮って、またもう一度という形で、私のところに苦情が来たのは、私自身も感じたんですけど、扱い方が非常に雑なんです。だから、やっぱりそれぞれの方は自分のものだ、あるいは自分のものというか、私の場合はお寺のものという感覚もありますので、非常に大事に扱うんですね。それを手袋もせずにね、ぱぱっとやられると、あまりいい気持ちしないんですよ。どう見ても扱い方が雑なんです。私も紹介した方におしかりをいただいたんで、もっと丁寧に扱ってくれと。

それから、私は市の方に御迷惑かけちゃいけないと思って、専門的な方に京都の芸術委員の方が写真撮っていただいて、そのデータを当時庶務課長、今向こうのほうへみえますけど、渡してあげたんですよ、わざわざ。専門の方が撮ってるにもかかわらず、どうしてもまた知立市で撮りたいと。データもちゃんときれいにして、わかるようにしてね、多分知立市ができないような形でやってあげたにもかかわらず、そういう規則は規則だとかって言われたけど、そういう規則必要なんですかね。私以外の方もそういう形でちゃんとやられたとってみえたんですけど、渡したと。でもまた撮らせてほしいというふうに言われてきたんですけど、丁寧に扱ってくれるなら撮らせてあげてもいいけど、手で触られたらね、やっぱりいい気持ちしないと思うんですね。その辺のところはどうですか、文化課長。

○文化課長

当時の取り扱いについては、ほんとに私どもの専門的な方だけではなくて、またそういった文化財編の委員たちにお願ひしておったわけですけども、確かにそういったところで配慮が足らなかったなというふうに思っております。

そういった苦情等もありましたので、扱い方には十分注意して、職員もそうした出かけていく委員の方にも、しっかりその辺はやっていくように言っておきました。

あと、写真のほうにつきましては、確かに委員のいただいた写真いただきましたけども、私どものデータとして全て残していく段取りの中で、やっぱり必要なところがありましたものですから、水野委員のところもありますけども、私どもも全てそういったデータ化してきた中で、市の中でのデータ保存用のジャンルの中に入れていきたいというのがありましたので、お願ひはしておったところです。

○水野委員

私のところという言い方ではいけないのであれなんですけど、全体的なことで、ほかの方からも苦情がきたということで、私それも聞いているので。データもちゃんと渡して、多分市ではできないレベルのものを渡してるんですよ。だから、そのレベルではないということだけはお伝えしておきます。全然レベルが違うんですよ。ちゃんと修正して直していく過程から、ずっと復元していく過程も全部撮って渡してるんですよ。だから、市が撮りたいというそのレベルではないんです。来てばちっと撮ってるだけでしょう。そこはちゃんとスタジオで撮ってるんですよ。そういういいかげんなことを課長、言っただけはいかん。いかがですか。

○文化課長

当時の悉皆調査のときの写真は、確かに私ども職員のところも撮っておりました。そして、本調査に行くときの写真につきましては、私ども名古屋市博の専門のカメラマンとか、そういった者をついて行っていただきまして写真等も撮ってあり

ますので、決して私どもが簡単な写真のみでやるということとはしておりません。

文化財編という本をつくっていく中に、職員だけの写真というのは考えておりませんので、よろしくお願ひします。

○水野委員

県のほうからも、実は私のところへ来てるんですよ。全然対応が違うんですね、はっきりいって。だから県の方は、ものすごいしっかりしてやっていただいたので、これほど差があるのかと。予算の面とかいろいろあるかもわかりませんが、持ち方だと思うんですね。

特に、この知立市は、知立在民の方と接するわけだから気持ちですよ、言葉の。そのところを大切にしてもらいたいです。県の方が親切にしてくださいでも知立市の方が親切にしてくださいと、やっぱり寂しいですよ、これ。だから、ここの気持ちの問題だと思うんですよ。言葉一つ考えていただきたいということがあります。

それから、この市調査協力員報酬金ってありますけど、今はどんな方がなってみえるんですか、ちょっと教えていただけます。

○文化課長

大学の講師の方だとか、高校の先生とか、いろんなジャンルの方がおりますので、あとはいろんな自然部会でいきますと、そういった動物だとか、植物だとかいう研究を専門にしてやられている方ですね、あと、各年代それぞれ中世、近現代とかいろいろありますけども、そういった方々も学校の先生方が多いです。

以上です。

○水野委員

何名みえるんですか。

○文化課長

それぞれの部会でありますので、ちょっと今は数字を細かく入れておりません。調べさせていただきたいと思うんですけども。

わかりました。編集委員の方は7名、顧問が1名になっております。それから、調査執筆員の方が10名、市史調査協力員文化財調査員37名です。

以上です。

○水野委員

たくさんの方がかかわっていただいているので、いろんな方がみえるということはよくわかります。一刻も早く平成32年ですか、完成予定、進めていただきたいと思いますが、今後、市民の皆さんが協力していただけるように言葉とかその辺はちょっと大学の先生いろいろあると思いますけど、気をつけていただきたいということをお願いしておきます。

○高橋委員

補正予算最初に歳入で、市たばこ税5,000万円増収ということですが、この内容を御説明ください。

○税務課長

市たばこ税におきましては、値上げ後、3級品と3級品以外というものがあるんですけども、禁煙される方がふえてまいりまして、3級品外、早くいいまして、品名でいいますとセブンスターとかああいった一般的なものが本数が少なくなりまして、それ以外の旧のいこいとかそういった旧のたばこのほうの消費がふえてまいりました。

ところが、平成24年度になりまして、たばこの減少が横ばいになりまして、若干上向きになってきたのかなというところで、たばこのほうの増収は見込めたものですから、今回あげさせていただいた状況でございます。

○高橋委員

議案の説明のときだったと思うんですが、当初予算でされたのかちょっとわかりませんが、県のたばこ税の変更があったんだという趣旨の説明ではなかったんですか。

○税務課長

申しわけございません。それは平成25年度についてでございます。

○高橋委員

平成25年度は4億円、今回が5,000万円補正されて3億6,000万円。一口にいうと、いこいというのは私も若いころは飲んだことがあるんですが、セブンスターのほうがちょっと高いですね。つ

まり、高い品目より安い品目にシフトがあったと。それがまた戻ったということですか、今の答弁は。どれぐらいの量で戻ったんでしょうか。

○税務課長

本数的には相当差があるんですけども、さっき言いました高いほうのたばこの特3級品といわれるたばこなんですけど、こちらのほうは、当初6,554万本見込んでおったところを決算見込みとしまして7,720万本、若干ふえてきたと。これが去年までは減少か、もしくは横ばい状態だったのが、ことし本数がふえてきたということでございます。

それと、3級品といわれるものですね、先ほど言われましたいこいとか昔でいうゴールデンバッドとかそういったたばこなんですけど、それにつきましては、本数は少ないですけども、当初461万本と見込まれていたものが決算見込みで300万本と伸びが落ちてきたという状況でございます。

○高橋委員

私も昔、学生時代は、しんせいやいこいを吸いまして、社会人になってセブンスターと。今日は健康を留意して禁煙と、こういう人生を送っておるわけですけども、そういう傾向になってきているという程度の話にとどめておきましょう、それはね。

それで、せっかくなので、平成25年度はどういうふうなたばこ税が変わってくるんですか。

○税務課長

平成25年度は、たばこ税につきましては増税されませんが、たばこ税の中の配分ですね、県と市の配分比率が若干変わってまいります。

旧3級品におきまして、1,000本当たり644円が県たばこ税から市たばこ税のほうへ移ってまいります。それと、3級品のたばこにつきましては、1,000本当たり305円が県税から市税のほうへ移ってくるという状況でございます。ですから、たばこ自体の値段は変わらないけども県、市の割合が変わってくるという状況でございます。

○高橋委員

県税であったたばこ税の一部が市のたばこ税に

変わってきたと、あるいは比率が変わったと。そのために来年度は4億円ですね、たばこ税の4億円というのは史上最高じゃないですか、税としては。かつては1億円か2億円。みんなが喫煙しておった甚だしいころでもそうだったんですが、今は4億円というのは大変重要な財源だと思うんですね。

税務課長、詳しい議論はここでやるとまた時間がかかりますから、紙に書いてまたお出しください。県税のどの部分がどういう比率で変わるかということ。委員長、いいですかね。

○税務課長

わかりました。

○高橋委員

次に、固定資産税をちょっと伺っておきたいと思います。

17ページになりますね。5,500万円の補正増42億1,000万円ということになりました。これは評価替えの年の最終補正ですが、大体年度末これで決算見込みという理解でいいですか。

○税務課長

決算見込みまして、修正させていただきました。

○高橋委員

そうしますと、ことしの評価替えによりまして固定資産税は対前年度比94.5%ということで減ったという理解をするんですが、そういう理解でいいですか。

○税務課長

評価替えによりまして。はい。

○高橋委員

評価替えによりましてはいいけど、94.5%を確認してほしい。

○山崎委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後1時19分

再開 午後1時20分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長

平成23年度に比べまして96.1%でございます。現年度分につきましては96.1%。

○高橋委員

現年度はそういう数字、滞納繰り越しを含めた固定資産税の税の全体の収納金額が、これ決算見込みという前提でやりますと、滞納も入れると94.5%、現年度分で96.1%。

それで、評価替えの年というのは最近毎年下がるんです、前年度。評価替えの年、つまり平成24年、これ評価替えの年なんで、前年度に対して下がるんです。つまり、評価をするたびに課税客体が小さくなっている、こういう結果になっているわけですね。

それをちょっと調べてみますと、平成24年度の対前年度比の減少が一番大きい。つまり、平成24年の前の評価替え、平成21年です。3引いていけばいいですね。その前が平成18年、その前が平成15年というふうになるんです。そのときの決算額を前年度と比較していきますと評価替えによる税収の減が出ますよね。これをずっと調べてみますと、平成24年度が一番大きい、落ち込み額が、収納額がということになるんですが、そういう理解でいいですか。

○税務課長

全体におきましてはそうかもしれませんが、現年分におきましては評価替えで落ちましたけども、土地に関しては上下のふたがなくなっておりますので、若干落ち込みが抑えられております。

ただ、家屋につきましては、評価替えによりまして材料の単価自体が相当評価替えで置きかえる材料費が相当下がっておりますので、家屋については相当落ち込みがありました。そういう状況でこういう状況になっているというふうに判断しております。全体から見ると、土地から見ると、それほどの落ち込みはなかったというふうに判断しております。

○高橋委員

そういうことですが、固定資産税というのは土地家屋に課税する、あるいは償却資産に課税するわけですから、相対で見たときに家屋への課税が

評価替えによって下がることを今おっしゃるように軸にして、土地もそういう傾向にあります。軸にして評価替えをやるたびに落ち込みが大きくなってきていると。そういう傾向にあるということは、お互いにしっかりと受けとめたほうが良いと思います。

その上で、平成25年度は41億5,100万円ほどの当初予算組んでみえるんですが、これは決算見込みより小さくなっているんですね。つまり最終補正が42億円でしょう。平成25年度の当初予算はそれより小さい。これは本会議で議論がありました。目いっぱい出すのかいといって総務部長がおっしゃったんですが、見通しとしてはこれだけの当初予算の計上なんだが、どんな方向の見通しを、これは平成25年度に入っちゃって恐縮なんだけど、どうでしょうか。

○税務課長

平成24年度につきましては決算ということで、ある程度決算見込みができますけども、平成25年度におきましては、過去におきましては現年分におきましても98.0%前後の収納率があったというのもありまして、うちのほうとしては、今までのとおりの99%での収納ということは見込みがたい線がありまして、ちょっと平成25年度におきましては、過去に28%がありましたので、それも見込んできつめて見ております。

○高橋委員

それは収納率をきつく見たのか、課税客体そのものを小さくみたのか、収納率を小さく見たということですか。

○税務課長

平成25年度は評価替えではありませんので、平成24年度とそれほど調停額に関しては変わらないと思っております。

ただ、収納額については、予算をつくった時点が早くて、今、景気のいいアベノミクスと言われておるその前の時点ですので、相当中国の関係もありまして落ち込むのかなということを考えまして、過去の収納額を見まして予算のほうをつくらせていただいたというのが状況でございます。

○高橋委員

決算の数値をちょっと歴史的に見ますと、先ほど出た3年に一遍の評価替えの年は固定資産税自身が下がるんです。絶対額がね。したがって、対前年度も下がると。

ところが、2年目、3年目ということで上がるんですよ。上がってきてがたっと落ちると。階段状にこういうふうになっておる。

ところが、平成24年度の落ちが一番大きかったというのがあるんですが、評価替えの翌年、つまり平成25年、平成26年というのは上がってくるというのが当市の固定資産税の傾向だというふうに私、理解しておるんですが、その傾向にやや違う要素が入ってきたということですか、平成25年度の予算計上。固定資産税の収納額を見ますと、そういう傾向とは違う傾向なんですけど、これは部長が答弁されましたように、そういうことなんだが、計上はこういうことなんだよと。しかし、本質的にはもうちょっと延びていくんだと。アベノミクスではなくて、もともとのこの予算編成時の議論からいってもそういうことなんだと。つまり、財源が留保されているというふうに理解すべきなのかどうかということを含めて答弁いただきたい。

○税務課長

調停額のほう、調停のといいますが平成25年度の調停は3月末、4月入らないとちょっと出てこないものですからわかりませんが、それを予想で見込んだときには調停額から見ますと若干ふえてくるだろうというふうな形でうちのほうは予想を立てております。

ただ、予算をつくるときにいたしましては、欠損があつてはいけないということを考えますので、今までの2年前の平成21年でしたか、平成22年でしたか、そのときの収納率が一旦一気に落ちた時点がありましたので、そこをちょっと確認させていただきまして、今回予算計上のときにはちょっとその収納率を使わせていただいたという状況でございます。

○高橋委員

前回の評価替えの、つまり平成21年ですね、そ

の翌年の固定資産税、あるいは前々回の評価替え、そして、その翌年の収納実績、これ決算で数値が出てるので、それを見ますと、一律ではないけども3%程度固定資産税そのものが評価替えの年の翌年は評価替えの年よりも上がるというような傾向になっているという、そんな感じがするんですね。

そういうものから推してはかりますと、1億5,000万円から2億円近いもう少し財源が生まれてくるのではないかと、固定資産税でという感じがいたしますが、私の意見に対してどういう御所見でしょうか。

○税務課長

平成25年度の決算となれば、きっと高橋委員の言われるような形で上がってくるのかなというふうには思いますが、今の時点でそこまでは見通しができないものですから、うちのほうとしては、今までの収納率の過去の結果をもとに出させていただいているという状況でございます。

○高橋委員

そうですね、まだ結果が見えませんが、まだ平成25年にもなってないわけですからね、どういう年になるのか、それによって固定資産税も変わってくるということをお互いに認識しながら、きょうのところはそういう意見があったということを一とつ小耳に挟んでおいていただければというふうに思います。

それで、歳出について二、三お尋ねしたいんですが、1つは、35ページです。ここに企画費の005特定規模電気事業者との契約の手数料ですね、これがございますが、21万4,000円の減額、この理由について御説明ください。

○企画政策課長

この減額につきましては、エネルギーサービスプロバイダ、ESPですか、そこと契約した際、一月14万9,100円ということで契約が締結できました。年間12カ月で178万9,200円という契約ができましたので、当初予算では200万4,000円組んでおりましたが、その契約差金となっております。

○高橋委員

平成25年度の当初予算では272万円と、相当大きな予算になっていますが、この補正予算との関係について御説明ください。

○企画政策課長

今後このPPSから電力供給をしていく施設が増加していくことに伴う増額となっております。以上です。

○高橋委員

ちょっと反問権ではないけど、答弁の趣旨がよくわからなかったんですが、何とおっしゃったんですか。

○企画政策課長

平成24年度において、契約しておりましたPPSからの電力供給の施設が文化会館、社会福祉協議会、若干そういった施設がふえてくるということで増額となっております。

○高橋委員

だとすれば、平成24年度は何施設で平成25年度は何施設だと、こういうことしょう。PPS、要するに中電から直売をやめて市中の中電以外のところから電力を買う施設をふやすんだと。だから当然、事務費がふえるんだと、こういうことでしょう。ちょっと具体的に教えてくださいよ。平成24年度はどこですか、公共施設。平成25年度は、どうなるんですか。

○企画部長

平成24年度は16施設でございます。平成25年度の前算につきましては、パティオと福祉の里八ツ田の2施設を入れた18施設になります。

○高橋委員

これ、当初市役所が入っていたので、市役所を除かれたという理解でよろしいですか。市役所は入っておるんですか。

○企画政策課長

市役所については、効果がないということで外しております。

○高橋委員

16施設がPPSを通じて電気を買っていると。その手数料が179万円ということですね、補正後の数字がね。

今回、平成25年度は、セットでちょっと議論しますが、文化会館と福祉の里を入ると。2つふえて272万円。これはまだ予算の段階で、これから正式に契約されるんですが、この根拠を説明してもらえませんか。なぜ2施設ふえると272万円の予算計上になるのか。どういう根拠で272万円を計上されたんですか。

○企画政策課長

E S Pのほうに支払いますこちらのほうの金額につきましては、施設ごとで、施設の残所もございまして、今ちょっと手持ちの資料がないもので申しわけないんですが、施設ごとによって金額が変わってくるというふうに解釈しております。

○高橋委員

それは大きな電力使うところと小さな電力のところでは手数料も多分違ってくるでしょう。ちょっとそれ以上の答弁がいただけないようなんだけど、来年度は2施設ふえて272万円程度の手数料を予定しているよと、こういうことなんですよ。

もう一つ大事なことは、電力が幾ら安くなったのかということですよ、電気代が。これとの比較で議論しないと費用対効果というのは明確になりません。平成24年度どの程度、電力料金、電気代が安くなったんですか。

○企画政策課長

電気の料金につきましては、各施設が節電対策等で節電したこともございますので、一概に比較した金額というのが、今手元に資料がございませんが、当初この導入した時点で300万円ほどというふうに申し上げておりました。その分の効果は出ておるといふふうに考えております。

以上です。

○高橋委員

当時のかきつばた、私どもが発行しておるんですが、このとき試算がしてありまして、これは2011年11月27日ですから2012年度の予算編成の最中、これは契約を前年度にしなきゃいかんわけですね。業者との契約は前年度、実効は平成24年度と、こういうことでやったんですが、当時は中電

から直売で7,758万円、他の電気会社からの受け入れ、E S Pを通じて7,246万円、その差額が316万円、そのうち手数料別途徴収されますので、実際はそんなには上がらないよと、こういう書き方になっておるんですけど、節電の状況や天候の状況は毎年違いますので単純比較はできませんが、16の施設の平成23年度の電気料と平成24年度の決算見込みの電気料にいかほどの差が出るのか、どの程度減っておるのかということを目安にするということでしょうね、基本的には。これがどうですか、これで検討されますと、どの程度、電気料が軽減されておるのでしょうか。

○企画政策課長

大変申しわけございません。

各施設のほうからの電気料のほうの集計を私どもは今取っておりませんでしたので、それは各施設のほうから集約すれば差額のほうは出るかと思っておりますので、計算をさせてもらいたいと思います。

○高橋委員

ちょっと私、さっきの資料の引用に間違いがありまして、電力料金の差は500万円ほど、E S Pへの手数料があるので、それを差し引いて316万円、4.08%の電気料の減と、実質的にというふうにはじいてあるんですが、大体この線に沿っていきそうだと、こういう理解でいいですか。一度きちっと精査、どっちみち決算のときには最後に施設のコストが出ますよね、維持管理費が。あそこの中で明確になると思うんですが、大至急、一度当たっていただいて、どの程度の減額になっているのか精査し、確認し、御報告をいただければと、こんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

○企画政策課長

電気の料金に関しては、翌月払いになっておるかと思っておりますので、3月末でもって締めたものを4月にあがってくるかと思っております。一度この時点で、よく平成23年度と比較をさせていただきたいと思っております。

○高橋委員

そうした電気料金の減額も市が積極的にやっているというようなことも大いに具体的な数字をあ

げてPRしていただきたい。そして、再生エネルギーにも力を入れてるんだということも同時にPRしていただきたいんですが、そういう視点がやはり非常に大事だというぐあいに思いますので、ひとつ御留意をいただきたいというふうに思います。

次に、電算管理費、37ページ、これは本会議でも我が党の佐藤議員がお尋ねをしたところですが、この電算管理費の005、おびただしく補正減になっていて、事業効果が事業が実行できたのかという趣旨の質問をさせていただいた結果、答弁は、平成24年6月から10カ月間予算計上したけれども、実際は平成25年3月1日から2カ月間の契約で済んだと。10カ月の契約の予算であったけれども、2カ月の契約だったので減額になったと、それはそのとおりの話なんです、問題は、2カ月間の契約で事が足りたのかどうかということです。その説明はございませんでした。この辺はどうなんですか。

○企画政策課長

こちらのシステムにつきましては、税務課のほうに課税資料のほうに参与しておるということで、税務課のほうと情報系のほうと調整をしておりますのでございます。調整と申しますか、現状のシステムのままででき上がっておるもので用がなされれば問題ないという形でずっと使っておったものが、今回この予算、当初10カ月、6月から契約をしていかなければということで私どものほうも考えておったわけでございますが、税務課との調整の中で特に支障がないということでずっと契約を締結するのが延びておりました。本会議でも御指摘のあったように、途中でこういったものがわかれば補正予算で計上してもよかったのではないかと御指摘いただきました。そのとおりにかと思えます。少し反省しておるところでございます。

御質問の、特に業務上支障はなかったというふうに聞いております。

○高橋委員

つまり、事業目的は達成されたんだと、2カ月

で、こういう理解でいいですか。

○企画政策課長

そのとおりでございます。

○高橋委員

わかりました。だとすれば改めて本会議の佐藤議員の指摘が極めて的確だということでもありますので、本会議でもその種の答弁されているんでね、ぜひそういう趣旨で実行していただきたいというふうに思います。

次に、学校整備の計画についてお尋ねをいたします。

予算書で申し上げますと、大分飛ぶんですが、小学校費75ページ、小学校費で242万円の減額、はねていただいた中学校費77ページの1行目に58万6,000円の減額、それぞれ減額の理由について御説明ください。

○教育庶務課長

こちらのほう、7社によりまして競争入札をしていただきました。その結果、入札差益によりまして今回減額となりました。

○高橋委員

契約金額はお幾らでしたか。

○教育庶務課長

1,023万7,500円です。

○高橋委員

正解ですね。そうなんですが、今度の補正後の金額を見ますと、小学校費で減額されますので714万1,000円残ると思うんですよ、当初予算との関係で。中学校費では352万5,000円残ると思われまますよね。これ、足しますと契約金額とびたっと合わないんですが、なぜですか。

○山崎委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後1時46分

再開 午後1時47分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

今、ちょっと資料で読み取れませんので、後ほ

ど答えさせていただきたいと思います。

○高橋委員

これは数字の問題ですからね、考え方の問題ではないので、ただ数字がぴたっと合わないということはちょっとおかしいので、改めて資料をお出してください。

それで、私ちょっとわからんのは、文化会館も今回やられました。文化会館も補正減になっております。これは別な入札をされたんですよね。

○文化課長

学校のほうの整備計画の入札が終わった後に子どもの方の入札をさせていただいておりますので、別でやっております。

○高橋委員

契約金額と落札業者名わかりますか。

○文化課長

落札金額は270万円で、消費税込みで283万5,000円です。会社名は、株式会社新日です。

○高橋委員

これは文化会館は文化課の所管、学校は小・中とも教育庶務課が所管されているんですが、学校施設整備計画、私も一般質問で取り上げましたし、いただいておりますね。落札者が株式会社都市造形研究所、名古屋市中区丸の内に会社があるようなんですが、今度の補正予算を見ますと、小学校と中学校と案分されているんですね、お金が。これはどうやって案分するんですか。

○山崎委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後1時50分

再開 午後1時50分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

1校当たり数えて7対3で案分しております。

○高橋委員

そういうことしかやりようがないかなと思うんですが、しかし、教育庶務課長、ちょっとあまり言葉じりつかまえたくないけども、最終補正は当

初予算は7対3になっておるんですよ。入札があって契約をされた最終補正、これは差益を減額しなきゃいかん。差益は67対33になっておるんですね。

企画政策課長、来年度公共施設の整備計画の委託をしますね。これは所管はばらばらですよ。保育園からあるんだけど、これは所管ごとに分離して入札するんですか。

○企画政策課長

学校以外の施設は、全て一括でやります。

○高橋委員

何で市教委はこういうふうに分散して予算計上されるのか、私はよくわからんわけですよ。入札は一本でやってみえますよね。小・中学校は10校一括。文化会館は別。今聞きましたら、今度は企画が一本で全部やるというんですよ。私は、この小・中学校も企画政策課が予算を組んで企画政策課でやるべきだと思うんですよ。何で任すんですか、現場に。だから妙な予算をつくらんといかんですよ、7対3。67対33になっておる。これは何でですかと言われたら、これは多分困っちゃいますよ。

100平方メートル以上の調査対象のこの施設の量によって案分するというぐらいの答弁しか私もできないんです。何でこんなふうに一括でやれば済む話を、文化会館と小・中学校は分かれまして、2つに。小中学校は予算の歳出上、小学校費と中学校費に一つの契約を分けて、予算がなければ契約は実行できませんからそうなると思うんですが、こんなわかりにくい不合理な施設整備の流れはないと思うんですが、どうですか。

○企画政策課長

委員の御指摘どおり、市の公共施設を全てを一括してという考えでいけば、昨年私どもも企画政策課のほうから提案してもというふうには思うんですが、たまたま私どものほうの学校以外の施設のほうに少しおくれておったと申し上げますか、学校のほうに既に実施計画等でそういったことをということが先に進んでおりまして、私どものほうとしても、一度学校のほうの施設ができ上がっ

たのを参考にしながらというふうな思いもございました。こういったことによって教育委員会のほうが先行したというふうになっておりました。

○高橋委員

教育委員会先行はいいんだけど、今度、教育委員会並みにやろうと思うと、保育園費、民生費で保育園11か10か知りませんが、11せないかね。10か、中央はいいかね。そうすると保育園費でこれだけ、それから、ほかの施設がありますから他の所管でこれだけと。全体の来年度の予算は1,756万3,000円なんですけど、これを所管ごとに分離して予算計上するという行為を平成24年度はやられたということになるんですよ。何でもこううとろくさいことを所管でやせないかねのか、これは企画政策課が、わかりましたと。私のほうでやりますと言われればそれで済む話を、どうなんでしょうか。

○企画政策課長

後の祭りと申し上げますが、今、委員の御指摘どおりで、市の公共施設全てを昨年計上しておれば問題なかったかと思いますが、何分にも私ども企画政策課のほうでの計画が、正直申し上げておくれておったと、教育委員会のほうがやっていくということを耳には当然入っておったんですが、そこで便乗してということまで考えることができなかったというふうに思います。

○高橋委員

企画政策課の立ちおくれと、言ってみればね。もう教育委員会が塩を取って土俵に入るのに企画政策課はまだ土俵下でまわしたたいておると、こういう景色なんだわね。

これは来年度の予算で意見を申し上げたいと思うんですが、いかにも問題ですよ。企画政策課の姿勢として、いかにも問題。教育委員会のほうが先行的に問題意識を持ってやらないかと。だから今回整備計画案が出ました。これを見て企画は来年、平成25年度で計画をつくると。既に教育委員会は発表されておりますから、案だけでも、どうやって調整するんですかというね、この議論が当然生まれてくるということを含めまして、企画

部が遠慮をされていたのか、あるいはほんとに抜かっていらっしやったのか、私は前者に解釈したいんですが、やっぱり今回はそういう点で、公共施設の保全に対する構えとスタンスは相当おくれたということを痛切に反省してもらい必要があるというぐあいに思うんですが、企画部長、どんなものでしょうか。

○企画部長

全く委員のおっしゃるとおりで、まず公共施設の保全計画の基本方針というのがまずあって、市全体の公共施設をどうするかという、それは正式な順番だと思います。

しかしながらも、私のほうの実計上でも学校の保全計画の計画策定というのは先にありまして、それにうちのほうの基本方針の策定がさきだったんですが、ちょっとこういう流れになってしまったことは反省点でございます。これ、済んじやったことなんですけど、全くその順番としては正しくない順番だとは認識しております。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時08分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

先ほどの整備計画の補正減につきまして、数字を述べさせていただきます。

まず、小学校ですけれども予算額が959万1,000円で契約金額が716万6,250円で案分することになります。見込みのほうなんですけれども、これを717万1,000円で見込みました。

それから、中学校ですけれども、予算額が411万1,000円、それで契約案分しますと307万1,250円になります。しかしながら、こちらのほうは見込み額のほうを352万5,000円で見込みましたので、少し補正減のほうを見ますと、ちょっと案分が7対3にはなっておりませんが、そのような状況でございます。

○高橋委員

案分は難しいもんね。案分せよということ自身が妙な話なんだ。

ただ、契約金額が1,023万7,500円なんだが、減額後の予算が1,066万6,000円になるんじゃないかというふうに思うんですが、そこは間違いはないですか。合っておるんでしょうか、補正後の数字と契約金額が。

○教育庶務課長

そのとおりでございます、補正後は1,069万6,000円になります。

○高橋委員

差益を計上されたもんですから、きれいにならないといかんのじゃないですか。何でこういうふうに誤差がまた出るんでしょうか。

○教育庶務課長

通常ですと委員の言われるとおりでございますが、今回ちょっと見込み額を予算が動くかもしれないということも働いて甘くみていたということでございます。申しわけございません。

○高橋委員

これ、入札月日が平成24年4月26日に入札されているので、今度の補正が最終補正なんで、当然この差益が確定しておるわけでしょう。確定しているわけですから、当初予算と今回の減額補正の結果、小・中と足さないかんのですが、セパレートになっておるのに、足した金額は契約金額とイコールになるというのが常識じゃないでしょうか。何でこれが食い違うんでしょうか。

○教育庶務課長

通常そのようになります。工期が3月22日まででしたので動くかもしれないということなんですが、ただ、ちょっと案分が中学校のほうが多く見込んでおりますので、ちょっと見込みが甘かったということで、申しわけありませんでした。

○高橋委員

これは小・中で案分させようというやり方が大体的なかんのだわ。それでもいかんですよ、びたっと合わんのは。4月に既に入札終わって、契約変更があるならこれは変更で、もっと早くからやら

んと間に合わないわけですから、この補正予算を組んだ段階で契約の変更というようなことを大体これで成果品ができてきておる段階ですから、補正予算が組む段階というのはね。だから、もう計上した予算がはっきりして行って、入札が済み、契約が済んだ、差益は幾らになるのかということもこれははっきりする。小学校で何%、中学校で何%というふうに、はなからコンスタント、乗数イコール比例、案分率イコールコンスタントにしておけば全然問題なかったと思うんですが、微妙に補正で動くんですね。こうしないといかんというようなやり方を市教委に求めた、求められたんではなかったんですが、これは本当ならさっき言ったように企画部が企画政策課の予算でやるべき、案分もせずはずぼんとやるべきだというのが私の説でね、こういうことをしたために末端でお金がどこかへいっちゃうわけじゃないんで、また決算で上程されればいい話なんです、予算書の補正額としては、ちょっときれいな終着ではなかったということは言えると思うんですね。ここはやっぱりしっかりと対応していかれる、実務的にも対応することが必要だというふうに思います。教育部長、どうですか。

○教育部長

確かに私ども予算が小学校費、中学校費ということで分かれておりますので、こういった案分という方法を使わせていただきました。

ただ、契約額というのは明らかになっておりますので、本来でいけば予算額引く契約額、答えが補正というふうになるわけでございますが、これは弁解じゃございませんけれども、補正を出す期限というのもございまして、その時点ではまだ3月25日の工期でございますので、何が起るかわからないということもありましたので、若干その見込みを残していたと、全額補正しなくても見込みを残していたというのが今の説明だと思えます。

ただ、この形もやはりすっきりきれいにならない形ですので、本来でいけば契約額と予算額の差を補正とするというのが正しいのかと思えます。

以上です。

○高橋委員

あまり言葉返したくないんだけど、最終補正で既に契約が4月にあって、最終補正でなおかつ契約変更が見込まれると、その成果品の入手が3月末だと。だから3月の補正を組む時期と最終的に成果品が完了する時期が3月だから、その間に時間があるからね、契約変更もあり得ることを前提に契約金額と予算減額をゼロにしないというのが今回早くあがったみたいなことをおっしゃるけど、そういうふうには財政処理しておるんですか、企画政策課長、それが原則ですか、今、教育部長の考え方は。私、それちょっと違うなと思いますよ。どうですか。

○企画政策課長

委員のおっしゃるとおりかと思います。教育部のほうは、そういった面では若干余裕をとということであったようですが、好ましくないのかなというふうに思います。

○高橋委員

今回は私が考えるにね、1つの契約を2つの科目で歳出しなければならないと。しかも案分を7項対3項、10分の3対10分の7ということで、多分分けられたと思うんですよ。それが当初予算の段階でも補正予算の段階でもその案分率でびたっといけばよかったんですが、2つの科目で計上されているために少々最終的な帳じりに誤差が生じたこと、私はそういうふうには善意に解釈したいんですよ、本件については。

だから、そういう意味でいうと、最終的な教育部長の答弁は、少々問題が残りますし、企画政策課長もそういう形の予算計上を前提にして保全計画を発注したという、そういう意味での企画部の本来は企画部の仕事だったはずなのに、そういうふうにしていったという、ここでの行政的な反省がセットでないといかんというふうには思っております。

副市長、まことに申しわけない。聞いておられたと思うんですが、どうですか。

○清水副市長

市の公共施設全体の保全計画策定ということで

考えていきますと、御指摘のとおり義務教育施設、文化施設が先行しましたので、市としての基本方針との関係でいうとどうかなということがありますが、基本的な方針等は間違っていないということで、今作成いたしました。

来年度に向けては、他の公共施設もやらせていただきますので、その中に義務教育施設、文化会館の施設も取り込んだ形の市全体のものを策定していきたいというふうに思います。

それから、もう一点、補正予算減額の仕方、これは少し計算がアバウトだったかなということが一つあるので、これはちょっと反省しなくちゃいけない点。

それから、もう一つは、これは中学校費、小学校費、これを高橋委員にこんなことを言うのは大変僭越ではありますけれども、予算の目的別ということではいけばそういうようなことで、いろんな例えば消防施設の管理委託とかそういうのも保育園施設があったりいろいろあるやつを総務が一括して入札をして、それを目的予算に振り分けて執行していくという例はいろいろありますので、そういう意味では、そのことはそういうことであると思うんですけども、前段の部分については十分反省をしなくちゃいけないというふうに思っております。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号について、挙手により採決します。

議案第27号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第27号 平成24年度知立市一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号 平成25年度知立市一般会計予算の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○神谷委員

それでは、平成25年度知立市一般会計予算のことについて質問させていただきます。

新規事業として予算化されたものについて、2点ほどお聞かせをいただきたいと思います。

まず、予算概要の144ページ、校務支援ソフト導入事業ということで予算計上されております。先生たちのお仕事、非常に忙しく、大変だということは重々よくわかっております。その中で、このソフトを導入することによって事務の効率化、軽減を図っていくというその趣旨もわかるところであります。

私、以前、国会議員の秘書もやっておりましたが、会社員として活動をさせていただきました。その中で、ISOというものが導入をされて、それも品質管理というものもありますけれども、事務の軽減が図られるということで導入をされたものでありますけれども、非常に導入したことによって反対に事務が煩雑化したと。同じような関係の書類も2種類用意しなきゃいけないかと、そういうような事例もあったというふうに記憶しております。今回これを導入することによって、同じようなまた事務が煩雑化するようなそういう事例が発生しないか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○教育庶務課長

こちらのほうの校務支援事業でございますが、今、先生方、紙ベースのお仕事と、あと一部エク

セルを使いまして業務のほうを行っていらっしゃると思います。

そちらのほうのエクセルにつきましては、もと学校のほうにおみえになりました教師の方がつくられたということで、そういった方の異動とかございますと、その都度あと手直しとかそういうことが難しい状況になっておりますし、学校ごとでそういった業務が少しずつ違ってございまして、異動の場合、御苦労されているということもございます。

今回この校務支援ソフトの目的といたしましては、そういったものを共通の様式をもって情報も共有化をしていきたいということでございます。ただし、その導入の初年度に当たりましては、やはりこういうことをしようとしますと事務の洗い出しから始まりますので、やっぱり当初の年度につきましては先生方にお忙しい思いをさせてしまうのかなということは思っております。

ただ、その整備された後には、そういう共有化が図られるとかそういった利点がございまして、事業を進めていきたいというふうに考えております。

○神谷委員

ありがとうございました。

当初運用時というのは何でも非常に大変なところがあると思いますけれども、ぜひほんとに事務を軽減させるためにしっかりお使いいただきたいというのと、セキュリティーもしっかりしていただきたいというふうに要望させていただきます。

以上でございます。

○安江委員

それでは、質問させていただきます。

今の神谷委員の144ページ、校務支援ソフト導入事業についてであります。セキュリティーに対して非常に注意を払っていただきたいというふうな言葉がありましたが、これは当然、各教師のID、パスワードはそれぞれが管理されるということになるということでしょうか。個々の教師の管理が非常に大切になってくると思われませんが、これについてはいかがでしょうか。

○教育庶務課長

現在、各学校のほうは校内LANが整備されました。各学校のほうでお持ちになっているパスワードは2つ程度でございます。今回、この校務支援ソフトを導入いたしますと、安江委員のおっしゃられるとおりに各先生方がIDのほうを持つこととなります。

この校務支援ソフトを導入していきたいという構想は、今年度始まったばかりではなくて、以前より学校のほうから要望もございました。その中で、そういった校内LANも整備されてきておりますので、セキュリティーポリシーの設定ですとか、そういったことの準備を進めてまいりました。今後は、皆さんへの研修とかそういうこともお願いしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

○安江委員

各学校に共通のシステムとありますが、各学校により、どなたかが一元管理をされるのでしょうか。また、この一元管理をされた場合には、非常に危険な状況にあるというふうに思うんですが、その辺のところはいかがでしょう。

○教育庶務課長

今回のそういったセキュリティーのほうですけども、セキュリティーポリシーの考え方は組織立てで各学校で責任者を置いていただいて、あとそれを教育委員会のほうで集約するというような形になります。

○安江委員

そうすると、学校で1人の責任者がおみえになるということですね。そういうことではありませんか。ちょっとお答えください。

○教育庶務課長

市役所と同じなんですけど、責任は個々で持っていただきますけども、ただ、責任者というのが必要になりますので、それは教育委員会の今は教育庶務課と学校教育課で最高責任者は教育長になっていくんですけど、そういった組織立てになります。

○安江委員

わかりました。

メリットとしては、教師の皆さんが子供たちと向き合う時間が1日当たり約30分増加したというふうな報告もありますし、また、業務の軽量化といった観点から考えるとすばらしいシステムではないかと思いますが、この点についてはどういふふうにお考えなのか、一言お答え願います。

○教育庶務課長

やはり校務支援ソフトという名称ですが、その目的といたしましては、知立市の子供たちのためにということがございます。先生方の職務が少しでも軽減され、その効率化された分が子供たちに還元できれば一番ありがたいなというふうに考えております。

○安江委員

次の質問に移らせていただきます。

ちょっと話が変わりますが、小・中学生の間で全国的な傾向として、現在、水中毒が流行していると言われていますが、このことについてはどのようなものであるかということをお答え願いたいと思います。

○学校教育課長

私もつい最近まで存じ上げておりませんでした。水分を取らないと新陳代謝が回らないということで、通常よりも水をたくさん取ると、やはり放出が必要なんですということで、トイレによく行くことがあるんじゃないかというのを水中毒ということ、つい最近知りました。

ただ、知立市内でそういう子がいるかどうかというのは、今のところ報告は受けておりません。

以上でございます。

○安江委員

日本の気候状況としては、身体的には水不足は少ないと学校医の先生は明言されております。これが進んでくるとトイレが近くなったりということで、授業を受けられないというような状況にもあるというふうに言われております。

また、中毒者については、どんな水でも飲む傾向にあるということで、今後は注意が必要ではないかと言われておりますので、知立市では今ない

ということですが、今後の対応としてどういうことを考えておみえになるかということをお聞かせください。

○学校教育課長

まず、注意といたしまして、やはり子供自身の尊厳が一番大事なことですから、情報というのは保護者から、あるいは子供から、あるいは専門医、医者から得て、その子にふさわしい指導をしていかなければいけないと思いますので、ですから、具体的に言いますと、トイレに行きたいのをだめとかそういうのではなくて、そこには理由があるわけですから、そういう会話をして連絡取り合っ

て指導することが大事かと思っております。

以上でございます。

○安江委員

十分、今後起きる可能性があるということですので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、予算及び予算説明書、10款1項教育総務費、235ページ、004少人数学級事業、市費負担教員報酬6人分とあります。008子どもサポート教員配置事業におきましては、先般の質疑の折に御説明していただきました。市内全小学校7校にお一人ずつの配置と伺いましたが、この少人数学級事業における6人分については、どういうものでありますか、お答え願ひたいと思います。

○学校教育課長

まず、少人数学級事業につきましては、小学校の3年生と4年生で35人を超える学年を考えております。

来年度でいきますと、3年生は来迎寺小学校、4年生につきましては知立小学校、来迎寺小学校、西小学校、八ツ田小学校、南小学校、合計6人というふうになります。この内訳でございますが、教員配置という今の配置計画で今考えています。

あと、子どもサポート教員配置事業につきましては、各学校小学校に1名ずつですが、これにつきましては、対象とする児童が全校児童で特別支援学級、あるいは通常の学級で特に支援の必要な子、発達障がい等の支援が必要、あるいは日本語指導、それぞれ各学校で、あるいは学級で支援を

必要とする子供はさまざまです、それらの子について担任にプラスこのサポート教員が支援をするということでございます。

以上です。

○安江委員

続きまして、007のきめ細かな指導対応教員配置事業について臨時職員賃金とありますが、配置事業についてともども、きめ細かな御説明をお願いいたします。

○学校教育課長

このきめ細かな指導対応教員につきましては、小学校の5年生と6年生において35人学級を超える学年に配置します。来年度につきましては、5年生につきましては知立小学校と西小学校、6年生については猿渡小学校と来迎寺小学校の4人です。それに通級指導教室といひまして、先ほどサポート教員のときにも説明させていただきましたが、発達障がい等で人間関係を特に育成するというので、知立小学校のほうに1人配置して、週に2時間程度でございますが、子供の数でいうと七、八人を指導しているということですよ。

このきめ細かな指導対応教員の臨時職員の賃金ですが、これは県の非常勤講師と合わせてありまして、1時間当たり2,867円で1日4時間程度、200日で5人ということ考えております。

以上でございます。

○安江委員

続きまして、子どもサポート教員配置事業につきましては、他県におきまして先進市としての事例があります。先般の質疑の折にもさまざまな質問についてお答えをいただきました。当然うまくいった点についての事柄、今後、改善すべき事柄と課題等についてもお考えになってみえると思います。それらを知立市のことと当てはめて、よりよい事業をするための方策についてお答えをお答えいただいで述べていただきたいというふうに思ひます。お願ひします。

○学校教育課長

先進地区の事例等というのはあまり詳しく存じ上げておりませんが、文書等でいろんな教育雑誌

等で見てあるのは、やはり今の子供たちは個々にさまざまな価値観を持っておりますので、本当に1人ずつきめ細やかな支援が必要になっております。ですから、この子どもサポート教員ということで、今までのチームティーチング、1クラスを2人で見るというか、グループで見るわけですが、今回の子どもサポートについては、1人個別指導もできるということで配置させていただいております。

あと、それについての今後考えていかなければいけないことについては何かといいますと、まず、やはり教師の専門性だと思います。1人1人の子供の障がいも、例えば自閉症といってもさまざまな特性があるわけですが、そういうところの専門的な知識というのが必要となってくることと、あと一つは、やはり担任との連絡ですね、それぞれで1人の子を1人で見るのではなくて大勢で子供を見るということの情報伝達が大事じゃないかなと思っています。

以上です。

○安江委員

最後の質問にさせていただきます。

将来の知立市を担う児童・生徒たちは、未来の希望であります。大事な大事な希望であります。市長は、子育て支援を重点施策ととらえ、児童手当支給事業を初め、教育改善のためのさまざまな事業を推進されようとしてみえます。これらへの予算配分についての思いのたけを御披露ください。市長、お願いします。

○林市長

子供の支援については、本会議でも申し上げましたので、少人数学級、私はきめ細やかなことを今5年生、6年生でやらさせていただいております。少人数学級、今4年生までなんですけれども、これでも日本全体がOECDの中では下のほうにあります。子供たちに対する支援というのは、何遍も言ってるんですけれども、今の私たち生活している者にとって、子供の笑顔というのはほんとに新たな活力源になるわけでありまして、経済活

動の核にもなってくると思います。

また、将来にわたっても今の子供たちが日本の未来をつくるわけでありまして、現在に対する支出を合わせて将来に対する投資という、そんなことがあるのかなというふうに思っております。

○田中健委員

それでは、幾つか予算書概要に沿って質問させていただきます。

まず、予算書87ページ、交通安全対策費、概要の42ページの安全巡回業務委託事業、これにつきましては、当初説明のところで補助金を確保のために目の変更をしたということで、内容を見ると、これまでは防犯のパトロールでやっていた業務委託を今度は交通安全という目に移したという認識で私はとらえたんですが、具体的な業務の内容についてお聞かせください。

○安心安全課長

ただいま委員がおっしゃられましたように、補助金をいただくということで項目を変えさせていただきました。

内容につきましては、今までの事業と同じで民間事業者にも業務をお願いして、青色パトロールで免許を取っていただいて回っていただく。交通安全も今回ありますので、交通安全的な広報も流していただければ時間的に許せる範囲でお願いしようかなということと、安城署の知立幹部交番のほうにもお話をいたしまして、例年どおり回る箇所については御指導を毎日していただけるということで了解を得ております。

○田中健委員

ということは、現在も続いていますが、平成24年度も夜間ですね、夜の午後10時から午前2時まで2人体制でということですが、同じように夜間を回るという認識でよろしいですか。

○安心安全課長

委員のおっしゃるとおり、今のところ予算としては1年分を徒歩、車ということで深夜に限定して行えればと今のところ考えております。

○田中健委員

安全という大きなくくりでは防犯も交通安全も、

特に知立市の場合は安心安全課という一つのくりなんですが、警察の中で厳密に言う交通安全と防犯というのは全く違う部署で、ある意味、縄張り意識が非常に強いところではあるんですが、これは交通安全という科目でいただいておいて実質は防犯やっついて、ほんとに問題ないんでしょうか、大丈夫ですか。

○安心安全課長

私、4月から来まして、安城署のほうに今言われた縄張り根性的なものがあるかと言われますと、実際にはあるんでしょうけれども、例えばキャンペーンを行うときに知立高校とか知立東高校で交通安全でやるときでも生安、マラソン大会のときも地域課とかいろんなところが一緒に出てきてくださっておりますので、その辺のコミュニケーションは万全かなと思っております。

○田中健委員

問題ない。

○安心安全課長

問題ないと思っております。

○田中健委員

どこの解釈で問題なのかという部分があるんですが、これは補助としては国、県でもないんですが、どこから出る補助金。

○安心安全課長

緊急雇用の対策ということでことしまでいただいておって、それが補助の規制がハードルが上がって、当初から上がっておるものについては補助対象に含まれないということで、ちょっとその辺で乗りかえを今後つければ変えていきたいということで、内示的なものはオーケーであろうというふうに受けとめています。

○田中健委員

今までのものじゃなくて新しい事業に補助金つけるよということなので、防犯がだめなら交通安全でということですね。わかりました。

いただいたお金で市民の安全が守れるのであればと思いますけれども、若干ちょっと違和感を感じたので質問をさせていただきました。

引き続きまして、予算書87ページの交通安全協

会負担金の絡みで伺いたいんですが、この交通安全協会負担金という部分の中には、交通安全事業のさまざまな例えば販促物みたいなものであったりとか、そういうものが全部含まれているんでしょうか。

○安心安全課長

予算書の87ページ、負担金補助金及び交付金というのは、負担金は、まず交通安全協会の負担金ということで人口割に13人を掛けて91万9,000円の予算を計上させていただいております。

それから、補助金につきましては、交通少年団補助金ということで、市内の小学校、東小を除きまして6つの小学校に48万円を補助させていただいております。

それから、幼児交通安全クラブ補助金ということで市内の保育園12に24万円という形で予算計上させていただいております。

○田中健委員

ありがとうございます。

ちょっと交通安全のことで伺いたいんですが、現在、愛知県のほうが交通死亡事故多発警報と今週の日曜日まで発令されております。昨年、知立市においても、1,000日以上続いていた死亡事故なかったのが、立て続けに3件続いたということで、大変ゆゆしき問題ではあると思うんですが、年を越してからまだ知立市では死亡事故は発生しておりませんが、愛知県では既に48人、これ、3月3日現在ですが、第2位の静岡県が37人ということを見ると、かなりふえてる傾向にあって、知事のほうも大変危機感を感じて今、警報を発令されているということです。

知立市の場合も、やはり交通の要衝ということで大きな国道も走っておりますし、昨年も3件目の事故かな、23号線知立バイパスで高速で走行中の事故ということだったんですけども、平成25年度での交通事故を減らす、絶対死亡事故を出さないという部分において、何か新しい事業、企画等を考えてますでしょうか。

○安心安全課長

委員のおっしゃられました、まず1,000日、3

年8カ月の死亡事故というのはマスコミ等でもご存じだと思いますが、愛知県警の集計の仕方が若干一般的なものと違つるということで、実際には署のほうに訂正を確認をしてきましたが、3年8カ月の間に3件の解釈が違うということで死亡事故をカウントされるということで、実際には平成20年の8月から平成22年の1年までの1年4カ月、それからまたすぐに1年後の平成23年1月に事故がありまして、平成23年8月にも死亡事故がございました。この平成24年の5月で山町が事故がありましたので、実際にはその間に3件、都合5件あったということで御理解ください。

署にいろいろ交通事故の訂正もありましてお話を伺いました。今、妙案というのはなかなかないと。私どもとキャンペーンを行うのについては積極的に交通課も地域課も生活安全のほうも一緒にやろうという話はいただいておりますので、その辺でいろんな提案をお聞きしたり、こちらからも提案していければというふうに考えております。

○田中健委員

私も交通安全協会にかかわらせていただいでて、いろんなイベントにも出させていただくんですが、確かに今までどおりのことはもちろん続けていくんですが、何か妙案ということで理事の中で話をするんですが、なかなか新しい案がないというのも現実です。

いろいろ全国でインターネットなどを通じて調べてみても、結局啓発、いわゆる事故を起こさない予防の部分でいくと飲酒運転をとにかく減らそうとか、あと最近目につくのが、一時期は減ったんですが携帯電話、特に最近スマートフォンがふえてますので、見るとスマートフォンを操作しながら車を運転していると、非常に危険な状況とかもあるんですけども、今、年に何回か安心安全課のほうから御案内があって、朝例えば南陽通りに一緒に立ちましょうということでやるんですけど、あのときに持つやつの中に、いろんなメッセージの札がありますよね。シートベルトつけましょうとかいろいろあるんですけど、さすがに最近、シートベルトをつけてない人ってほとんど、

後部座席はわからないんですけど、運転席、助手席見てると前のほうはほとんどつけてるんですけど、あれの中に携帯電話はやめましょうという札ってありましたっけ。

○安心安全課長

この9月に交通安全条例の改正も御審議いただきまして、その中に自転車ということで自転車の運転が被害者から加害者的な危険度があるということで、今、委員がおっしゃられましたような文言も一度検討しまして、署のほうと相談して、入れられれば作成していきたいと思っております。

○田中健委員

車も自転車もちろんそうなんですけど、やはり今見てて多いのが携帯電話とか、携帯電話がいいのか、スマートフォンがいいのかわからないんですけども、あれはほんとに注意したくなる場面にちょくちょく出くわしますので、また、そういうものも予算があつたら、ぜひつくっていただきたいと思いますが、ちょっと先ほどの3年8カ月が1年4カ月になった解釈の違いというのは、具体的にどういう解釈の違いがあつたか教えていただけますか。

○安心安全課長

5件のうち、署のほうでお聞きしたところ、まず、平成22年1月4日に東上重原町で自転車の単独事故がございまして、その運転をされておつた方が亡くなったということなんですけど、発見されたときに死亡者の傍らに自転車があつたのですが、自転車に乗車して事故に遭つたのか、自然死といわれるか、死んだのが判明しなかつた。これについては警察のほうで計上をしなかつたということです。

それから、2件目は、平成23年1月5日に牛田町で自転車の単独事故がございました。これは死亡者が乗車中に、これも自転車ですので、転倒して死亡をされたんですが、外傷がなく解剖結果も事故で死んだことというふうに特定ができなかつたということで計上に入れられなかつたと。

それから、3件目が、平成23年8月27日に山町で普通乗用車と歩行者の交通事故でありましたが、

道路に横たわってみえて意識もあると。声をかけても声を出しておったということで、実は、詳細にいうと、そのはねられる前に気づいた方が電話をかけにいておる間に違う車が来てはねられて亡くなってしまったということで、声かけもして受けることもできたということで、自死行為じゃないかというふうに解釈をされて計上漏れだったというふうに聞き及んでおります。

○田中健委員

細かくありがとうございました。

以上の3件が、当時は交通事故死としてカウントされなかったけれども、結果的には交通事故死であったよということですね。

当然その3年8カ月継続中、私、含めて多くの知立市民が大変誇りに思っていた部分でしたし、結果として亡くなってしまいましたのは事実ですし、それが交通事故だったかどうかだったかというのは、人が亡くなったことには変わりはないので、そこではないんですが、今後はもう少し厳密にしっかり、そういう厳しいカウントの中でも死亡事故ゼロが続いていくということを期待していきたいと思います。

続きまして、予算書93ページ、市民協働費の中の多文化共生の地域づくり事業委託料、多文化共生センター、これ清掃費ですね、多文化共生の地域づくり事業委託料、これについて中身をお聞かせください。

○協働推進課長

まず、多文化共生の地域づくり事業委託料でございますが、ことしも3月23日に予定をしております多文化共生イベント、この事業の予算でございます。

○田中健委員

御案内いただきました、もやいこフェスティバルの予算ということですね。この80万円の中に含まれるものというのは、どういうものを含んで、これは来年度も同じような形でやるよ、今年度、平成24年度はどれぐらいとっておったかというのがありますか。

○協働推進課長

平成24年度も全く同額の80万円を予算計上させていただきますいております。

今、担当のほうも、先日パンフレットもできましたし、議員の皆様方にもお知らせをさせていただきました。きょうも、かきつばたの中でも周知をしていただきまして、ありがとうございます。

3月23日やる内容ですが、会場は商店街の中にある、もやいこハウス、知立東小学校の体育館、東小学校の運動場、この3つをメイン会場といえますか、3カ所会場を利用しまして、まず東小学校の運動場です。これはメインステージをつくりまして、公募でそれぞれ皆さんが参加をしていただけるようにコンサートをやる。また、軽トラ市の方にも御協力をいただきまして出店をしていただくと。それから、東小学校の体育館ですけれども、名古屋オーシャンズのサテライトチームを招聘いたしましてフットサル教室、そして、もやいこハウス周辺では地元商店街の方々がバザー、それから、先日もお知らせがあったかと思うんですが、山本学園と藤田屋のコラボによる、かきつばたあんまき等そういった物産を販売をしていただくことを予定しています。そんなような内容で、おおむね80万円ぐらいの予算を立ててございます。

○田中健委員

やる内容はわかったんですが、そんなようなというのは具体的にどこにだまかに何がかかったのか。例えばポスターに幾らぐらいかかりましたよ、ステージ設置に幾らぐらいかかりましたよというのを、あまり細かいのはいいんですけども、その内訳、80万円をどういうふうに振り分けて、逆にどういう根拠でこの80万円が出てきたかというのをお聞かせいただきたいんですが。

○協働推進課長

今、ちょっと手元に持ってないですが、その予算はございますので、後ほどお知らせさせていただきますと思います。

○田中健委員

これは多くの市民の方の手づくりでつくられる新しいイベントという、今までとはちょっと形を変えたイベントということで大変喜ばしいことだ

と思うんですが、当然屋外でそういう出し物をする中でどうしても必要になってくるのがメインステージという部分だと思うんですけども、このメインステージというのはどれぐらいお金がかかるものなんですかね。

○協働推進課長

今、想定しているのが、先ほども言いましたが、コンサートができるような形で興行きが2メートル、幅が4メートルのステージをつくらせていただいて、そこでコンサートを開くということです。予算的に、おおむね10万円ぐらいだったと思います。

○田中健委員

ちょっと私も細かい金額は知らないんですけども、人を介した中で、あんな金額じゃやれんぞという話を小耳に挟んだんですけども、そこら辺、多分いきさつ協働推進課長御存じだと思いますが、折り合いはついたんですかね、そういうイベント業者のほうから、この金額はどうなんだ、もともとの設定がというクレームがあったと思うんですけども。

○協働推進課長

田中委員おっしゃるように、当初予定をしていましたメインステージ、もう少し大きいものを予定しました。我々の予算のほうの中でできるかどうかということを確認しましたところ、ちょっと業者のほうで、それはちょっとできないということで辞退されました。それを受け、市のほうとしましても予算の範囲内でやるということで、そのステージの規模を縮小しましてやっていく方向で今、進んでおります。

○田中健委員

ありがとうございます。

もう少しもちろん予算を組む段階でもそうなんですけど、知立市もこういうイベントをやるのは別に初めてではないと思うので、どれぐらいの大きさのものを組むとどれぐらいの予算がかかるのかということは、多分もともとのステージの大きさを小さくしたということは、出すものもコンパクトになってしまうのか、やる側も手狭になってし

まうのかなと思いますので、そういったものがあつた中で、また次年度、平成25年度も同じ金額という形になっていましたので大丈夫かということがちょっと心配だったんですが、ここら辺、ことし一回やってみて、やっぱりあのステージじゃ格好つかない、ぐあいが悪いという話であれば、また少し検討していただきたいなと思っております。

その答弁をいただきたいのと、この多文化共生という部分で、この下のセンター清掃業務委託料、掃除そのものではないんですが、一般質問のところでもやらせていただきました、この多文化共生センターを運営していく上での国際交流協会とのかかわりについて、市長も答弁の中でももう少し国際交流協会にもかかわっていただくべきかなというお話がありましたし、私から見ると、少しボタンのかけ違いがあつたのかなという感じがするんですけども、今現状この多文化共生センターの運営について、個人的に国際交流協会のメンバーの方がボランティアで参加をされているんですけども、組織としてもどういふかかわり方になっているのかお聞かせください。

○協働推進課長

まず、地域づくりのイベントのほうでございますが、先ほど申しましたように、ことしと来年、予算が80万円ということで同じでございます。今までパティオ池鯉鮒のほうで1回目から3回目まで委託してやらせていただいておりました。昨年、集住地区ということで昭和地区のほうでやる話を進めておる中で、日程的な調整もできませんでしたので、今回が実質初めてというような手づくりの形でのイベントになろうかと思います。

そんなこともありまして、ほんとにどうなっていくんだろうかということもしっかりとしたものが見えてないところもあるんですけど、先ほど田中委員おっしゃったように、地元の方々の御協力によりまして、何とか3月23日にできるような運びに今なっております。そんなことを踏まえて、来年は規模的なものとか、事業の中身、そういったものを今回やらせてもらったものをもとに一度精査をして、来年は実施していきたいと思ってお

ります。

それから、清掃委託業務でございます。これは今、事務局のほうで考えているのは、週に1度程度、館内といいますか、もやいこハウスを清掃していただくと。それから、今おわかりのように、フロアがすごく汚れている状態になっています。これは水洗いとかワックスかけ等をしないと取れないということ、大成にも確認してもらいましたら、そういうワックスかけすれば簡単に取れるということで、私も現場立ち会ってみました。ですので、それは定期的にそういったワックスかけをしていただくというような内容になってございます。

それから、国際交流協会等のかかわりについて、今もやいこハウスは地元の方々、自治会の方、商店街の方、市外小学校の先生、国際交流協会の親善ボランティアの方にも、もやいこハウス運営委員ということで入っていただいております。そんな形で、これから当然行政だけでもできることはないと思っております。そういった方々の協働のもとに推進をしていきたいと思っております。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時12分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○協働推進課長

先ほど、もやいこフェスティバルの内訳ですが、フットサル教室が7万円ぐらい、東小学校の校庭のステージ設営、音響、警備で35万円、先ほどちょっと言い忘れましたが、団地の集会所の中で、孤独なツバメという形での映画上映、トークショー、これが10万円、ポスター、チラシで6万円、これはもやいこハウスで無料でお茶とかコーヒーをふるまうということで2万5,000円程度入れています。それから、スタンプラリーの商品として5万円、ビンゴゲームの商品として3万円、その他として東小学校の運動場を一部駐車場という

ことで使いますので、雨が降ったときのために砂だとかそういったものを用意するということで予備的に6万円という形でつくっております。おおむね主なものはそんなものでございます。

○田中健委員

ありがとうございました。

ステージ、この大きさでもやっぱり35万円ぐらいかかるということなんですね。2メートル掛ける4メートルで、ステージと音響を含めてですけどもということですので、意外とかかるなということがありました。

先ほどちょっと話した国際交流協会とのかかわり部分の中で、一般質問の答弁の中で市長が最後に、今、国際交流協会との云々みたいなちょっと話があったんですね。最後もによもよとなってしまったので、もう少しそこら辺の部分の市長のほうから、国際交流協会と今、多文化共生センターのかかわりについてどういう見識を持っていらっしゃるか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○林市長

多文化共生センターもやいこハウスの運営、私自身もあまりむちゃくちゃ詳しいというわけじゃなくて恐縮なんですけれども、部長、課長から聞く範囲ですと、まだまだ国際交流協会がしっかりと入り込んでないなという気がしております。

日本語教室は中央公民館で国際交流協会主体でやっております。そういったことを考えますと、もっと国際交流協会の皆様方が、どんどんともやいこハウスに出て行って御活躍いただければいいなという、そういう思いで申し上げました。

○田中健委員

現場のもちろん課長、部長がみえるわけですけども、市長のほうからも国際交流協会のトップであつたりとか、部会ですね、かかわられている方たちに対しても直接市長から、トップからのお願いという形で、ぜひ協力してほしいという形で言っていただければ、また彼らも感じ方が変わってくるんじゃないかなと思います。

そういう部分では、やはり市長の一言ということは大変重いですので、ぜひそういうところにも力

を發揮していただければなと思っております。

次の質問にいきます。

防犯灯設置等事業補助金2,600万円がついております。これは説明のとき187基LEDをつけるということでした。この件に関しては、昨日も私、苦言を呈しさせていただきました。分配方式に若干ちょっと問題があるんじゃないかということをお述べさせていただきましたが、今年度はこれほどのような形で分配される予定かお聞かせください。

○協働推進課長

確かに平成24年度におきましては、LED化にシフトしていくということの初年度でありました。当初、我々の考えの中では、防犯灯の故障しているものを優先的に変えていきたいというようなことで区長会のほうに打診をし、アンケートを取りました。

ただ、私どもの言葉足らずがあったのかもしれませんが、故障という考え方が各区長によって違っていました。そういう故障のものを全て出していいということであつたら、もっとほかの町内でもたくさんあつたよということを聞きました。そのことで平成24年度は、ある町内会においては三十数基だとか、全くないところとか、そのような形で配分を結果的にはしてしまいました。

今回そういったことも踏まえまして、防犯灯については故障しているものについては故障の修理代を各町内会のほうに補助金として出してあります。ですので、そういったことも区長のほうにはお願いをしながら、今回考えているのは、その防犯灯の絶対数を分母にし、各町内会の保有分を分子にし、それを案分で割って配分をしたいと考えております。

○田中健委員

ということは、分母が4,000ですね、分子が各町内会が持っている本数ということで、これは187基のうち何基分が案分の対象になるんですか。

○協働推進課長

予備も含めまして94本でございます。

○田中健委員

ということは、約100基というふうにとらえた

らいいですかね。4,000基で例えば200基持つてる町内会でいけば、5基ぐらいは回ってくるよという認識でよろしいですかね。

○協働推進課長

どこのまちということではないですが、たまたま220本持っているところが全体の5.5%ぐらいということで、その先ほどの本数を案分すると5本ぐらいになろうかと思えます。

○田中健委員

この5本に関しては、例えばですけど、200基持っているところを5本、これでいけば、その都度、例えば今既存のものが壊れたよと。例えば春に壊れたよ、夏に壊れたよと時期がずれるんですが、その時期のタイミングで町内のかえたいタイミングでかえていいということでしょうか。

○協働推進課長

防犯灯の設置につきましては、平成25年度の予算計上してあるものにつきましては、昨年の9月ぐらいだったと思います。各町内会のほうからの要望もあります。その要望分も含めまして、町内会がつけていただくもの、それから、あと市のほうが配分したものの、その分を本数をお示ししますので、町内会の壊れたところというのか、自由にといいますか、つけていただくという形でのよろしいかと思えます。

○田中健委員

了解しました。

これの防犯灯の補助事業というのは、当初1基3万5,000円ということでしたが、大分LEDも値ごろになってきてはいるんですけども、上限額は3万5,000円で変わらないですか。

○協働推進課長

現在の補助金の要綱の規定によりますと、上限が3万5,000円でございます。

ただ、今、LED化にシフトしておりますのは、新規で取りつけるということではなく取りかえになりますので、経費も削減がされております。これは各町内会のほうで業者のほうを選定していたいいいておりますので、過去からの長い歴史のつながりもあるかと思えますので、その中で単価が

2万5,000円から3万円ちょっとのところまで皆さん交換というのか、できているということでございます。

○田中健委員

これ、例えばなんですけどね、今、上限額が3万5,000円ということなので、もちろん3万5,000円の請求があれば市としては3万5,000円出すと思うんですけども、3万5,000円仮に掛ける10本交換の予算を持ってる町内があるよと。要するに35万円分ということですよ。それを2万5,000円でうちは1本やれましたよと。実は10基分なんだけども、その35万円マックス使える分だけの本数をかえていいよという考え方は成立しますか。

○協働推進課長

確かにそのLED化にシフトすることによって、当然修繕料だとか、電灯料、これも経費として削減されます。どこまでそれを各町内会の都合により認めていくかということがありますので、一度そういうときには相談をさせていただいて、予算の範囲内でできるようであれば、なるべく早くそういう形でLED化していくことをしたほうが、いろんな面でいいかと思います。

○田中健委員

実際のところは、市のほうに申請があるのも全部3万5,000円じゃないと思うんですね。安いところもあると思います。

そんなに物に差があるわけでもありませんし、別にうがった見方するわけではないですが、補助金額の上限が3万5,000円ってもうわかっているんで、業者の方も。自然と3万5,000円という請求書を切ってくるというのはあると思うんです。

やはり市場調査はしていただきたいなと思います。3万5,000円がほんとに適正な価格なのかどうか、私が2年前、最初提案させていただいたころかすると、例えばですけど、電球型のLEDなんて私が当初あのころ質問させていただいたころは1,900円ぐらいしていたんですけど、今は480円とかでLEDのものなんか売っていると。もちろんこれは韓国製とか台湾製でね、物のよしあしはありますけれども、大分値ごろになってきている

という部分がありますので、そういった市場調査はしていただいて、その上限額が適正かどうかということと、今言われたように、個別にそういった形で、例えば町内が業者と折衝して安くした分だけ一本でも多くつけれるということであれば、それは区長の営業努力という形で、また対応していただければなと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

その流れの中で、ちょっと二つ、三つ目ですが、町内掲示板設置工事費21万円ありますけれども、これは内容どういうものかお聞かせください。

○協働推進課長

町内会のほうでありますこの掲示板ですが、これは市のほうで設置をし、悪くなったら市のほうで修繕をしております。

今回、平成25年度には町内会からの新しく掲示板設置の要望としてはありませんでしたので、1基として21万円ということで予算を計上させていただきました。

あと、町内会のほうから修繕料という形では13戸分、予備として10本分、全部で23本分ということで140万円の掲示板の修繕料ということで計上させていただきました。

○田中健委員

その上の修繕料というのが町内掲示板修繕料って書いていただくと大変わかりやすいなと思いますけれども、下が町内掲示板設置工事費ということになってましたので。

この町内掲示板の敷設そのものもそうなんですけど、最近は町内掲示板に掲示される、いわゆるポスターのたぐいについてなんですけれども、多分市民の皆さんであればお感じになると思うんですけど、最近ものすごい多いんですね、ポスターが。しかもどんどん大型化しています。面積が非常に限られている中で、大型のポスターがばんばん区長会とかで配られて、正直、張り出せない。張り出せないんで、まじめな区長は重ねながら何とか日にちだけは見えるようにとかいろいろ工夫されている人もみえますし、人によっては、区長の裁量で、これは張らない、張るという形でやってる

のもあるんですけども、これは無制限なんですかね。

今、特にそういうシンポジウムだとか何とかも非常に多いですし、イベントも多いですし、我々も議会報告会でシンポジウムでポスターつくらせていただきましたけども、あれも目いっぱい大きいものをつくらせていただきました。そこら辺というのは町内である程度、ある一定期間の中で、もし掲示板全てのものを張り出していただくのであれば、何かサイズがこれぐらいまでにしましょうねとか、この1カ月間の間に何かルールつくらないと、区長も大変困られているんですけども、いかがですかね。

○協働推進課長

今、御指摘のように、その掲示板のほうに掲示するポスターもそうですし、各町内会の家庭に回覧する回覧物もたくさんあって、大変御苦労なさってみえるということは承知しております。

まず、ポスターの掲示のほうでございますが、我々としましても、ポスター掲示については各町内会のほうの裁量で、その一定期間掲示をしていただいて、当然先ほども言いましたように、大きささまざまなものがあります。はみ出てまで掲示をすることもできませんので、その辺は各町内会のほうの裁量でお願いしたいという形しか、どのポスターをやめて、どのポスターをとということがなかなか判断が難しいと思いますので、そういう形をお願いしております。

それから、もう一つ、回覧のほうもですけども、回覧物、原則は私どものほうの協働推進課のほうに申し出をいただいて、これが回覧するにふさわしいかどうか、そういったことも精査をさせていただいて、今までは、どちらかという各区分長宅へ持ち込めば、ほとんど回覧がされておりました。そういったことで、区長方も御迷惑になってたということで、協働推進課のほうの窓口を通して、極力必要なものだけを回覧をしていただくというように形を考えていきたいと思っております。

○田中健委員

ちなみになんですが、ちょっと話が最初に戻っ

ちやうと思うんですけど、今、市内にある町内掲示板の数ってわかりますか。

○協働推進課長

ちょっと今ここに正しい数字を持っておりませんので、後ほどまたお知らせいたします。

○田中健委員

これ、例えばポスターを区長にお渡しする枚数もそうなんですけども、掲示板の数にプラス、あと公民館に張っていただきたいとか、多分いろんな形でいくんですけど、この枚数も非常に多い。多分多目につくられて、多目に配られてというのはわかるんですけども、結果的に張り出せず配れず、そのまま処分されてしまってるということもすごく多いんですね。

多分、各町内は何部つくるかというのは企画のほうに問い合わせがあって、これぐらいは目安ですよという形でお答えしたものを、多分ポスターは何枚、チラシは何枚とつくられてると思うんですが、ちょっと多すぎる数字が書いてないかなと思うんですが、やっぱりもったいないなという、特にカラーの印刷で、すごく費用がかかっててということがあるので、そこをもう一度、適正枚数、例えばどこどこ町掲示板が幾つあって、公民館にマックス張り出せて2枚だとしたときにということであったりだとか、ちょっとね、私の地元の公民館でも区長まじめな方なので、一生懸命考えてやられてるんですけど、それでもどうしても余っちゃうというところもあったりするので、一度ぜひそこについては、しっかり検討してやっていただきたいなと思っておりますので、よろしく願います。

続きまして、防犯対策費ですね、95ページのまず概要に載っている駐輪場防犯カメラ設置事業についてですが、内容は事業概要に書いてありますけれども、少し詳細にお聞かせください。

○安心安全課長

概要のほうにさらにつけ加えますと、知立市内にはカメラが5カ所の駐輪場にありますが。それを今回は、ふれあい広場にありますが駐輪場にカメラを2台設置させていただければと思っております。

そのカメラを具体的にどういうふうにするかということをお話しますと、本町の駐輪場にカメラを2台セットしまして、それを交換しましてキャッチのネットワークに乗せて、それを市役所にハードディスクを置きますので、それに置いて常に2週間ぐらいで上書きをしていってしまうという方式を考えております。

いろいろ購入も検討いたしましたが、今回、使用料、賃借料ということで、キャッチの使用料とカメラをリースで5年ぐらいを借りてやっていったほうがメンテ上も簡単であるということで進めてまいりたいと思っております。

○田中健委員

ちなみに、この防犯カメラとデジタルレコーダーが一体化したような、今まで駐車場でも駐輪場、市が管理しているということなんですけれども、これは初めてですか。今までもありましたか。

○安心安全課長

カメラの設置は、そのカメラの中にSDカードなり記憶媒体をつける形式もあるんですが、やはり壊される可能性が高いと。それから、それをメディアを紛失したり盗難に遭った場合の責任が負えないということで、リアルタイムで市役所に映像データを送って、そのまま保管をしてということで、見ることができるかといいますと、基本的にはモニターは買いますけれども、それは仕事でふだん使うということで、モニターは経由せずに自動的に上書きをしていっちゃうという方式が一番県警本部に御相談行ったり、安城署の生活安全課のほうに相談行ったら、そのほうがいいと。見たくないものは見ないと。見たいときだけそれをレコーダーで出そうかという方式を考えたので、この近隣では、まだそこまでの方式で採用されている方はないと思っています。

○田中健委員

駐輪場でいくと、ふれあい広場というのは駅の北側の中ですよ。駅の南側ですよ。堀切でしたっけ、あそこはSDカードのシステムのもの、去年いじくりましたよね。いじくってないですか。わかりました。

その堀切とふれあいだと、ふれあいのほうが今は自転車盗の被害が多いという認識でしょうかね。

○安心安全課長

委員の御指摘もそのとおりでございます。それと予算的にメニコン等でも出しましたけれども、テレビカメラの補助とか、グッズの補助とかもセットで御提案をさせていただいて前倒しで2件はしましたが、今回出していくことについては、継続的に5カ所、順次進めていきたいというふうには考えております。

今、御指摘の堀切駐輪場ですけども、あそこも実は盗まれてしまう自転車が結構あります。連立関連でまたすぐに移動をすると聞いておりますので、ちょっと様子見をしようかということで、それからほかにも重原駅、三河知立駅、牛田駅とございまして、牛田駅も盗難が多いので、署のほうと相談しますと、できれば牛田駅も今後進めていってほしいところの地区だというふうにおっしゃってますので、実施計画等でも順番をお願いをしていくつもりでございます。

○田中健委員

今後だからこのシステムに連携して行って、市内のいろんなところのものが一元化していくということで、やっぱり自転車盗は知立市は非常に多いところなんですけど、自転車盗というのは軽微な犯罪なんですけど、大きな犯罪の入り口、ここからエスカレートしていくという部分もありますので、徹底的に予防対策はしていただきたいなと思うんですけど、この防犯カメラの問題はなんちゃってもあつたりするので、それとの絡みがあって、なかなか公の場で質問しにくくて、早くかえていただきたいなというのがあるんですけども、ぜひ予算化をしていただきたいなと思います。

であれば、今回そういう意味では、きちっとした形でシステム化していく第一歩ということですので、これを設置することによって自転車盗の数を減らしていくと、実績につなげていくことで第2、第3につなげていけると思うんですけど、これ以外に、カメラを設置すると、当然そこに防犯カメラ作動中なり、そっちのほうの抑止力があるん

ですが、それはどういった形で考えてますか。

○安心安全課長

おっしゃられるとおり、抑止力というか、利益の拡散になりますので、看板を20枚ほど用意をしたいなど。今おっしゃられた、なんちゃってカメラのところにもつけて、どれがどれだけかわからなくしたいなどというふうには考えております。

○田中健委員

私も、あまり適切な表現でなかったのは申しわけないんですけども、それを順次いいものにしていくということは大切だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

これ、5年リースということなんですが、デジタルレコーダーのほうは購入するということでしたか。カメラはリース、デジタルレコーダーは購入、ちょっと確認。

○安心安全課長

まず、この2台とレコーダーは全て委託のレンタルということでございます。

その容量はかなり莫大な容量なので、今後、増設してもそのレコーダーに入れていけるということで、あとはカメラを必要数設置する、キャッチに接続するだけで進めていけるシステムにしてございます。

○田中健委員

ありがとうございます。

ちょっとこの防犯に関連したところなんですけれども、ことしの予算書見てて、昨年度の予算の中にあったのは、町内公民館警備補助事業というのが去年あって、ことしは項目の中になくなって、これは安心安全課だったか、協働推進課だったか、どちらか所管がわからないんですけども、去年ありましたね、この事業。どうなりましたかね。

○安心安全課長

自分の覚えておる限りでは、それは記憶にございません。

○山崎委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後3時37分

再開 午後3時38分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○協働推進課長

セキュリティの関係でしたら、私ども協働推進課のほうで、公民館の中の事業として入っております。

○田中健委員

去年は表に立ったけど、ことしは中に入ったよという、表に立ってませんでした、去年。失礼しました。

公民館警備補助事業は継続ということだということですが、平成24年度の実績を聞かせていただけますか。

○協働推進課長

上重原町と山町がつけています。

○田中健委員

予算枠に対しては、まだ全然余裕があったということですね。これもなかなか周知がまだできていないのか、メリットがしっかり認識されていない部分もあるみたいで、今後もう少し啓発活動をしていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、同じく防犯の部分なんですけども、これも1年前だと思うんですが、移動式の赤色回転灯のお話をさせていただきました。10基たしかあるというはずなんですけど、どこへいつちやったのかなという話をさせていただいて、実は眠ってますので有効活用させていただきますという答弁いただきました。その後、この赤色回転灯どうなったかお聞かせください。

○安心安全課長

御指摘にいただきまして、急遽調べさせていただきました。ちょっと長くなりますけれども、八ツ田小学校に1基、これは現在も点灯していただいています。

それから、竜北中学に3基、平成23年の1月にお渡ししたんですが、今はちょっと寝ておるということでした。

それから、新林町の町内会のほうから、つい最

近の平成25年2月なんですけど、2基貸し出して、もう1基お願いしますということで3基をお渡しして、これは午後7時から午前3時までタイマーをかけて使用していただいています。

それから、牛田の第2分団の消防団詰所の横に、これは別件の犯罪もございまして、安城署のほうからもそういうことをやらないかという御提案がありましたので、1月末から午後7時半から午後9時半までを点灯させていただいております。

それから、パティオ、文化会館は、例のガラスの事件がございまして、去年の10月に3基お持ちさせていただきまして、午後10時から午前4時までを点灯で使用させていただいております。

それから、水道なんですけど、無人になるところもありますので、水道のほうも同じくパティオと同じ時期に、石投げられたりとかそういうこともいかにということで、知立浄水場と八橋配水場、今建設中の西町配水場用に3基をお願いして、知立浄水場と八橋配水場は午後7時から午後10時までを点灯して使用していただいています。

それから、谷町町内会には平成23年の1月にお渡しして、パトロールの時間帯に区長が毎回外出して使っていただいておりますという状況です。

それから、上重原町内会にも1基お渡ししてありますが、これはちょっと今現在お休み中ということで、以上で、全部16基あったということで、10基なんていけなかったと思うんですが、訂正させていただいて、調べたら16基だったということで訂正をよろしく願います。

○田中健委員

実は16基あったという中で、現在、竜北中の3基と上重原の1基が眠っているということなんですけども、これに関しては、利用規約みたいなものが多分ないんですね。どういう形で貸し出しますよとかそういうものがないので、あくまでも市の財産ですので、別に眠らせるなどということではないんですが、いつまでこの竜北中学のやつは眠らせておいて、いつになったら返してもらおうのか何かないと、例えばほかにあるんだったら使いたいとか、どうせ持っていったんならちゃんと使っ

てくださいとか、何か利用規約をつくられたほうがいいんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○安心安全課長

今までで倉庫に眠っておったので油断はしておりましたが、おっしゃるとおり、全てそれぞれにお渡ししてあるので使っていただけてない分はお話をして、規約なり、使っていただく間のお約束事をさせていただければと思います。

○田中健委員

ぜひお願いしたいと思います。

これは私の地元の町内でも、こういうものがあるんですよという話をしたら、まず試験的にどんなものか、どれくらい明るいものなのかとか、つけてみたときに逆に今度は近隣の住人にあまり明るすぎて迷惑になっていけないし、一度試してみたいと。試してみてよかったら使ってみたいなんて声も上がっておりますので、ぜひちょっとそういう貸し出ししやすいような規約をつくっていただいて、例えば1週間お試し期間で使っていただいて、その後、本格的に導入するかどうか検討するとか、そういうことも少し考えていただければと思いますので、ぜひよろしく願いたいと思います。

続きまして、予算227ページ、同報無線です。この同報無線の中で、我々会派の先輩議員のほうから、同報無線の中での特に夕方の愛のチャイムについて、前からずっと引き続きですけれども、あれは愛のチャイムではないんじゃないかという部分も含めていかがなものかという御意見もいただきました。

私自身も話を聞いていて、私は生まれてからも確かに知立市民ですし、あの時間にトランペットが鳴るということには、私の家の距離だとさほど違和感がない。夕方がきたなというぐらいですけども、たまたま昨年秋口ぐらいに同報無線の下で長くいる機会があったものですから、初めて聞いたときは、びっくりしました。ほんとにこんな大きな音がするのかというぐらい大きな音になります。

考え方としてなんです、あのときに先輩議員も言っていましたけれども、今あるものがあるかどうかという観点に立てば、別に特に誰かがけがしているわけでも、何か生命と財産が脅かされているわけでもないのでもいいんじゃないかという話になると思うんですが、確かに設置されてから長い時間がたっていますし、一度ゼロベースに立って考えていただいて、ほんとに必要なものであればやるべきではないかという部分も含めて、一度検討していただきたいなと思いますが、その後そのことについて御検討いただきましたでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

一般質問の中でございましたように、青少年健全育成の意味で、愛のチャイムということでお流しをさせていただいております。そこでのお答えをダブるかもしれませんが、さきの御指摘をいただきまして、10月に青少年健全育成の連絡協議会を開いた中で、お諮りをさせていただきました。それで、家に帰る時間ですと言っているの、日没前に放送すべきで、30分刻みではどうかという意見、また、時間が頻繁に変わるのにはわかりにくい、そんな意見。それから、全体ではなくささいな状況で、現状のままがよいという意見がございました。そういった中で、結論をいたしましては、現状というような意見でこの協議会はまとまったというか、意見でございました。

それで、私どものほうも今回御答弁をさせていただいておりますが、実際この音がどうなのかというところの部分はこの協議会委員に実際に聞いていただく、また、御指摘をいただいて、どこが大きいのかというちょっと私どもの把握がしかねる部分がございますので、実際何ホーン以上、音の測定ですね、そういったものもする中で、次回4月あるいは5月にこの協議会がございますが、そういった中で、もう一度諮っていきたいと考えます。

○田中健委員

私も愛のチャイムという仕組みですが、夕方に子供たちの帰宅の時間を知らせるであったりとか、夕方になりましたよということを告知するような

そういうことはやぶさかではないと思うんですが、やはりあのトランペットですね、爆音というか、あれは皆さんもそうですし、委員の皆さんにも、ほんとに真下で一度聞いていただきたいなと思います。

特にそれが立っているところに家を建てた人であれば、それをわかって住んだんでしょうという話かもしれないですけど、今住んでいるところに新しくあれが立って、毎日あのトランペットを真上で聞かされると話になったときに、ほんとに大丈夫なのかなという、ちょっとメンタルの弱い人だったりしたら、ほんとに大丈夫なのかなということを心配する懸念もありますし、ぜひそこは先ほど言った、一度ゼロベースに立って、その中身をですよ、愛のチャイム自体をやめろという話では全然なくて、あれはすばらしいと思いますけれども、そこはしっかりしていただきたいなと思っておりますので、ぜひ検討のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、同じく防災なんですけれども、防災行政ラジオ整備事業、これは一般質問、質疑ずっと出ております。その中で、当初8,000円のを500台予定していましたが、性能が悪いということで1万4,000円のものに切り上げて台数を減らして対応するというお話、229ページですね、なっています。

これに関しましては、実際聞こえが悪いという部分で性能のいいやつにかえるという部分もそうなんですけども、そもそも性能の悪いものが市販されているわけですから、性能悪いというわけじゃないですけど、知立市に合っていないとかね、知立市では特別、電波状況が悪いまちだと私自身は思いませんし、ビルがたくさん建っててね、電波が悪いというわけでもないですから、もともとリズム時計とどういってお話し合いをしていたかという部分があるんですが、8,000円が聞こえが悪いからといってひとつ性能上げたらどうですか、実際1万4,000円ですけど、よろしくお願ひしますというのは、いかにもやられたなという感じが正直、民間で働いた者からすると、率直に感じるんです

けども、少なくとも交渉して、もともとおたくが言っていた8,000円のものでは多少うちの市に合わない、多少それは性能上げるにしては1万4,000円はないでしょう。少し値引きませんかぐらいのことは言えないんですかね、いかがですか。

○安心安全課長

今、委員がおっしゃいましたとおりに、とりあえずこの予算のときに新製品になったら幾らだという確認だけしか私どもはしていませんでした。

それでいくと1万4,000円という数字が出てきたわけですが、この辺は値引き交渉というんですか、入札の前にも価格設定をしなければできないので、とりあえずほかにも業者がいろいろ確認しましたらあるんですが、性能的にはリズム時計が一番いいという近隣の市町とかいろいろ聞いてみると言われておるので、一度まず値引き交渉を行っていただければというふうに考えております。

○田中健委員

その一番いいというリズム時計のやつでも8,000円だって決して安くはないですからね。それが聞こえが悪いという話では、1万4,000円でほんとにいいのと。1万4,000円買ってみたいけど、やっぱり聞こえが悪いから今度は2万2,000円だねと。もう一つ上級グレードありませんか。大丈夫ですか。どんどん値上がりしていくような気がするんですけど、大丈夫ですか。

○安心安全課長

形でいくと、おむすび型というか、三角のアンテナもかなりごついやつで、それでも近隣の蒲郡市とかああいうところは普及をさせているんです。その後、先ほど民間と言われましたが、いいものが次々出てくるところが民間のいいところなので、例えばもっとほかのメーカーが出てくれば価格は当然下がる期待はしております。

ただ、私どもが防災行政ラジオを進めていくには、先ほど出ました同報無線が全てではない、手段の一つとして考えてますので、これも進めていかなければ、いつ災害が発生するかわからないということもありまして、平成25年度から、できれば新製品の方向で、順次聞こえない方をモニター

をしていただいて、その中で難聴地区にお配りしていただければと考えております。

○田中健委員

これリズム時計から直接買うのか、問屋が入るのかわからないのですが、議会でこっぴどく怒られたと。8,000円のものがないから1万4,000円はもつてのほかだと厳しく議会に言われているので安くしろという形で我々を後ろ盾にして価格交渉していただければと思いますが、ちょっと気になるのが、負担金の3,000円の話なんですけど、質疑等でも話が出てましたけれども、近隣の刈谷市、安城市が3,000円だったのではというお話でした。蒲郡市は、たしか1,000円でしたよね。刈谷市、安城市というのは、私の認識違ったらあれですけども、同報無線がないんじゃないかなかったです。ないから、これがどうしても必要だということになって住民のニーズも多いという部分で3,000円でも買っていただければという部分なんですけれども、知立市の場合、基本的に同報無線が市の何割かは網羅していて、その不足する部分を埋めるという部分でということになったときに、この3,000円という負担金が、果たして刈谷市、安城市と並べることが適正かどうかということ、ちょっといかがでしょうか。

○安心安全課長

まず、負担金の3,000円というのでございますが、まだ私どもが半年ぐらい前に確認した状況でございましたので、その後、FMの電波でキャッチの防災情報が切りかわるようなラジオということで負担金をまだ正確な情報がつかんでいませんので、再度調査して金額については決定してまいりたいと思います。

それから、製品的な違いですけども、私どもは同報無線が自動的にスイッチが入ってなくても聞こえるというタイプで、形はまるきり同じのプリセット型のラジオだそうなんですけれども、FMでキャッチが飛ばすものを切りかわるということで、基本的にはFMのラジオというのじゃなくて、同報無線と同じように緊急の場合には通報で切りかわるという性能があるそうです。

○田中健委員

いずれにしても、ニーズもあってということな
んですけれども、適正な価格と負担をもう一度検
討していただければと思いますので、ぜひよろし
くお願いします。

あと、271ページ、予算書、スポーツ体育会等
委託料ということで、先日市民マラソン、市民マ
ラソンじゃないんですね、知立市マラソンとい
うのが正式名称で、私もずっと勘違いしてしま
けど、知立市マラソン大会が行われました。

参加人数としては、昨年よりも若干ふえた人
数ですかね、平成23年度が703人で、ことし
が731人ということした。中学生がかなりこ
としは多くなったんですが、前、私が質疑で
質問させていただいたとき、その10キロの
話は別として、年代別で記録が出せないか
と。ICタグで走っているわけですから、登
録したときに一般の部といったときに、20
代も50代も60代もという形になると、ち
ょっと張り合いがないと。例えば同年代の中
で私は何位ぐらいなんだということを知りたい
。そのほうが張り合いがあると、そういう
はかり方していただけないかということに
対して前向きな御答弁いただいたと思っ
たんですけれども、それについて御検討
いただきましたか。

○生涯学習スポーツ課長

市民マラソン大会、今年度、昨年以上、今
まででは一番多い参加だったかなという
ふうにして思っております。

今おっしゃられました年代別の記録が
ということでございます。今回、はがき
で通知をした中に意見を求める欄をつ
くりまして、これからのマラソン大会
に参考にいたしますというようなこと
でいただきました。今おっしゃいま
した8キロ、10キロのコースもほ
しいという意見もございました。そ
の中に、今おっしゃいましたように、
年代別の記録、中にはそういった部
門別もという意見もございまして、
私どももそういったことを考える
中で、やはり記録として出すという
のは、今おっしゃいましたようにIC
タグですから、どんな加工も可能か
というふうに思いますので、それは十分

来年度の中に参考にしていきたいと思
っております。

○田中健委員

前回も同じような答弁だったので、今
年度実施していただけなかったん
ですけども、これもやっぱり出る
方にとっては参加するモチベー
ションですよね、年々年は取っ
ていくという部分の中で、どう
しても年齢との調整もあるん
ですけども、マスタークラスと
シニアクラスぐらいの大きな
分け方でもいいです。10年ご
とに分ければそれでもいいか
もしれないですけども、その
中で、例えば同年代のシニア
クラス60歳以上の中で、私
はベストスリーに入ったよと、
一般の中でいくと105位だけ
どという話でいけば、そうい
った部分というのは、やはり
参加者のモチベーション、で
きれば表彰もして差し上げら
れればますます張り切るん
ではないかな。やはり人間は競
い合うことによって意識は高
揚する部分もありますし、そ
の中から健康増進にもちろ
んつながっていくという部分
もありますしね。知立市は、
どうも60歳以上で表彰して
もらえるぞということがあ
れば近隣市から足に自慢の
ある人たちが参加してくれ
るかもしれませんし、ぜひ
そういった出でいただいた
方に、こなす事業ではなく
て、どうしたら去年よりも
一人でも多くの方に出
ていただけるか、どうし
たら出でいただいた方に
楽しんでもらえるかとい
うことを考えながら企画
していただければと思
いますけども、いかが
でしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

まさにおっしゃるとおりだと思
います。終わった後の反省の中
でも、60歳あるいは65歳
以上の人の張り合い、そう
いった同じ意見が出てお
りましたので、今言った
年齢別もしかりですが、
そういったところの工夫
はしてみたいと思います。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時58分

再開 午後4時09分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○協働推進課長

町内会にあります掲示版の数ですが、129カ所ということでございます。

先ほど田中健委員おっしゃったように、掲示版の数よりもチラシの数がすごく多いというようなことを言ってみえましたので、掲示版に張るポスターチラシ等、回覧もそうなんです、数字というのはわかっておりますので、各町内会の持つておるのが。ですから、そういった形で配るようなときに徹底していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田中健委員

ぜひよろしく願いしたいと思います。

続きまして、予算書275ページ、市民体育館営繕工事事業になります、これの中身をお聞かせください。

○生涯学習スポーツ課長

市民体育館営繕工事費でございます。市民体育館の営繕工事費60万円ですが、これは具体的にはどこという部分ではございませんが、緊急的に発生する修繕工事に対応するものでございます。

あと、雨漏り修繕工事368万5,000円ですが、これはサッシ周り、いわゆる全体ですが、サッシのパテが当初よりかなり悪くなっているところがございます。これはちょっと試験的な部分もあるんですが、全体をやるとかなりの金額かかるんですが、一度サッシ周り部分的に修繕をして、横振りの雨のときの漏水というのか、それを防ぐための修繕工事でございます。

○田中健委員

昨年ちょっと一般質問でも質問させていただいたんですが、福祉体育館のバスケットコート、あれはどうなりましたか。

○生涯学習スポーツ課長

今年度の中で対応させていただきます。

○田中健委員

もう工事は終わりましたか。

○生涯学習スポーツ課長

年度末ぎりぎりでございますが、31日までに終

了予定でございます。

○田中健委員

国際ルールですので、ぜひ守っていただかないと思ったんですが、ラインテープじゃなくてしっかりとした線を引いて、一回ワックスを取って、古いやつを消して新しいものを引いて、ワックス引き直すという本来の工事をしていただけないでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

今言われましたように、場所を間違えていたら申しわけないんですが、ゴール部分の削りと書き込み、それからサイドラインが若干、たしか50センチずつでしたか、その削りと書き込み、その部分を2面行います。

○田中健委員

対応していただきまして、ありがとうございます。

やはりスポーツ生涯学習宣言をしている中で、スポーツも大事なんですが、そういったことが他市に対して遅れているは大変恥ずかしいことですので、しっかり答えをいただきまして、ありがとうございました。

あと、同じページで屋外施設管理運営事業、この中に探しても見当たらなかったんですが、公園グラウンドというのは管轄としては、私、公園だったので今まで都市計画の管轄だったのかなと思ってたんですけど、ホームページを見ていると生涯学習スポーツ課で公園グラウンド紹介という形で取り扱われているんですが、これは所管としてはそちらでよろしかったですか。

○生涯学習スポーツ課長

この屋外施設と申しますのは、昭和グラウンドテニスコート、今回ふえました北林運動広場、その部分の管理費でございます、公園グラウンドは都市計の管轄でございます。

どうしてホームページ云々という話ですが、それは使用の許可の関係で私どものほうでして関係で掲載がされているものでございます。

○田中健委員

であれば、施設供用何とかシステムのところで

聞いてもいいのかもしれないんですけども、いわゆる貸し出して使っていただくという形で、貸し出すのは生涯学習スポーツ課というところになると思うんですけども、これ、今まで議会でもしかしたらあったかもしれないんですが、昭和6号公園団地の中にあるグラウンドですね、あそこなんですけれども、最近どうもサッカーで使われていることが多いみたいなんです。野球とサッカーとグラウンドゴルフなんかもやられてるんですけども、野球をやられた後というのは、ちゃんとトンボを引いてきれいに帰っていかれるみたいなんです。どうもサッカーの人たちが、そのまま帰っているということで、その翌日にグラウンドゴルフの方たちが、サッカーの連中は行儀悪いなというふうにおっしゃってるんですけども、貸し出すときに必ずちゃんと整備して返してくださいね、もしくは正規に借りずに勝手にやっちゃってるとか、そういうことがあるんですかね。土曜日、日曜日だと思うんですけども、いかがでしょう。

○生涯学習スポーツ課長

公園でございますので、今質問される部分はないということはございませんが、普通、ある団地で貸し切り、その団体が使うという場合は許可を取っていただきます。

それで今、ここに限らず、サッカーの場合、スパイクが凹凸が多いというのか、激しいものですから、ここの公園に限らず、そういったことは発生しております。当然終わった後にはトンボ等で引くというようなことはマナーの中でございますので、そういったのは徹底してまいりたいと思います。

○田中健委員

ここに限らずだと思う。別にどこか特定の団体をとということも私も把握してお話しているわけはありません。たまたまそのグラウンドゴルフなんか顔出したときに、聞いてほしいということで市民の方から要望で、かといって直接なかなか話すこともできないので、貸し出す側のほうでしっかりとちゃんともあった状態、もしくはもと

あったよりもきれいな状態で、ちゃんとトンボを引いて返すようにという指導をもう一度徹底してほしいという要望をいただきましたので、ぜひその点、配慮のほうをよろしくお願いします。

○生涯学習スポーツ課長

今申し上げましたように、徹底してまいりたいと思います。

○池田滋彦委員

先ほど質問もありまして、重複する点もありますが、市長の思いやりサポート事業、質問がございました。私、自分の中で理解できていない部分があるので、再度お聞かせいただきたいと思いますが、まず、このサポート教室の配置事業ですが、特別な支援を必要とする児童等への教育的支援を行いというふうで、目的、効果、概要まで全てこの項目でうたっておりますが、まず、特別支援を必要とする児童という中身をもう少しかみ砕いて説明いただきたいと思いますが、いかがですか。

○学校教育課長

これにつきましては、まず一つは、特別な支援をよく言われているのは、発達障がいのお子さんですが、2年に一度、文科省のほうでつくったチェックリストというのがございまして、教員の視点で大勢の先生方を見て、それに該当するようなお子さんを観察します。その結果、昨年度実施した結果ですけども、小学校128名、これは30人に対して1人、ですから1学級に対して1人ということの数字が出ております。

ある学識経験者、LD学会の会長をやられた人ですが、こういう方はチェックリストの2倍はいるのではないかということもおっしゃられておりました。

また、来年度ですが、障がいのある中の通常学級にいるお子さんで通級の指導を希望している方が小学校で44名います。ですが、実際に通級指導教室を受けられる、大体週3時間で8人程度というふうに国、県も目安をしております。そうすると実際に今、市単で知立小学校、県のほうから東小学校と西小学校に配置されておりますので、約22名ほどです。ですから、あと22名については支

援が必要となりますというふうに障がいのあるお子さん、障がいのあるかもしれないというところですね。

あと、肢体不自由というんですかね、体の不自由なお子さん、これについては数名です。

あと、外国のお子さん、日本語指導を必要とする子供たちが、以前は知立東小学校に多いんですが、年々ほかの小学校区にもふえております。それがいろいろな言葉で、例えば今把握しているのは、知立小学校でいうとポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語を必要としているお子さんがいますというふうに、やはり個人に支援が必要という部分が出てきます。

あと、学力的に時間のかかるお子さんも多々みえますが、そういう子への支援というふうに考えてます。

以上です。

○池田滋彦委員

わかったようなわからないような感じはしますが、お聞きしますが、健常者、普通の生徒と発達障がい、これ全く分けて教育するのか、それとも同じ教室で授業を受けるからサポートするのか、それはいかがですか。

○学校教育課長

これにつきましては、学級で全体で見るときもありますし、ですから35人いたときに、T1、T2に2人でみる、あるいは小グループで5人取り出して見る、あるいは個人で取り出すというふうに市費で負担をということですから、市の考えで学校長の考えを特に入れて指導に当たられるということですから、健常児と一緒に指導することも可能でありますし、そこから全く分離するわけではございませんし、やはり最終的には集団生活に適応していくということがねらいになっていきますので、そのために個々の指導が必要ということでこのような事業を考えております。

○池田滋彦委員

なぜ聞いたかという、まず一つは、サポートするのに1日4時間、しかも非常勤ということを考えてると、それだけサポートの幅がうんと狭いよ

うな気がするんですけど、それだけできるのかどうかが私は疑問に思うんですが、例えば担任の先生が普通の授業をやって、それをこの時間だけは分けて別の教室で障がいのある子供たちを授業するとなると全く別になるわけです。それをサポートするという事になれば、一緒に授業することもあるでしょうけど、4時間という時間を考えて非常勤となれば、それは成り立つかどうかというのは疑問に思いますが、いかがですか。

○学校教育課長

運営につきましては、年度初めに校長等が該当の非常勤講師ですから、小学校免許を持っている先生です。ですから、基本的には小グループの集団で授業を進めていけばいいかなと思います。現在でも少人数指導ということで、どの学校も実施されておりますので、運営上問題ないかと思っています。

もう一つ、担任との情報交換ですが、これにつきましても、全ての時間、子供と授業で接するというわけではなくて、やはり先ほど申し上げましたように、担任あるいは関係教員との連携する時間というのは確保しなければいけないので、これもその都度、必要に応じて行っていけばいいと思うんですが、ただ、その日、朝来て校長に、きょうは何年何組のどの子と言われるのは、大変雇われるというか、非常勤の方にとってはつらいところがあるものですから、目安としては2カ月はこの学級のこの子に対してとか、このグループに対してのどのような支援をするということを原則として行っております。この2カ月というのも県のほうで学級改善を必要とする非常勤講師の配置というのは約2カ月に配置される事業がありますので、2カ月程度やはりある程度の目安かなと思って考えております。

○池田滋彦委員

やっていただくことは大変いいことで、期待している父兄もごさいます。その方からの意見も聞きましたので、もっと詳しく聞いてほしいということでお伺いするんですが、サポートする方も資格を持ってみえる方ですから、ある程度考えを持

って授業に当たられると思いますが、担任との授業のあり方、今後の接し方とかいうのは全てカリキュラムつくって、ある程度のスケジュールをつくってやらないと大変だと思うんですが、そういうのというのは各学校に全て任せきりなのか、それとも、ある程度、教育委員会がそれを指導してこういうふうにやりなさいと言うのか、それはいかがなんでしょうか。

○学校教育課長

これにつきましては、やはり4月2日に校長会がございますので、そのときにどのような運用というか、指導形態ですね。今、考えているのは、やはり4月に新しい学級担任、あるいは子供たちも学級編成になるわけですから、そこは観察期間、あと家庭訪問等もありますから、保護者からの声もあります。その中で、受けて学校側としてどういうカリキュラムというのがあります。

あと、チェックについてですが、学校訪問を年に一度必ずどの学校にも行きますので、そのときには必ずチェックしますし、あと、実績報告書というのを毎月一回、進捗表とよく言われているんですが、授業でこんなことやりましたということを報告はこちらにありますので、そういうときにチェックしてまいります。

以上です。

○池田滋彦委員

スタートしてみなければ、ある程度わからないかもわかりませんが、もう一つ心配するのが、このサポート教員が学校におる間は確かに力になると思いますが、非常勤で4時間ということになって、そのいなくなった後というのは担任が1人でサポートやるわけですか。それとも、ほかのあいてる教員と一緒に助け合うというような形とるのか、それはどうなんでしょうか。

○学校教育課長

基本的には学校は特別支援学級と通常の学級がございますので、通常の学級の支援ということで、今、少人数指導あるいは通級指導といって週に3時間ほど、先ほど言いました取り出しということで、一日中サポートが本当に必要という子供たち

がいるかという、また数は少ないと思います。あと、このほかに発達障がい児等支援補助員って学生を1日3時間、週に3回来ている学生もいますということと、あと、必要に応じては校務主任等もいますので、そういうところについては支援できると思いますが、基本的には社会生活、学級の中に適用していくということがねらいですので、何かパニックに陥ったときのクーリングダウンするように、その子がクーリングダウンするとかそういうときにも必要ということで考えています。

以上です。

○池田滋彦委員

大変いいことだと思いますが、教育長、このサポート事業、学校によって対応が違うと思うんですが、父兄に対しては、ある程度、対象になる方たちに説明はされているんですか、それとも今からある程度そういうのは中身説明されるのか、それをちょっと教えていただきたい。

○川合教育長

今議会でこの予算が可決していただければ、要するに、まだ保護者のほうには話をしておりません。年度が改まったところで説明をして効果的な運用をしていきたいと考えています。

○池田滋彦委員

ぜひ、ある程度の部分は説明をしていただきたい。というのは、これにかかわる父兄の方から、中身が全くわからない部分がありまして、預けるんだけど不安な部分がたくさんあって、ほんとに学校大丈夫なんですかと聞かれても、私に聞かれてもそれはわからないので、学校へ聞いてくださいと言うんですが、今、私が聞いた部分というのが父兄の声そのままだと思うんですね。これが長く続けば確かにいいことだと思いますし、ある程度の授業ができる子供は、そのまま社会生活ができる可能性は十分ありますので、これは力入れていただきたいんですが、健康な普通の子供と障がいを持った子供の障がいを父兄が一番心配するわけなんですね。そこのかかわり方が、子供は罪はないから自分たちのやりたいようにやるんでしようけど、教育と子供が接する部分とは中身が違

うような気がするんです。それがうまくいったときはいいんですが、こじれたときは子供が障がい者を相手にしなくなる可能性もあるので、そういうのをしっかり検証していただきたいのと、それは常に監視してもらわないと父兄のほう心配してみえる部分だと思うんですが、いかがですか。

○川合教育長

そういった御心配もよく理解できます。保護者への周知、理解をしっかりと図っていきたいと思いますが、ただ、一つ言えますのは、今現在、子供たちも学校の中に知立市の場合は、全ての学校に特別支援学級があって、そういった障がいのある子たちと一緒に生活をし、ある面、協同で活動もしています。

それから通級指導教室、これもふだんは通常学級にいますけども、週に2時間なり3時間取り出して指導する、そういった通級指導教室もごく普通に今行われていますので、子供たちの理解というのはそれほどきちんと説明をすれば、これはこういうことでこういう先生がついてるんだよということで説明すれば十分理解してもらえて、また、そういったいろんな個性が、発達障がいの子だけじゃないです。先ほども学校教育課長のほうが例を言いましたけども、そういういろんな個性の子供たちに対する理解も十分できるかなと思いますが、いずれにしても保護者、子供たちへの十分な理解、これは当然、前提として必要だなということをおもっています。

○池田滋彦委員

ぜひしっかりしたサポートをお願いしたいのと、私は、保育園の園児が少し発達障がいのお子さんと一緒に生活してみえて、子供とは全く違和感がなく一緒に接して手をつないで助けてあげたりとかいうのを目の当たりにしてきましたけども、あれがそのまま上へいって年取っても、4年生、5年生になっても同じような形でやっていただけるなら一番いいことですけど、やはり年齢を重ねていくと考えも行動も違いますので、そこで障がいのほうがはじき出されるような形というのは考えられるわけなんで、それも見て知ってますから、

やるからには最初からルールをちゃんとつくってやっていただかないとうまくいかないのかなと思います。

ただ、一番気にするのが、1日4時間で非常勤というのが果たして機能するのかどうかというのが一番私らは疑問に思うんですけども、最後に、もう一度聞かせてください。ほんとにこれってやり方次第だと思うんですけど、やってみなきゃわからないのか、それとも間違いなく大丈夫ですよと言えるのか、それは言えないかもわかりませんが、そこら辺の考え方を、もう一度聞かせてください。

○学校教育課長

このことについては、学校現場からもこのような教員が必要だということがあって、校長もいろんな視野に入れて考えております。

あと、委員おっしゃられたインクルーシブ教育のことも視野に入れていると思うんですが、障がいのあるお子さんと健常児が小さいうちからいるということは一番大事なことで、今一番懸案になっているのは、実は中学校の2次障害といって小学校の小さい10代までにお互いに障がいということで壁をつくって、そこは中学校である意味あらわれてくるとありますので、学校のほうにもきちっとこの趣旨説明して堅実な運営をしてみたいと思っています。

以上です。

○池田滋彦委員

ぜひとも父兄の不安のないように、ひとつお願いしたいと思います。

次に、もう一つお伺いしたいのは、予算書の50ページ、財産収入についてお伺いしたいと思いますが、これでしか質問できないと私は思ったのでお聞きしますが、給食センター跡地入札で売却されたと思います。2億6,000万円でしたか落札されたというのを聞いておりますが、中身を教えてください。

○企画政策課長

給食センター跡地の売却でございます。2月22日入札を行いまして、落札金額が2億6,186万

9,500円という形で落札されました。このことに関しては、議長初め、各議員の皆様の方にも御通知を差し上げております。

今回、当初予算では、この売却収益は子ども施設整備基金のほうへ積んでいくという予定になっておりました。子ども施設整備基金のほうの予算は2億円予算計上しておりましたが、ここで6,100万円余の大きな収入を得ることができましたので、今後この6,000万円については、子ども施設整備基金のほうに積んでいくのか、また新たに今考えております公共施設の保全計画のほうの基金をできれば、ここ9月議会までにはそういった基金もつくっていきたいというふうに考えております。学校のほうからも、こういった学校施設の整備基金としてということも聞いておりますので、市の中で子ども施設整備基金ではなく公共施設、学校施設といったような形の基金をつくりまして、そういったところへ6,000万円は積んでいきたいというのが、今のところ私ども企画政策課のほうでは考えておることでございます。

○池田滋彦委員

6,000万円余の予定よりも高く売れたものですから、確かに市としては助かった話ではありますが、それについての扱いについては、まだしっかりした決定はなされてない。この売却については、6月議会に補正でのるんじゃないんですか。9月までいくんですか、それと、その扱いについても、いつごろそれが出るんでしょうか。

○企画政策課長

今回の6,000万円余の余剰金といいますか、お金については、平成24年度の決算というふうになりますので、9月までこういう形でいきます。

ただ、それまでに私どものほうも先ほど申し上げた基金をつくっていくのであれば、どこかの議会で一度お諮りさせてもらって検討していきたいなというふうには考えております。

○池田滋彦委員

決算の9月までということになると、その間その6,000万円というのは宙に浮いた形にならないですか。どこかで項目ちゃんとつくって入れない

と、この金ってどこへいく。宙に浮いたままで何ともならないような形でなっとなるような気がするんですが、違いますか。

○企画政策課長

おっしゃるとおり、実は来週の21日に今、契約予定を考えておるんですけど、そうしますとそこから1週間以内にはこの2億6,000万円というお金が入ってまいります。歳計外現金のほうに入りますので、とりあずそこに置いておくことになっております。

○池田滋彦委員

はっきりしたら、また議会へ出していただきたいと思っておりますので、せっかく6,000万円という多額のお金が余分に収入になったんですから、結果的には有効に活用していただきたいと思し、この金がないときに6,000万円というのは相当な事業ができるような気がします。はっきりした時点でまた報告いただきたいと思っております。

最後に、もう一つ伺いたいと思っております。

私、先回の議会のときにもお聞きしたんですが、263ページの文化財の保護について伺いたいと思っております。

ここに松並木保存委託料ということで478万円計上されておりますが、ちょっとこの中身を教えてくださいたいと思っております。

○文化課長

これにつきましては、東海道旧松並木の約500メートルの松並木でございますが、そこにおけますこぶ巻きとか、消毒等の委託を造園業者のほうにしていこうものでございます。

以上です。

○池田滋彦委員

要は、長く保存するための基礎的な体を入れるその費用としてのせたものだと思いますが、これに関連して、あまり今回も言いたくなかったんですが、先回も話させてもらった谷田町の郷蔵の件。確かに市のほうは市の文化保存ということで、史跡保存になるということで残していただきたいという意見をいただきました。

先回も、あれは確かに町内の敷地にあるので、

町内が手を入れてやってもらうのが当たり前だとかというような感じで返答いただきましたが、あれを修復するためには3分の1の補助しか認めていただけないという話をいただきましたが、それでよかったんですね。

○文化課長

現在、要綱どおり3分の1の補助で進めております。

○池田滋彦委員

そこでお伺いしますが、確かに町内のものであっても、これは市が指定した保存物でありまして、残していただきたいという話があるなら、それを壊れそうになったから修復するのに3分の1しか補助しませんよというのはちょっと理に合わないし、話が違うような気がしますけど、それだけしか返答はできないのか。

というのは、先回も申し上げましたけど、今、町内でももめてるんです、実際は。残すか残さないか。ですけど市は残してほしいという話ですから、それは残す方向で検討しようよということは言っていますが、かかる金が必要な半端な金じゃないので、それを考えたときに、3分の1しか補助しません。ただ、建物は残してください、それでは町内として、そんなむちゃなことを言われたって予算はありませんよ。修復できなければそのままにしておけば崩れて壊れるだけですから、あと知らないと言われたらそれはそれまで。そういうふうに考えて、今もめてるんですが、文化課長は、どうお考えですか。

○文化課長

歴史的に価値のある建物というふうに思っております。市の指定文化財にしたところがですね。ですから、それを私どもが守っていく、そして所有者の方にも同じ共有をしていただいて守っていただくというのが私の考えでありますけども。

○池田滋彦委員

その考えからいうなら、せめて半額負担でも私はおかしくないと思います。町内に残るから町内問題であるというのあるから町内も少しはお金出しましょうと。だけど3分の1はないでしょう。

せめて半分まで出していただければ、あとは町内の予算か寄附でもという話出ますけど、だったらもう要らんと言われてるんですが、副市長、いかにお考えですか。

○清水副市長

文化財を保護していくということは大変重要なことでございます。基本的には文化財を所有していただく方ということになります。これは県の指定でありまして国宝でありまして同じでございます。

そんな中で、市としても、できるだけ所有者の方に御負担をかけずにそれをしっかり保存していただきたいと、そういう趣旨で補助金の交付要綱を定めさせていただいて現在にあるわけでございます。

今、御指摘の3分の1が少ないのか多いのか、また、2分の1なら大丈夫なのかと、そういう議論はこれからもあるのかもしれませんが、現在ではこのような形でさせていただいておりますので、平成25年度に向けては現状の要綱を適応をさせていただきたいというふうに思っております。

実際には、文化財にもいろんな物によっては保存の仕方がいろいろなことで経費がほとんどかからないものやいろいろ、郷蔵の場合は、当然建物でございますから、そういったことでの費用が相当かかるんだろということは推察されます。そういったことでは、それが全て一律でいいのかというようなまた議論もこれもあるのかもしれませんが、現状今までそういった経過の中で今の要綱があるということで御理解をいただきたいと存じます。

○池田滋彦委員

この郷蔵についてもちょっとお聞きしたのは、市内であともう一カ所ぐらいしかないということで、大変貴重だということをお聞きしました。確かに古いし、もう残っておるところはないと思います、実際。それを保存するのならば、やっぱり今は副市長が言われたように要綱もあると思いますが、今後のことを考えるなら、そういうのというのは市である程度保存していただかないと、地

域でそれを修復して保存してくださいというのは理に合わないと思います。話は違うと思うんですけども、そういう意味からしたら、今後の課題としてそういうものについては、もう一度、要綱からその規定も変えてでも保存する方向でもっていくならそうしないと、それは納得しないと思いますが、いかがですか。

○文化課長

確かに言われるとおり、後世に残していく本当に大事な建造物だというふうには思っております。

こういったところで要綱が今ございますので、私のところはこういう形でしかやれませんが、今後こういった声が大きくなって、皆さんがどんな声が出てくるかわかりませんが、建造物、そのほかの仏像、いろんなものがあると思います。それ何千万円とかかるようなものも建造物で指定文化財にしてあるものもありますので、その辺は一度こういった要綱も見直す機会が出てくるのかなというふうには思っております。

○池田滋彦委員

早急には言いませんが、今後そういうことは出る可能性は十分あります。それと谷田町だけじゃなくても、ほかにもそういう話は必ず出てくる話でありまして、残す保存のことを考えるのであれば、ぜひともそれは市としては町内に負担かけてまで残すという考えじゃなくて、やはり市としてそれは保存すべきだというふうに考えるのは私は当たり前だと思いますが、最後に、もう一度、副市長。

○清水副市長

文化財でもそれは個人の資産であったり、それぞれの団体の資産でございます。それをどういうふうに扱われるかということまで市のほうがなかなかそこまで入り込んでいくということも難しいというのは現状もございます。

そういったこともございますので、先ほども申し上げましたけども、特に今、私、頭の中にありませんけども、相当数の指定のものがございまして、そういう建物からいろんな仏像からいろんなものがございまして、それ全てを市がもちろん寄附

をいただいて、市の所有として管理するという方法もこれも一つあると思いますし、必要はものは買い上げをして市の財産にするという方法もありますけども、そういうことをするには、市にそういうことをするだけの実際の価値とか、どんなことも市民の皆さんの御理解も得ながら決めていかなくてはいけないというふうに思いますので、現状は、今の補助要綱の中で考えさせていただくということで御理解いただきたいと思います。

補助率そのものについては、これからもいろんな議論があつてしかるべきだというふうには思っております。

○池田滋彦委員

もう一度申し上げます。

最後に副市長、個人の財産という言葉が出ましたけど、もし個人の財産ということで考えるなら、これ壊したって全然問題ないわけですよね。そういう考えを持っても仕方がないというふうに私は思いますが、それはやっぱり指定して市が残していただきたいという考えあるから議論しておるだけであつて、個人の財産だといったら、もう個人というか、それを所有権と言われるんだったら別にそんな残さんでもいいから壊せばいいという結論は、それは出てきます。だって金がかかって残すだけの個人としてはそれは考えてないわけですから、町内としても壊すという直前までいったんですけど、まあまあということで市に聞いたら、残してください、ぜひこれは貴重だからと言われて残すという考えを持ったときに、誰が金を出すんだという話になった。3分の1しか出ません。3分の1じゃあ直らないでしょうという話になれば、やはりこれは市として考えていただきたいと思いますが、最後に、もう一度お伺いします。

これはほんとに市が残していただきたいということを考えるなら、やっぱり考えていただきたいと思うし、今すぐやれとは言いませんが、今後の課題としては、絶対にそれは出てくる話ですので、もう一度、精査していただきたいと思います。答弁をお願いします。

○清水副市長

先ほども申し上げましたけども、やはり今回の郷蔵の件につきましては、市としてもそういった歴史的な価値のあるものだということは理解しております。そのことで過去にそういった文化財としての指定がなされて今日に至っているわけでございます。そういうことからいたしますれば、やはり市としても、ぜひ保存をしていただくということをお願いするしかないわけでございます。

今般、お話を伺ってますと、大変地元も厳しいというお話も伺っておりますけども、一応現時点ではそういったものに御努力をいただけるというようなことも聞いておりますので、私のほうも今の時点では地元に対して大変ありがたく恐縮に感じておるわけでございますけども、ぜひそういったかけがえのない、委員もおっしゃいましたように、それ要らないよということで壊してしまったら、それはもう新しいものをつくるということではできるんでしょうけども、今の形ものを現状回復というんですかね、そういう形で残すということではできないわけでございますので、そういった意味でも、そこは御理解いただくというか、よろしくお願いをしたいというのが本心でございます。

○水野委員

予算概要の52ページ、家具転倒防止推進事業についてお伺いします。

この事業は、今年度までは福祉課と長寿介護課で実施していて、特に高齢者及び障がい者対象ということだったのを一般市民に広げて家具転倒防止を推進するというので、この事業ですけど、120万6,000円ということが計上されております。家具転倒防止器具購入100世帯分となっておりますけど、この100世帯というのは写真で一对で1世帯というふうに考えて、どういうふうに考えたらいんですか。1世帯で5つも6つも、あるいは10個ほしいと言われて、それが100世帯いただけるのか、この辺がよくわからないんですけど、説明していただけますか。

○安心安全課長

今、委員がおっしゃられたことについて、私ど

もが今まだ要綱等もできてませんので、考え方として御理解していただければと思っております。

まず、この1世帯8,000円程度を予定しております、この写真に載っておる、たんすの上に張りつけるような金具が一つだけというだけということではなくて、私どもがカタログみたいなものを用意しまして、8,000点、点でも円でもいいんですけど、8,000点になる程度のもをお配りできればというふうに考えております。

○水野委員

ということは、8,000円分でどれだけできるかよくわからないんですけど、これが幾らするのかというのもよくわからないんですよ。

だから、期待してたはいいけど1個だけですよと言われちゃったらね、皆さんに申し込みが多いからということで、100世帯分って書いて、すごく気前がいい感じがするんですけど、ふた開けてみたらということもあるかもわからないし、それから、もう一つ、この120万6,000円というのは、家具転倒防止器具設置委託って書いてます、この経費も入ってるんですか。これは全く別で、器具だけのお金なんですか、どちらなんですか、これは。

○安心安全課長

まず、最初のほうの品物でございますけれども、8,000円相当で、例えばコーナンとかカーマに見に行っても、まあまあものは買えます。それから、転倒金具等は安価でございますけど、家具に穴を開けなきゃいけないということで、今なかなかいい製品も出ています。ただ、それが数千円もするようなものはなかなかございませんので、何点かは御提供できるかと思っております。

それから、もう一つの質問のほうの家具転倒防止推進事業でございますが、委託料は30世帯、これは前年までの福祉関係で補助をされておったことと内容は同じでして、労務賃というか、手間賃をお払いするだけで、物は入っていません。ですので、100世帯のうち30件を引けば70世帯を一般の御家庭にと考えております。

○水野委員

この家具転倒防止器具、新規でこのタイプのも
のを購入するという、大体こういうタイプのもの
ですね。それから、今、長寿介護課である穴をあ
けるタイプ、あれ非常に評判悪いんですよ。私、
持って行ったら、ぼろかす言われましてね、職員
のほうも、これは議員だめだよ職員ですら言う
んですよ。穴あけてと、安心安全課長、自分のと
ころの家具に穴あけれます。奥さん、怒られませ
ん。ちょっと無理だと思うんですよ。それから、
こういうところに柱がなければだめだし、賃貸だ
ったらあけられないじゃないですか。あれを引き続
き、ここの中に入れていくんですか。あれは廃棄
処分するんですか。どちらなんでしょうか。

○安心安全課長

評判が悪いということで委員はおっしゃいまし
たが、今、地震もいったことですが、確実な
のは、あの金具が一番確実です、今のところ。

ただ、家具に穴をあけるとか、花嫁道具で持っ
てきたものに穴をあけるといのは、確かに私も
抵抗があります。先ほど言いましたように、製品
として両面テープみたいなもので張りつけて、か
なり強度があるものとか、ジェル系だとか、チェ
ーンでなるべく穴をあけないようにとかいう製品
も結構出てますので、そちらのほうに多分シフト
はしていくだろうと。

ただ、今あるものを捨てるというのは非常にも
ったいないし、それが確実であることは確実です
ので、それが使っていただければ点数は低いこと
になるし、それは御希望があれば取り付けのあっ
せんしかできないですけれども、そういう何回か
やれば、たけとるシルバー人材センターの方もみ
えるそうですので、そこで考慮していただければ
と考えております。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時59分

再開 午後5時08分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○水野委員

途中で切れてしまいましたので、ちょっと思い
出しながらですけど、以前使っていたものもぜひ
使ってほしいということを言われましたけど、ほ
とんど先ほど言われるとおり使ってないです。で
すから新しいのに変えていただきたいと。古いの
が、以前のやつは古いと言ってはいけませんけど、
以前のものが確実だといっても、使う人がそれを
望んでないだからこういうのになるわけですよ。
だって隣の生涯学習スポーツ課長なんか笑ってま
したよ、これはつけたくないなっていう顔して。
そういうもんですよ。だから新しいのに変えてい
けばいいじゃないですか。古いのはどうしてもつ
けたいという人はつけていただければいいと思
いますけど、古いのはどれぐらいあるんですか。そ
れ調べてます、長寿介護課のほうで。聞いてます
か。

○安心安全課長

在庫は確認しておりません。

○水野委員

確認してください。たっぷりあるみたいですよ。
私、聞いた限りだと、もう4種類ぐらいありまし
て、ぜひ議員使ってくださいと。使えないですね、
なかなかあれでは。

私、ちょっと気になったのが、この家具転倒防
止器具設置委託ということで、30世帯というこ
とで手間賃ですね、なかなか自分ではつけれない
んですよ。冷蔵庫とかこういったのもつけれませ
よ、このタイプだったら。今、写真出てるやつだ
たらね。概要に出てる。なかなか素人だとうまく
つけれないですよ、このタイプでも。

渡したはいいいけど、あなたたち勝手につけな
さいというのも、これもいささか市民サービスに欠
けると思うんですよ。ぜひこれやっぱりね、つけ
ていただきたいですね、各専門の方に。そうしな
いと、つけるのは面倒くさいわとなっちゃうよう
な気がするんですね。

それと、こういうタイプのやつをつける方もみ
えるんですけど、形だけでね、私も何件か見させ
ていただきましたけど、うまくついてないという

感じがするんですね。やっぱりフィットする形でつけていただきたいと思うので、ここの30世帯じゃなくて、全部つけるという形、そういうふうにしていきたいんですけど、これはどうでしょうかね。

○安心安全課長

私ども防災の考え方は、自助、共助、公助という今、盛んに言われておるんですが、この家具転倒防止につきましては、自助として私どもは受けとめておりますので、できれば御自分でつけていただきたい。

ただ、そういうできない方とか、なかなかやっただけできないということであればシルバー人材センターへ御紹介をするという形で行っていきたいと思っております。

○水野委員

シルバーのほうに頼んだら幾らぐらいになるんですか。

○安心安全課長

資料で見ますと、日当でお一人5,600円だったと記憶しておりますが、日当がもし違っておるようでしたら、また後で御報告させていただきます。

○水野委員

5,600円だったら、相当高いじゃないですか。カーマの人に来てもらってつけたほうが絶対安いですよ。全然おかしいですよ、これ。安心安全課長、仕事熱心だから、安心安全課長が行ってつけてあげたらどうですか。それぐらいの気持ちでいてほしいですよ。ちょっとシルバーに頼みなさいよなんていうのは冷たくないですか。いかがですか。

○安心安全課長

繰り返しになりますが、そもそも家具の転倒は御自分でやる自助の中のものであるという位置づけをしておりますので、あっせんをさせていただくところで御勘弁を願えればと思っております。

○水野委員

それは物をという形で、これは普及しないですよ。自分でつけるってなかなか面倒くさいものがあるんですよ。うまくいかない。組み立ての家具

とかそういったので自分でなかなか組み立ててやるの面倒くさいからということですね、今お願いして組み立てて、それを運んでもらうという人、結構いるんですね。それと同じで、なかなか自分でやれといってもやらないと思うんですよ。

だったら100世帯というふうに書いてあるけど、普及するかどうかかわからないと思いますよ。当然つけてもらえるものだというふうには私のほうに問い合わせがあった方も市のほうでやっていただけるんではないかとされたときに、長寿介護課行ったら、いや、できませんと、そういう答えだったんですよ。ましてや、あの変な形の穴をあけるタイプだから余計普及しない。せつかくこういう新しいタイプになってもね、普及させるというところはもたないと、予算取ってる意味ないじゃないですか。そう思いませんか。

○安心安全課長

委員のおっしゃることも一説ではあると思っております。

ただ、私どもは、やはり位置づけとしては御自分でなさることは御自分でなさってくださいというのが今の防災行政の方針がほとんどでございます。そこまでつけるということについては、今回は考えておりません。

○水野委員

総務部長、せつかく予算取っても、また残っちゃいますよね。だから、その辺の考え方は、やっぱり今後改めていかなきゃいけないんじゃないかなと。100世帯分取って、それは高齢者の方や障がい者の方たちの部分については、それはやっていただけるということで、ある程度はけるかもわからないけど、あと70世帯分はけるかどうかかわからないじゃないですか。その部分を、やはりそんなにお金をかかるものじゃないと思いますので、例えば6月ぐらい、あるいは12月とかいう形でまとめた月で一斉につけてあげるとか、そういうふうに考えていただけないですかね、どうでしょうか。

○総務部長

これにつきましては、安心安全課長が今説明し

たとおりに、うちのほうはそういうようなことをやりまして呼び水というような形で、全部の家具につけるといふふうにもそんなことは思っておりませんので、うちのほうも一般質問で質疑等でお答えしたんですけど、いろいろなパンフレットをつくりまして、その中から選んでもらうというような形をとりますので、今言われた金具とかそういうものが嫌な方はやめてもらえればいいし、金額的には8,000円以内でどれぐらいのものがなるかというのがわかりませんが、その中で、安いものならたくさんつけてもらうことができるし、高いものだとすると少なくなるというふうに思うんです。そういったものを一回つけると、ほかにもというような形になると思いますので、うちはそういうようなことをねらってるということで御理解していただきたいというふうに思っています。

○水野委員

宣伝という形でね、こういうものがあるということでも市としてはどうですかという形でつけるところまでは面倒みれないという、今そういう御答弁だったというふうに思うんですね。しかし、これはできるだけサポートしていただきたいというふうに私はやっぱり思います。

それで、この事業、今、総務部長も言われましたけど、やっぱり広く宣伝しなきゃいけないと思うんですね。じゃないと、こういうことがあるということを知らない方も多々あると思うんですね。ですから、今方法としてどういったものを安心安全課長は考えてみえるでしょうか。

○安心安全課長

実は、先例というか、防犯グッズが最初の9月に補正出ささせていただいて、なかなか人気が出てこなくて、12月まではほとんど1人、2人訪れただけなんですけれども、年が明けまして、かなりの数が、40人近くあったということを経験しますと、市役所が子どもがやった広報とか商工会にお願いしたり、区長に区長会でお願いしたりとかいろいろやったことも効果はあったんですけど、やはりロコミで、先ほど総務部長が御答弁させていただきまされたけれども、どこかで呼び

水になると広がっていくというのが今回わかったので、なるべく細かに皆さんにお知らせして、こういう事例がありますよみたいなのも写真を撮らせてもらったりして説明して、広く知らしていくことが大事だなとは思っております。

○水野委員

せっかく予算を取って、つけていただくのはなかなか難しいけど、専門の方とかね、だけどせっかく100世帯ということ、今年度だけでしょ、これ。また広く要望があれば次年度も予算要求されるかもわかりませんが、今年度ということで、今言ったとおり普及させてもらって、これ、悪いことじゃなくてすごくいいことなので、だから、ぜひこれやっていただきたいということで、今言ったように区長会とか商工会も含めて、広くあなた自身が写真を撮っていただいて、自分の家でもいいのでつけていただいて、それを宣伝していただかないとまずいと思うんですね。また、下のテレビ、市役所の、あれなんかでも使ってもいいと思うんですよ。そういうふうに広く考えていただきたいと思うんですね。

だから、地震というのはいつ起こるかわからないということを言われていますので、このあたりのことを一回しっかり考えていただきたいんですけど、この答弁聞いて、また次の質問に移りたいと思いますので。

○安心安全課長

委員がおっしゃられたとおり、あらゆる手段、いろいろ使っていただいて、いろんな新聞の中にも広報とかも全て使って、使えるものはなるべくお金をかけない範囲で知らせていきたいと思っております。

○水野委員

この家具転倒防止の器具ですけど、新しく家を建てられる方は、今クローゼットという形でね、今まであった家具は設計士初め、工務店にしっかりつけてもらう形、私のところもそうだったんですけど、どちらかというと、こんなこと言っては失礼ですけど、結構古いおうちの方が、そして家具があるという方たちが多いと思うんですね。で

すから、耐震の部分も含めて、こういう方たちのやつはやっぱり広く宣伝していただいて使っていただくことを推進していただきたいと思います。

次に、予算書の263ページの文化財保存事業で一般質問させていただきましたが、荒新切ですね、この質問については高橋委員のほうからも私のほうからも質問させていただいて、やっと少し動き出したかなという形だと思うんですけど、この今、荒新切の保存用の整地整備委員会ですね、この報償金ってなってますけど、何人で構成されておるんでしょうか。

○文化課長

荒新切につきましては、現在、7名の予算をつけております。

○水野委員

本会議で教育部長が座長は藤井かなゑさんという形になってると。あとの方たちは、どういう方たちがメンバーに入ってみえるんですか。

○文化課長

文化財保護委員が藤井さん、清水さん。

正明さんでしたかね。ちょっと今、資料がございませんが。それと、あと一人は学校の先生も入っております。杉浦先生でしたけど、具体的に名前が出てきませんが。あと、市の職員の都市計画課の公園係も2人ほど入れております。それから、大学の講師の方、以前、県の文化財室長をやられておまして、非常に遺跡には造詣の深い方でございます。あと、頭の中で今7人ほどでしたが、思い出せませんので。申しわけございません。

○水野委員

7人ほどで構成して、最終的に取りまとめて、これは私、一般質問もさせてもらっておるんですけど、20年間ほっとらかしなんです。いつぐらいをめぐらしたことを最後にちょっとお聞きしたいんですけど、その前に、この荒新切遺跡保存用地草刈り委託料というのは56万7,000円出てるんですね、今回も。これって随意契約されているんですか、これ。

○文化課長

これは3社の随意契約になりますけども。

○水野委員

どこの業者ですか、教えていただけますか。

○文化課長

ちょっと今は手もとにどこの業者たちというのがわかりませんが、宝寿園でしたかね、間違いないと思いますけども。今ここのところで。

○水野委員

後で教えてください。

これね、56万7,000円ということで、この金額というのは妥当なんですかね。これこそシルバーとかやっただいて、草を運んでいただいてもいいような気がするんですけど、この点はどうなんでしょうか。

○文化課長

確かにあそこは2,700平方メートルほどの広い土地があります。それで年3回ほどの草刈りをしていただいております。かなり出た、刈った草も処分というのがございますので、業者のほうにお願いしていくというような形をとっております。

○水野委員

そこから波及してね、畑や田んぼを持っている方たちも自分で刈ってる方も結構みえるんですね。だから、年3回で56万7,000円取ってますけど、約50万円ぐらい毎年取ってると思うんですね。20年間で1,000万円、大変もったいないと私、思うんですね。

以前、高橋委員のほうからも、こんな計画どうだというのが示されたような気がするんですね、私、見させていただいた覚えがあるんですね。だから、一日も早く設計していただきたいですよ、公園として。もう準備できてる気がするんですね。教育部長もこうやっていただけてるし、市長もあつたほうがいいということは前々から言ってるんですね。どこがストップかけてるんですかね。どうですか、これ。財政のほうで、企画のほうでは、こんな必要ないってストップかけてるんですか、どうですか。

○企画政策課長

私どものほうで各課のほうからあがってくる事業に関しては一応査定を行っておりますが、当然のことながら担当、また企画部長含めて査定を行っていく中で、私どものほうの立場でだめだということは一切ございません。

○水野委員

今、企画のほうからだめだということは一切ないと。どうして20年間も進まないのかという非常に気になるんですね。御努力されていると思うんですね、市教委のほうは。これはどうなんでしょうかね、副市長。

○清水副市長

先ほど来の話に出ますように、今、どういった形でやるかということを検討していただいているということでございますので、そういうものがまとまれば、それをいつどんな形でやるか、そのままやればいいのか、それはそのときの答えによって今後また検討させていただくということになるかと思えます。

○水野委員

先ほど池田滋彦委員のほうからもありましたように、市のほうでやりたいとこれは言った事業なんですね。わざわざ土地を購入して遺跡として残したいと。であるならば、もう20年待ってるので、これは一刻も早くやってほしいんですね。きのう、きょう出た話ではないと、私そう思うんですね。だから、すぐやっていただきたいと。市教委のほうはやりたいと。市長もと。今、財政のほうの企画のほうもとめる話はないと。どこでどうなっているのかと、これ、長年練ってても仕方ない話なんで、23号線下のところはすぐできました。ここはどうしてできないんでしょうかね。遺跡を掘るわけでもないでしょう。掘って今から研究してということですね、ものすごい時間がかかるとか、そういうことあるんですか。どうでしょうか。

○文化課長

遺跡のほうは、平成14年から平成16年にかけて発掘のほうは一部ですけども終わっております。今後出てくるものがあるかどうかは、また調べないかん部分、造成工事の中で出てくる場合も

あるかもしれません。

先ほど草刈りのほうは、今、予算を調べておりましたら2,400平方メートルが草刈りの対象になっております。ですから、3,000平方メートルの中で2,400平方メートルぐらいは草刈りの対象でありますけども、ここをいろんな今から委員たちに見ていただきまして、今後こういった遺跡を管理しているような市町のほうにも一回視察に行きまして、どんな形で知立市の遺跡が一番ふさわしいかというようなこともこの委員会の中で一回検討していくということを前回の平成24年のときには話が進んでおります。

○水野委員

今、猿渡川も河川改修されてまして、きれいになると思うんですよ。多分、新林あるいはアピタのあたりぐらいまでいくんじゃないかなと思うんですね。そういったことも散歩みちとして大変いい場所になってくると思うんですね、遺跡公園のところは。仮ですけどね、まだ遺跡公園になってませんので。

ぜひそういった意味でも、一日でも早くね、こんな20年間もほっとらかしにしているね、これはやっぱりまずいと思うんですよ。教育長、どうでしょうかね。一刻も早くやりたいですよ。お願いします。

○川合教育長

昨年のこの荒新切遺跡保存の委員会立ち上げのときに、もちろん自分も同席をしました。各委員それぞれの思いというのがあって、これはほんとに市民にとってどういう活用の仕方、どういうスペースにしたらそれは活用できるのか、子供たちの学習のこと、あるいは市民の憩の場として歴史的な思いをはせるような場所になるかと、いろんな御意見が出ていて、皆さんが、いいそういうものをつくっていきたいねというところでまとまっていて、ただ、どういう方向でというのがまだ決まってないですが、とにかく一步を踏み出したというのが間違いないですので、これまでの過去の20年間についてはあれですけども、今後については具体的にいろんな思いを一つの方向にいくよう

な形で進めていきたいなということを思っています。

時期的に早く早くというのは、なかなかこれまでの経緯もあるし、場所的にあそこが市民にとって行きやすいのかどうかとか、いろんな条件のことを皆さんが御意見なんかが出てきたので、そういうことを集約しながら方向性を見つけて進めていきたいと、そのように考えています。

○水野委員

これで質問閉じますけど、一步を踏み出したと。これは教育部長が後押ししてくださって、こうやった形で委員会が設置された。これは大きな功績だと思うんですね。

だから、もう調ったわけですよ。ですから、何とか、それはすぐにはできないかもわかりませんが、また20年たってなんていうのはね、それこそ総合グランドつくるわけじゃないので、これは早くやっていただきたいと思うんですね。

最後に市長、市長もこれは必要だということをお認めになっていると思うので、この辺のところを市長のお考え聞いて質問を終わりたいと思うんです。

○林市長

20年前にこの土地を買ったその思いをしっかりともう一度我々も踏みしめてやっていく。今、教育長申し上げましたように、第一歩が出たわけでございます。拙速にやって後に後悔してはいけないわけでございます、やっぱり委員の御意見を集約して、いいものができればなと思っております。

○久田委員

短時間で終わりますので、済みません。

予算の概要の、私、聞くだけですから、9ページ、このグラフを見て、黒いところが一般会計で白いところが特別会計で黒いところが水道事業会計で、平成21年度、平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度とだんだん一般会計のところがふえとるわけだね。特別会計のところではほぼ横並びかなと、水道会計も横並びかなと。起債自体は平成25年度はどんとふえちゃっておる。平

成24年度は若干ふえて、平成25年度ふえちゃったと。ここら辺はどういうふうにお考えですか。お考えですというか、これを見てどんな感想を持っておられますか。

○企画政策課長

久田委員が懸念されてみえることと私が今考えておることは多分同じかと思います。随分、臨財債初め、土木債ふえてまいりました。以前は借りてなかったものも最近借りるようになったということもありまして、この起債がどんどん膨れ上がっていく、そしてまた、残高も年々増加しておるというような現状でございます。

今、進めております事業のほうを進めるべくことでの現状かと思いますが、しばらくはこのような形で、まだ増加していくのではなからうかというふうに考えます。

○久田委員

ありがとうございます。

ここで見ると民生費だとか、土木費だとか、教育費とか、減税補填債とか、その他のものだとか下水道だとか水道は横並びか、減ったりふえたりで、そんなに変わってないんだけど、臨時財政対策債、いつも言うんだけど、平成21年度が構成比でいくと16.3%、平成22年度は18.8%、平成23年度も21.7%、平成24年度は23.5%、ことしに至っては24.4%、どんどん平成21年度だと残高が40億1,500万円、平成25年だと60億1,000万円、25億円ぐらいふえちゃっておるもんね。ここら辺は慎重にやってください。

次に、19ページ、市民税の関係で、個人市民税は7,989万1,000円ふえるということですけど、法人市民税が5億5000円で横並びになっておるけども、ここら辺は過少見積もりじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

○税務課長

法人市民税につきましては、相当予想というのはつけにくいものでして、平成24年度の決算におきまして、富士機械でございまして、市内の一番大きい会社ですけども、それにおきまして、平成25年度3月決算におきましては、大体36億円の利

益があるという予想でしたけども、うちのほうとしましては、それを26億円ぐらいの修正があるのかなというふうに予想しておったんですけども、今回1月のときに単価が出まして、その富士機械におけます予想としましては、現在3月決算におきましては22億円だという報告を受けております。

ただ、それ以外のトヨタ関係につきましては、現在景気が大分よくなってきておりますので、平成25年度におきましては、それ以外の法人市民税におきましては、ある程度伸びていくのかなと。

ただ、富士機械におきましては、反対に還付が発生して平成25年度の収益はほとんどなくなるであろうというふうに思っておりますので、最終的には平成24年度と同じ5億円もしくは場合によっては減をする場合も出てくるのかなと。

ただ、今の状況からそのままいけば、トヨタ関係が景気がいいものですから、場合によっては増も考えられるということで、ちょっと予想がつかない状況であるという状況でございます。

○久田委員

わかりました。そのときは9月とか12月で補正するということですね。

市たばこ税については、ここは、さっき高橋委員もおっしゃって見えただけ、比較すると8,720万円の増になるんだけど、これは税率増によるものじゃなくて、県としてのたばこ配分が変わるということで増額になるんですかね。

次に、地方消費税交付金、これが4,000万円ばかりドロップするんだけど、やっぱりこれも私はアベノミクスの関係でふえるんじゃないかというふうに思うんですけど、ここら辺はいかがでしょうか。

○企画政策課長

こちらのほうの金額につきましては、こちらに書いてございますように、地方財政計画市財計画のほうの見込みということで、今年度なかなか市財計画が出てあがっておりません。今回見込みということになっておりますが、今のところ、県のほうから情報いただいたものを考えながら推測した数字ということで、もちろんこの額よりも上回

ってくれば、今後、補正のほうで増額をさせていただくというふうに考えております。

○久田委員

多分これも補正組むようなことになると思います。

最後に、地方交付税ですけど、臨時財政対策債借りたり、今回知立市補正予算3月追加というので、これも交付税の関係、交付税がもらえるもらえると盛んに本会議の一般質問でも言ってみえたんですけど、いつもいつも普通交付税が3億円で特別交付税が5,000万円で3億5,000万円という書き方、これも横ばいになっておるんだけど、ここら辺が交付税がもらえる本会議でいつもおっしゃられるんだけど、この横ばいというのは私、納得できんのだけど、ふえていくんじゃないの、これ。いかがです。

○企画政策課長

今後の基準財政需要額収入額が推移によってこの金額が変わってくるわけですが、今年度も昨年度と同額という形で計上させていただきます。今のところ、今年度の決算見込みを3億円を少し切ります。たしか2億9,700万円ほどかと思います。うちのほうが、今のところ試算といえますか、推定で出したところ、そう大幅な増減はないのであろうということでの計上になっておりますが、今後これにつきましても、正確な数字が出次第また増額、減額になる可能性もありますが、そういった形で補正を考えております。

○高橋委員

平成25年度の当初予算なんですが、今、久田委員も債務について若干おふれになったんですが、市民税が少々増収、法人市民税は今回の補正の2億円というものも予定していたんですが、当初予算ととんとんと。さっき出たんですが、富士機械は中国との取り引きがなかなか大変だというようなお話を聞いているんですね。中国での商品の販売といえますか、中国市場がなかなか今は厳しいというようなことも聞いているわけですし、なかなか思うに任せない、こういう環境ではないかというふうに推察いたします。そういう意味では、

税務課長の答弁も納得できるといいますかね、うなずける内容かなというふうに考えます。

そこで臨時財政対策債と基金の繰り入れというところで御案内のような処理がされているのですが、私、念のために一つお伺いしておきたいのは、臨時財政対策債の平成25年度の借り入れ限度額は幾らなんでしょうか。今回は7億6,000万円の計上ですが。

○企画政策課長

これにつきましては、まだ正式な金額が出ておりません。したがって、今の限度額が7億6,000万円という形で考えております。

今後、計算した中で額が変われば、またお示しをしたいというふうに思っております。

○高橋委員

限度額いっぱい、当初の段階でね。これも平成24年度は途中で2億円ほど借り入れをふやされて対応したという経緯がありますので、そういう流れを踏まれるのかなというふうに御推察をいたします。

そこで当市の歳出増に対応していくために、さっき言った臨時財政対策債並びに財政調整基金です、この環境は必ずしもよくない、前年度に比べて環境は厳しくなっていると、こういう中で、今回、先ほど池田滋彦委員もおふれになりましたが、財産収入、50ページになりますが、不動産売り払い収入が計上されております。2億1,800万円、内容について御説明ください。

○企画政策課長

51ページのところに土地売却収入2億1,800万1,000円とあります。ここの中で、私どもの企画政策課のほうに保有しております普通財産の分が6,800万円、残る1億5,000万円については補正予算でこの平成24年度も減をしました都市開発課のほうに土地利用を考えておるといことでの金額になります。

したがって、この6,800万円の内訳でございますが、今のところ予定しておるのは、長田2丁目の県警宿舎跡地、ここが563.66平方メートルございまして、一応うちのほうで今のところ売却予定

価格としては平米で10万円あたりかなという予想で5,636万円ほど。

もう一点が、山屋敷町、公民館の横でございます。ここに150平方メートルほどの小さな場所がございます、そこが平米7万8,000円当たりで考えております。そこが1,177万円ほどですか、ということで、合計で2カ所を今、予定しております、6,800万円を普通財産の売り払い収入というふうに考えております。

○高橋委員

長田2丁目県警宿舎跡地、山屋敷町は、かつての公民館の駐車場だったところだというふうに理解をいたします。合わせまして6,800万円、これは歳出はどこに充当されていくのでしょうか。

○企画政策課長

こちらにつきましては、まだ基金を積んでいくという予算計上にはなっておりません。したがって、今の段階では一般財源歳出のほうで使われておるといような状況になっておりますが、今後、先ほど来ちょっと答弁しました将来にわたっての保全計画、また、学校を初めとする公共施設の保全計画のための基金を早い段階で一度検討いたしまして、そういった基金のほうに充てていきたいと。

そうなった際には今現在も歳出で埋っておりますので、財調を逆にそちらのほうへ積み立てるだとか、そういった方法を考えねばならないというふうに考えております。

○高橋委員

平成25年度の歳出は子ども基金52万5,000円、これは子ども基金の利息分ですよ。これが137ページに子ども基金の積立金ということで載っているんです。私は、少なくともここへ6,800万円を入れないかんと思っています。今回は、そういう措置がされていません。

つまり、かつて言われましたように、先人が営々として大事に育て、今日まで育んできた公有財産を売却するんですが、それをお金に変えたらなくなってしまうと。だからそういうことはいけないので、基金に積んで将来のしっかりとした方

向性を見出しながら基金に積んで対応していくんだというのが答弁でしたし、今回の議会でもそうおっしゃいました。

ところが、平成25年度予算はそうになってないんじゃないですか。これ、一遍ばらばらに散らばして行って、もう一遍集めるわけですか、6,500万円を。もう一遍集めるということですよ、先ほどの企画政策課長の答弁は。

私は、基金がどういう形の基金をどうつくったらいいか明確になるまで普通財産は売るべきではないと。少なくともね、そうだとしたら。あるいは子ども基金にさらに充当していくというなら、今回の6,800万円は子ども基金に入れなきゃだめですよ。子ども基金ばかりじゃいかんのだと。学校もあるし、公共施設の保全計画もあるので、子ども基金ばかり偏って入れちゃいかんというならば、その方針がはっきりするまで普通財産の売却を待たれればいいじゃないですか。平成25年度予算で普通財産を売却しないと、これ歳入が歳入欠陥になるんですか、ちょっと聞かせてください。

○企画政策課長

今回こちらの6,800万円が仮に今年度売却をしないということになりましたら、財調のほう今回繰入額のほうはその分だけふえてくるという形になると思います。

○高橋委員

だから、そういう処理をされればいいですよ。そうでなくて、普通財産を売却するというのであれば、当然それを受ける基金がどういう基金が妥当かということが庁内の中でしっかりと意思統一されて、内外ともにしっかりと説明責任も果たせると、この土地を売るに当たって。こういう基金で受けさせてもらいますと。なぜなら、かくのごとく理由によって受けさせていただきますと。だから6,800万円は今回処分させていただきます。そのかわり、こう受けますよと。ここの財政的な裏づけや方向性がないまま、何でこうあわくって売るんですか。これ、公約違反じゃないですか、答弁と。

さっき池田滋彦委員がおっしゃったように、2

億6,000万円で売れちゃったと。2億円で予定されたんだわ、平成24年度は。その2億円はどうするかというたら、子ども基金に入っておるわけでしょう、平成24年度は。これは理が合っています。売ることがいいかどうかはともかくとして、皆さんの主張は一応理解できますがね。2億円で売れるから2億円の子ども基金を積み立てますよ。だから先祖の皆さんの大事な土地は、こうやって大事に子供たちのために使わせてもらいますと。ばらばら花咲かじじいのようにばらまいちゃうわけじゃありませんよと、こうやられたわけだわね。これは一つのセオリーですよ。

ところが、今度は2億6,000万円で売れちゃったと。しかも契約が3月の末だと。6,000万円どうするんだと。補正ができないので、これは歳計外現金ですよ。予算にのらない現金なので、これは決算で処理するしか処理の仕方ありません。だから、この6,000万円の行き場が決まらないというのは、これは理解しますよ。歳計外現金ですからいいですよ。お互いにそれは6,000万円入ってねと。今度6,000万円をどういうふうに使われるのか。決算でね。繰越金で残ってくるわけですから、これはこれでいいと思うんです。

ところが、当初予算で金額は6,800万円だけでも、この金額で普通財産を売却するというなら、どこで受けるかという基金を明確にされて、そこで歳出歳入の帳じりを合わせなかったら、これはもうそじゃないですか。何でそういう処理ができるまで普通財産の売却を留保されて、それで財政調整基金をあと6,500万円、800万円入れれば歳入欠陥なしでやれるわけでしょう。何でそういうことができないんでしょうか。私は疑問ではない。明確なお答えをいただきたい。

○企画政策課長

高橋委員のおっしゃるとおりかと思います。私どものほうも、口では売却したものは基金へ積んでいくということを再三申し上げ、私どものほうとしては、当然そういうふうにしていくものというふうに考えております。

そうした中で、今回当初予算の中でも、この

6,800万円の分だけは何らかの基金で積み立てるというような予算計上が一番ふさわしかったというふうには考えております。反省しております。

ただ、6,800万円を子ども施設整備基金のほうにそのまま積んでおくべきものなのか、また、先ほど来、話しております別の基金をつくっていくものなのかということがまだ私どものほうで一つのものかどういった方向が示すことができなかったということで、このような状況になってしまって、まことに申しわけございません。

ただし、必ずこの6,800万円は近い議会の中で基金をつくりまして、新たに積んでいく、また、この分については子ども基金施設整備基金のほうへ積んでいくといういった形での補正で示させていただきますと思っております。

○高橋委員

念のために、子ども基金というのは平成24年度末で幾らになるんですか。基金残高。

○企画政策課長

子ども施設整備基金については、当初1,000万円積み立てておりますので、そこに今回2億円入ります。また、利息のほう若干そこに入っていますので、その分がプラスされていきます。

○高橋委員

子ども基金に2億1,000万円入ったと。6,000万円の話もありますね。この6,000万円も、これは土地を売った普通財産の代金ですから、これも基金に入れてもらわないかんですよ。今のままなら子ども基金に入れてもらうということですが、残った普通財産の量を検討し、しかも学校の保全計画を見ると、子ども基金にばかり入れていいのかということは当然出てきますよね、学校のこの間の整備計画を見ますと。公共施設の保全計画、平成25年でやるというわけでしょう。だから子ども基金にばかりどんどん充当して、間もなく2億7,000万円になりますね。この間の6,000万円入れるとね。この6,800万円もここへ入れちゃったら3億円を超えるけども、あとどこへ売るのがやと、こうなるがね。南保育園跡地云々ね。

そうすると、子ども基金にばかり入れとっては

まずいので、ほかの名目の公共施設整備基金保全基金みたいなものをつくって入れるのか、当然検討が要りますよね。それはまだ結論が出てないというわけですよ、今の話は。とりあえず花咲かじじいのように、ぱっと6,800万円まいたわけだ、当初予算で。何とおっしゃると。これは補正予算で回収して、もう一回基金に、どういう名目になるかしらんが、どこかで基金にさせてもらいますので、それまで待ってくださいという話でしょう。だったら普通財産の売却しなきゃいいじゃないですか。これ、ちょっと自由討議。

歳入歳出がゼロにならなきゃいかんので、いかなければ歳出がこれだけ6,800万円も含んだ歳出がどうしても要するというのであれば、財調をふやすか、あるいは市民税の6,800万円を市民税で乗せとくんですよ、それは、当初予算で。だって市民税の当初予算というのは、平成24年度の決算見込みより少ないんだからね、歳入見込みが。総務部長、市民税の今年度の個人市民税ですよ、予算額は平成24年度の決算見込みより小さい数字が出ていますがね。法人は難しいけど個人市民税は多分上がるでしょう、今年度は。そういうことで、ここへ6,800万円乗せておけば普通財産は担保したまま基金にも積まずにね、花咲かじじいでいいですよ、それは。こんな歳入歳出のくしゃくしゃな予算を出していただいて、午前中の議論ではありませんが、都市整備基金、もうぼつぼつ整備基金に手を出さないと、売るものもなくなってきとるじゃないですか。だけど整備基金は5年間キープだから、今回の6,800万円も今、申し上げたように、歳入歳出の思想、考え方がばらばら。私、この予算見てちょっとがくぜんとしておるんですよ、実は。何を考えてござるかしらんと、財政当局は。どうでしょうか。これは留保されたらどうですか。普通財産を処分されるのを。

○企画政策課長

ほんとに委員のおっしゃるとおりだと思います。私どものほうも、今回この普通財産のほうの売り払い収入については今後、これはまた言いわけになるかもしれませんが、消費税のほうが上がって

くるとかいうようなことがありますて、今回、給食センターの跡地のほうもそういった関係で思った以上に高く売れたのかなというふうに考えております。

したがって、この消費税が上がる前に何とか土地を処分したほうが市にとっては有意義なのかなということが先行しまして、売却ということをするね、今、売却をできるところを検討した中で、この2カ所をあげたわけでございますが、ただ、それを基金のほうに充てるといったような予算計上になってなかったというのは、何度も申し上げますが、私どものほうも反省はしております。

ただし、御了承いただければ、必ずしや近い議会のほうで基金のほうに積み立てていくというような形でもって補正を計上させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

○高橋委員

別に普通財産は逃げていくわけじゃないですから、所有権が変わるわけじゃないですから、売却時期を留保されるしかないですよ。もしどうしても売却したいと、いい時期だと、消費税の値上げの前でいい時期だと言うなら、それに合わせてどういう基金がふさわしいということの中で詰めて提案しなきゃだめなんだわ。歳出のほうで科目をつくって、そこへ放り込まなかったら、これは2つのことは1つの話でしょう、これ。歳入と歳出それぞれ分かれておるけど、話は1つなんですよ。普通財産を有効に売却したいというなら、それは一つの考え方かもしれないので、それは売却されればいい。ただ売却するという行為は、必ず基金の受け皿とセットの話なんだと。先人の土地を花咲かじじいのようにばらまかないというのが皆さんの答弁なんだから、それはセットで議論したときに初めて普通財産の売却ということが現実的な話として生まれてくるわけですし、こんなことは行政マンと私たちの話なら当たり前のセオリーではないですか。

これを今回、侵されたんですよ。必ずや近いうちに基金を設けるから辛抱してくれというのは、

これは市議会の理論水準、この程度で誰も指摘しないだろうということなら知りませんが、これは私、この予算見て唖然としました。企画政策課長に聞きましたわ。何でなのと。これ見て、私は唖然としました。こういうことだったのかと。企画政策課長が悪いとかそういうことじゃないですよ。役所全体の考え方なんです。市長を初めとした、こんな予算書が、よく通りましたね。市長を含めて。だめだと、子ども基金に入れとくと、基金が決まらなかったら子ども基金に入れときなさいと。少なくともその作業をされなかったということは、私はちょっと唖然とします。これ、どうですか、市長。

○企画部長

ちょっと改めて約束もさせていただきますが、予算上そういう見方ができてしまうという点は、ちょっと反省するところもあるんですが、改めてお約束申しますが、私の過去の答弁、先輩たちがつくった財産、これは将来に必ず生かすために基金に積んでいきますよということを答弁申し上げました。今回もその考えは全く変わっておりません。

企画政策課長が申しましたけども、新たな基金をつくって、そこに積んでいきたいという考えは持っております、それはまだ課ではそういう考えはあるんですが、市の決定機関であります、まだ庁議に諮っております。部長で構成します庁議で諮って初めて市の施策として方向づけられるわけですが、この6,800万円、もしそういう庁議に諮り、基金ができないとすれば、子ども整備基金に積むしかありません。それは必ずお約束します。新しい基金ができた場合には、また条例として上程させていただき、また議論させていただきたいと思っております。

この6,800万円は、現ナマとしてそのまま財布の中に入れて消えてしまうというそういう使い方がないというふうにお約束を申し上げます。

○高橋委員

だけど、この予算はばらまいちゃうよという予算じゃないですか。これを補正で、今、私の指摘

したことを補正で必ずやるという話なんだけど、この当初予算は、基金としては積み立てませんよという予算でしょう。だから、この財源がどこへ散らばっておるのか、わかりませんよ。どこへ散らばっているのか、全部見たってわかりませんよ。そういう使い方を現に提案されとるじゃないですか。けども、それは企画部長のおっしゃること、私そのとおりでと思うし、よくわかるんですよ。だったら庁議を間に合わせて、新しい基金を創設して、そこに入れられるか、それが間に合わなかったら普通財産の処分を今回財産収入に乗せてはいけないんですよ。それだけの話じゃないですか。それだけの話ですよ、これは。

けど今回、それは今、口約束というか、答弁で明らかになったんですよ。これ、私見たときに、これは全面的にばらまきだなと。これはもう一遍回収して基金に乗せるなんておっしゃるけど、そんなばかげた話は通用せんわねという話だわ。そういう提案をされておるですよ、これは。企画部長にはいろいろ御苦労があるように思うんだけど、こんな提案を市議会に出された日には、これはちょっと我々はどう対応したらいいのか、これは留保せよと、基金ができるまで、あるいは減額しなさいということを言わなきゃいかんのですよね。副市長、どうですか、これ。

○清水副市長

確かに今回の今までの流れで言えば、今回の普通財産の売り払い収入が色はついてないというものの特定財源という考え方でですね、その充当先が明確になるということが予算編成で、今、御質問者がおっしゃったことだろうなというふうに思うわけです。

そういうことではございますけども、先ほど来からずっと、きょうも朝からのいろんな議論の中でも、そういった普通財産を今後の市の公共施設の財産の保全あるいは新たな財産を生むというところにはこれは充てていかなくちゃいけないということでございますので、今回の給食センターの跡地の売却益につきましても、予算上は2億円しか積み立てができないというような歳出予算の関係

でなっておりますので、それを来年度の剰余金というか、収支額の中からそれを補正予算で積み立てさせていただくと、これもお約束をするというレベルでしかないわけでございますけども、そういう形でやらせていただきます。

そういった意味では、それを市税で上乗せするなりすることでの歳入歳出の合わせということになりますけども、現実にはちょっと今、財調の最終残額見込み額というのを今、頭の中に入れてませんが、そういったものは必ず確実に現金として私のほうが確保しているあれでございますので、いずれにしても、そういったものの中も含めて、直近の議会の中にその旨の補正予算を計上させていただきます必要があるなというふうに思います。

それと、もう一つは、公共施設の保全計画で基金を積むということですけども、基金の考え方もあまり幅を広く持って、どこにでも充てられるような基金をつくるということがほんとに正解なのか、今の子ども基金のように保育園なり、今度の新しい子育て支援センターですね、そういうところにある程度限定したような形でやっていかないと、これはまた皆さんにも説明のしにくい、わかりにくいものになりますので、そういった議論もやっぱりもう少し担当レベルではいろいろやっつけてくれたと思いますけども、全庁的にもう少し議論を詰めながら方針を出していくという、そういったことで今回、少し形が悪い予算ということにはなってしまったわけですけども、その辺の議論を早急に詰めながら進めていきたいというふうに思っておりますので、その点を御理解いただければ大変ありがたいなと思っております。

○高橋委員

とりあえずの予算措置上の問題をね、今、私が指摘したとおりの、歳入と歳出の公約がきちっと守られていないということを指摘するんですが、今、副市長も御答弁のように、幅広い基金を無造作に持つということは、知立市の台所が豊かで次年度に繰り越さなきゃいかんほど金が残っておれば、それは当年度何も使う必要ないので、比較的幅広い基金であっても認められるかもしれませんが、

基金を積むということは、当年度の歳入を食っていくわけですから、次年度以降の歳出に充当しようというのが基金ですから、これは明確な基金の目標を明らかにして、午前中もあったように安全で安心な管理をしなきゃいかんというのは、そこから生まれるんですね。

幅広の基金なら財政調整基金でいいですよ。けれども、そうではない公共事業施設保全のためにやるというのなら、用途を明確にして、そして納得できる形で知立市の財政の状況もよく考えて、なるほどと、的確な基金の充当だというふうなものを提案してもらわなきゃいかんですね。そういう点では、非常に生煮えなまま平成25年度の当初を迎えていらっしやると。それは午前中に開発公社の資金の投入も含めて、やっぱり一蓮托生の実態として指摘をしておかなきゃいかんと思うんですね。

そこで私、もうちょっと申し上げたいのは、今度の予算の中で、公共施設の保全計画が計上されています。私、一般質問でもふれたんですが、従来は鉄道高架と暮らし、教育、子育て、この2者をどう調整するかというのが中心的な課題だったんですが、今回は、第3局として、こういう言い方が妥当かどうか知りませんが、公共施設の保全というのが前へ出てきた。もっと私は、この課題を前々から提起すべきだというふうには思っておりましたが、今回出てきまして、先陣で学校が実態調査、個々の調査もやって、今回整備計画が出てきました。繰り返しますが、文化会館と学校を入れると初期投資が10億円、この5年間、毎年10億円出さないとい、こういう案になっている。これは、とてもじゃないけども出せませんよ。今回これに加えて公共施設保全計画を提案される、やっていただく。何が返ってくるか知りませんが、500億円ですから、これ学校を入れてね、500億円。毎年の平準化で16億円、これは長寿命化含めて大分下がるだろうと思いますが、それにしても膨大なお金がここに必要になるということがいよいよ手のひらに乗る状況になっているんですね。そうすると、知立市の懐状態をどういうふうやって

いくのか。これらの課題に、どう正面から立ち向かっていくのかというのは、本当に将来のために今の幹部の皆さんが真剣に考えなきゃいかん大問題だというふうに思うんですね。そういうふうに思います。

そこで少し具体的に聞きたいのは、平成25年に調査をされますね。学校以外の公共施設を調査されます。その後どういうふうになっていくんですか。本会議でも企画部長の答弁は、公共事業、公共施設の整備計画は平成27年スタートだとおっしゃっているんですが、平成25年のことと平成26年の1年、どういう作業をされていくんでしょうか。

○企画政策課長

まず、平成25年度においては、学校以外の施設についての調査を行います。平成26年になりますと、今度はこの調査に基づいて学校施設も含めて市全体の保全計画を検討していくと。今後において、毎年度どういった形での歳出の予定になっていくか等々、検討をしていくのは平成26年度ということで、平成26年度中に議会のほうにも、当然途中でもって進捗状況のほうは報告をさせていただきますが、最終的には平成26年度に白書といたしますか、市のそういった最終的な計画を作成して御提示させていただくという予定になっております。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後6時14分

再開 午後6時22分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

平成25年度で学校を除く公共施設の実態調査といたしますか、整備計画をつくり、平成26年で先行した学校と平成25年度でつくった公共施設を抱き合わせして調整すると。これは、いくら調整しても金が下がるということにはなりません。2つ足せば大きな、学校だけで当初5年間は毎年10億円

と、ここへ公共施設が乗るわけでしょう。しかも公共施設の大規模改修の単価は、学校、保育園より相当高いんですね。学校の場合の大規模改修の平米単価が17万円ですよ。私、担当者の方ももらいましたがね、学校、保育園の平方メートル単価、大規模改修17万円、社会教育系の施設は平方メートル単価25万円、学校だから単価でできたけども、今度、公民館、その他になってきますと25万円の平方メートル単価になると、大規模改修がということになると、お金がのすということになりますね。これを2つ突き合わせると学校、文化会館で10億円、こちらを幾らになるか知りませんが、20億円とか十数億円とか天文学的数値になる。申し上げたように、6億円だと、公共施設の保全や新設ね、これを全部入れた公共施設に投入する金が6億円だと。そうすると、その6億円全部入れても足りないという事態になる。こうなったときにどうするかといったら削っていくしかないですよ。そうすると後年度、後年度へ削りがいくわけですから、長寿命化も思うほどうまくいかないと、こういうことになるんですよ。これは論理的になります。

私、ちょっと一般質問でも指摘しましたがけども、学校は30年の計画なんですよ、整備計画が。30年でどこまでやれるかというのと、屋内体育館の建てかえまでしかできないんです。47年から30年で77年ですから、校舎本体の建てかえまでは進んでません。この表を見てもね、学校体育館までですよ、建てかえるのは。そうすると、30年以降、40年に向かって学校の建てかえが始まったら規模が相当大きくなる。これは目に見えておるんですね。そこまで拾ってどうなんだという議論をやるのか、30年間の学校本体までの改築までいかない段階でどうなのかということは、それは相当な違いがあるけれども、しかし、しょせん金が足りないという観点からいったら五十歩百歩。これは40年でやって割り戻したほうがもっと高くなりますよ。30年というのは長寿命化で一番うまく行って学校本体の改築前の話で終わってるんですが、今度は40年でやるというわけでしょう。これは30年と40年、

企画部長は、それはパソコンでやれば40年も出ますよと。多分そうだと思いますよ。40年たったらこうなると、これは一遍出してほしいなというふうに思うんですが、いずれにしても今の知立市の実力からいったら、全部の金をそこへ投入しても、なお保全計画を満たせない。他の新設、その他の公共施設の建設には一切金が回らないということになるということでありませう。

そうすると、あと何をすべきかというのは、私、申し上げたインフラ整備との突き合わせをしないかんですよ。突合せんと。駅周辺あるいは区画整理、連立、きのうも議論がありました、ここで。三河知立駅を向こうへ持って行った場合に、知立市が安くなるか高くなるかという議論がありました。だけれども鉄道当局、土木当局は、知立市の単独の事業費だっただけで公開しないんですよ。駅前広場と取りつけ道路は市の単独分ですと。幾らになるんですかと三浦議員が聞いても言わない。うちの中島議員が聞いても言わない。単独分ぐらい出したらどうだと、私は、これ、やじりましたよ。何を考えておるんだと。今こんなふうに台所がくしゃくしゃになつとるのに、三者協議はいいけれども、そこで合意したら、それはむりっこやっこ、それで遂行するでしょうと。市の単独分ぐらい幾らかかるんだというぐらいのことは明らかにしたらどうだと。明らかにされないんですよ。そういう部分をそのまま放置して、学校と保育所と公共施設だけ計画ができた段階で、どこをどうやって削りましょうかという議論だけでは、とてもじゃないが、これは成就いたしません。

きのうの建設水道委員会でも、花園八ツ田線を本当にやるんですかと議論がありました。市長も答弁されておりました。優先順位は、そう高くないですよ。だけれども都市計画決定もしてあるし云々という話がありました。

これから鉄道駅周はメッカになりますよ、お金は。今回も突出していますが。それから、南北線を南陽通りまで抜くという話で、連続して駅南の土地区画整理やると。これも減価補償の土地区画整理でね、市が先買いをしないと道路の拡幅もで

きないと。保留地を売ってやるなら結構ですよ。そういう事業ではない。相当またお金が要りますよ。現在の計画で幾らなのかというのは載ってますよね。相当な金がかかります、これは。

駅も鉄道もこれから平成35年で終わるんじゃない。さらに延伸をするめじろ押しの計画になっている、インフラ整備が。学校はこれからスタートする。子育て日本一、どういうふうにするんだと。これ一体どうするのかということですよ。私は、インフラ整備と突き合わせせないかんと思うんですよ、突合。許される範囲でインフラにはこんだけしか回りませんと。そのかわり公共施設の整備についてもこうやって削り込んでやらざるを得ないと。そうなると延命措置が出来ますというような議論を私は真剣まんげんに市長を先頭にプロジェクトの長にしてやらんといかんと思うんです。これはどうなんでしょうか、私の提案について。

○企画政策課長

私の立場から申し上げれるのは、私も高橋委員と同じ意見でございます。やはりこのまま保全計画をせず、手つかずにいけば今までと同じようなことを考えておればいいのかと思うんですけど、今回ほんとにパンドラの箱を開けてしまったといえますか、このようなことが知立市に起こってくるよということが市民の皆様、また、議員の皆様の方にも伝わったということで、今後、市ではどういうふうにしていくかということに関しては、私どものほうも市の内部でもって今おっしゃったようなプロジェクトをつくったりだとか、また、我々が考えておるのは、この保全計画をできますものであれば、そういった専門部署を設けてやっていきたいというふうにも考えております。

やはりそうしないと、なかなかこれだけの今後の計画をやっていこうと思うには、非常に大きなボリュームがあります。したがって、今そういったことまで考えておりますので、あわせて今、委員のおっしゃったインフラ整備との突き合わせということも非常に重要なものというふうにも考えておりますので、ぜひ検討してまいりたいというふうに思っております。

○高橋委員

そういう点では、教育が先行して整備計画をつくられて、今回発表されたというのは、そういう意味では、大きな意味があったと。

しかし、同時に、それは深刻な財政の投入が必要だと、大きな公費の投入が必要だということもお互いに自覚をする一つのきっかけになりました。いよいよ本体を平成25年度予算化されるわけですから、ほんとに突合せんといかんですよ。企画部長、どうですかね。やっくださいよ、突合を。つけ方も議論になりますよ、これは。

○企画部長

今回、委員のおっしゃるように、突合せせるためにこれはやっておるわけで、何せ、この40年先の話です。どういう波がやってくるかというこの分析をして、これもまともに勇気を持って正視するといえますか、これをしなければいけません。30年、40年先といえますと、もう人口予想値もないぐらいの時期でございます。40年先ということ、委員は生きていらっしゃるかもしれませんけど、私らもない世界でございますので、そういった場合、人口予想値の範囲も超えてる。今、20年後は生産者人口は、ある程度のキープはできてますけど、その内訳は、15歳ぐらいのところは少なくて定年付近は多いということです。ですので、それを今度超えると、年少者人口は減ってますので生産者人口が一気に減るという時代が来るわけです。そのときに長寿命化したときの建てかえラッシュが来るわけですけど、そのときに収入があるのかないのかという時代でございますので、これは今考えることは多すぎて整理がつかない部分があるんですが、これは知立市だけが置かれた状況じゃなくて、日本国中がこういう状態にも置かれてまして、こういうベースがあるよというのは頭に踏まえた上で、私ども市の政策も打たないかんし、財政上も考えていかなければいけないと思っています。

今、国の特財も今考えてはおりませんが、それは他力本願ですけども、そういうことも多分あるでしょうし、早々これを進めていくのか、あ

るいはもう一方で、起債のピークを迎える前に集中投資するべきだと、そういう考えもございます。これは平成26年度状況を見ながら、羅針盤と申しますか、どういう方向で知立市はいくべきかということ、今の突合もあわせてつくりたいかと、そういうのは考えております。

○高橋委員

これは延命も結構なんです、延命すると70年代のラッシュにつくった建物が、そのままずっと平行移動して、延命はしますよ。60年が80年になるけど、20年後に、また同じ事態が生まれるんですよ。たまたま今回、教育をやってもらったけども、なかなか立派な建物ですよという評価だと思いますよ。立派に現在も役立っているし、これからも少し手を入れればしっかり使えますよという、そういう評価だったと私は理解してます。ばらっと読んだ範囲ですがね。

だから全部、平行移動してやりますと、また20年後に同じ事態が生まれる。だとしたら、この施設は早目にたたいて再築してしまおうじゃないかと。ちょっとまだ延命があるけど、大規模改修するなら建てかえてしまおうと。先行投資することによって、その先行投資で建てかえたところについては新しいシフトでこれから使っていくわけですから、そういうことも踏まえて、当市の財政状況をながめつつ、的確な処方箋を描くと。これは皆さんが描かないんですよ。あそこまでは委託業者がやるんですよ。大体方程式もできてますよ。けども、そこから先どういう知立市をつくるのか、どういうところに重点を置いたまちづくりをするのか、知立市の将来がどういう人口分布になってくるのか、これらを含めて、ほんとに一番エキスのところは、実は、皆さんがおやりになる一番エキスの仕事です。これ総合計画もやるんですが、総合計画というのは財政計画というのはあまり深く入らないんですよ。なぜなら、それはわからんからね、入れないんですよ。

だけど、こういうものがほしいな、ああいうものがほしいね、こういうまちにしたいですよねというそういうアセンブリーといいますか、ものは

一程度位置づけて優先順位をつくるけども、台所はどうなんですかと申したら、台所はなかなか難しいということなんです。

ところが、今の状況は、そんなことは言っておられる状況ではないということですよ。新しいものをつくる、必要最低限度のものをつくりたいかもしかたもありません。だけど、今のテーマは、ある施設をどういうふうにするために守っていくかと、こういうことですから、企画部長は、そのために今回計画をつくるんだと。私、了解しました。その点では。問題は、市長と副市長の腹づもりですがね。鉄道に対しても駅周に対しても、もうちょっと腹を張ってやるべきことはしてもらわないんですよ。どうでしょう。

○清水副市長

この間の本会議のときも企画部長が今度の総合計画できるだけ総花的にならないように特色のあると申しますか、そういった一つの形のものというふうに言っておりますけど、私もそのことには賛成であります。

しかしながら、行政に与えられているいろいろな市民ニーズというものは、非常にある意味では総花的に一定のものを水準を確保するということが求められているのかなという気もいたします。

今後、公共施設のその保全計画という中で、企画部長言いましたけども、ほんとに30年後、40年後の知立市の人口構造だとかいろんなものがどうなっているかちょっとよくわかりませんが、そういった中では、例えば、これはまだ私、頭の中で思っているだけですけども、猿渡小学校の体育館、非常に老朽化してます。これも地域の皆さん、早く建てかえてほしいという考えがあります。

しかし、今はそれぞれあるものを建てかえるなり、リニューアルをして延命をするということですよ、そこにいろんな将来高齢者がどっとふえてくる、そういう構成だと思います。そのときには、そういった小学校の体育館にも今の猿渡公民館で持つような機能も持たせたようなそういう施設を考えていくとか、いろんな多彩なアイデアといいますか、考え方を出しながら、今の体

育館のものをそのまま体育館を建てる、校舎は建てかえるのは、ただ単に校舎を建てかえるという考え方だけでは多分その時代にならんだろうというふうにも思っております。

そういうこともありますけども、社会資本の整備、そのところの関連の中でも申し上げれば、片や、もうしっかり進めていく必要があるということも事実でございますので、そことのバランスということでございます。非常に苦しいといいますが、厳しい難しい選択ではありますけども、それを調整しながら進めさせていただく、進めなくてはいけないというのが正直なところでございます。今、具体的な考え方というのはありませんけども、御質問者御指摘の考え方というのは、一番最も底辺に置いて考えていかななくてはいけないことだというふうに理解をいたしました。

○林市長

本会議でも申し上げました、今生活していらっしゃる方々のための施策、また、未来への投資のための施策とあわせて、これまで営々と運営をしてきた使ってきた施設の保全というもの、その3者をしっかりとこの財政を転覆させることなくやっていく、より市民の皆様方の満足度の高い形でやっていく、ほんとに非常に難しい時だなどというふうに思っております。

いずれにしましても、そうした時を迎えているということ、これも本会議で企画部長申し上げました、この保全計画を出す時期、今なのか、なかなか他市ではまだまだ出し切れてない、こういう議論がなかなかできないというところもあるんですけども、私どもそうした中で、一刻も早くこれは出させていただいて、市民的な議論をいただく。そうした中で、よりよい方向に向かっていかなければいけない、そんな思いで今回こうしたことを出させていただいているところでございまして、これから実行していくときには、今、企画政策課長申し上げました、保全のポジションをつくる、また、全庁的なプロジェクトをつくるなどなどをやりながら保全については立ち向かっていく。

また、あわせて企画部長申し上げました、これ

は知立市だけの問題じゃなくて全国的な問題でありまして、きっと国のほうも交付税なり地方債の充当率を高めるなり、そうした財源措置もくる、そんな状況も見据えながら、しっかりとやっていかなければいけないなと思っております。

○高橋委員

確かに他市も同じ環境ですよ。知立市だけが人口急増、70年代に迎えたわけではない。みんな同じ条件です。

ただ、他市と知立市が違う点があるんですよ。それは、知立市はこれから大型事業に膨大な金がかかるというスタートラインに立っているということですよ。他市はそういう環境にありませんよ。だから、公共事業のこの保全計画もあまり前へ出てきてない。

ところが、知立市はいやが応なしに、平成25年度その明確な気配が見えますでしょう。平成26年は従来の計画なら、高架橋の本体工事が始まると。総事業費40億円だという話ですよ。知立市は10億円ですよ、負担金がそうになったら。アバウトな数字ですが。そうになったら、今の比ではないと。これは間もなく目の前に来ている。しかもそれは相当長期にわたって、先ほど言ったように、南北線も含めて考えますと、相当長期にそのインフラ整備に膨大な金が必要ということを大前提にしたときに、他市とは少々違うんですね。

だから私、市長に聞きたいのは、インフラを切る決意があるかということですよ。場合によってはインフラを切る決意があるか。その大事なポイントがこれから問われることになりますよ。どうですか。

○林市長

このインフラと申しましても、下水、水道等々、今おっしゃられた駅周辺整備というインフラ、考えると、これは私は、長期的な視点、中・長期に考えますと、保全計画をなし遂げていくには、やはり財源というのが必要でございます。この今やらせていただいている駅周辺整備事業というのは、当然ながら、これから生活されていらっしゃる便利性及び快適性を当然ながら提供していくと

いうインフラであると同時に、この知立市の財源を確保していく、そんなインフラとしても考えているわけでございまして、そうした視点の中で、このインフラはどうだという形で考えていきたいと思っております。

○高橋委員

だからね、あまり一般化しないでくださいよ。下水を切る決意があるかということです。あるいは道路だって、そこに道路ができれば生産人口が張りついてくるんだと。だから道路をつくりなさいと。神谷議員を前にして申しわけないですが、向こうへ駅をつくれればまちができるから、少々金があって、向こうへ駅を持って行ったらどうだと。村上議員も、きのうそういうことをおっしゃいましたね。そういうインフラをしなさいと。

しかし、それは金がかかる。しかし、それは富を生み出すからいいじゃないかと。しかし、その程度の論証が十分できない、その程度の問題提起で今、知立市の台所がおさまるような事態じゃないという認識に立たないといけないんですよ、これは。将来、知立駅を再開発もやる。確かに再開発やったら5年間ぐらいは税の減免がありますからね、固定資産税ぱっと入らんけども、その後は入るかもしれない。しかし、今言っとる議論の億単位の金からいったら、いかほどのそれが合計になるのか。そういう点でいったら、ある意味で焼け石に水ですよ、そんなことは。きれいごとでござるけども。だから、インフラと暮らしや福祉や子育てのテーマと、そして保全計画がどういうふうに位置づけられているのか。場合によっては、インフラにメスを入れないかん時期がきますよ。そういう決意をしなきゃいかんということですよ、突合するということは。

企画部長、いいんですが、あなたは平成26年はもういないんですよ。私も間もなくお迎えがあるかもしれんけど、あなたは残念ながら平成26年にはもう、再任用でみえるかもしれんけども、それはちょっと私の知るべきところじゃないけども、これは制度として組織の仕組みとしてきちっと残しておいてほしいと。突合し、一つのものをつく

り上げていくプロジェクト的な組織を、あなたの任期中に残して、そしてつつがなく再任用に道に歩んでもらいたい。それがあなたの任務じゃないですか。大変申しわけない話しとるけども、リアルな現実的な話としてね、突合のために計画をするんだと。私、賛成です。どうですか、仕組みづくりについて。

○企画部長

今のままでいきますと、大型事業と長寿命化しない建設ラッシュが同時に迎えられません。ですので、これは長寿命化して先に送るということをしな山が越えられないわけですが、それにしても大きな事業費でいって、これはほんとお皿の上に果たして乗るのかどうか、これはほんとに突合してみないとわかりません。

先ほどの企画政策課長も申しましたけども、体制づくりですね、やっぱり。この長寿命化という点は、お金をかけて更新をするだけではなくて、教育の今回の検査の内容を見ても、日ごろのチェックといいますか、屋根に落ち葉がたまっただけで防水状況悪くなったり、あるいは鉄筋コンクリート自体を傷めるというようなそういうことがありますので、建築の知識のある者を営繕室みたいなそういうところに集めて建物の検査もし、また、専門的な知識をもってそういう保全を進めていくという部署は、ちょっと道筋は立てたいなとは思っております。

○高橋委員

保全というのは公正的な施策だと言っておるんですよ。修繕というのはね、現場に穴が開いて対応するのが修繕、落ち葉が落ちて困ったなどって対応するのが修繕。保全というのは、専制的な行政行為だと。それをやりなさいというふうに書いてあるんですよ。それやるためには、建築の専門が要ります、役所の中に一つね。もう一つは、財政を握っておる財政部署が必要ですよ。もう一つは、その施設を日常的に管理している原課ですよ。だから原課と財政当局、そして、その建物等の保全について専制的な公正的な保全を提起できるかどうかという建設マン、少なくともこの三位、

それに将来のまちづくりの企画部門が入れば、なおいいでしょうが、少なくともこの三位一体、あるいは4者合議のプロジェクトをつくらんと、これはうまくいかないと思いますよ。

そういう点では、今回、教育が先手をとられたけども、これはさっき言ったように、小学校費、中学校費のばらばらにして計画をつくるなんていうそういうレベルの話ではいけないよということ補正予算では言いたかったんですね。こういう組織を平成25年度中に立ち上げてくださいよ。市長直轄、副市長直轄で大胆に議論していただく。どうでしょう。

○企画部長

先ほどの教育のお話もございましたけども、今の企画部の機構というのが平成23年度でできまして、ちょうど私はそのときにやってきまして、まだ2年たってないという状況でございます。

平成23年にこういう機構になりましたが、過去3年の実施計画はそのままずっと継続しとる中で、やはり教育のほうが今回のような保全計画スタートし、それに乗っかるような形で今回は基本方針を定めた、ストーリー的にはちょっと正しい物語じゃないんですが、委員のおっしゃるように、機構づくりも含めて、平成25年というのはできるのは無理なのかなと思います。設計はつくっておくべきかなとは思っています。機構の設計図は私は残していきたいとは思っています。

○高橋委員

副市長、現場の職員はまじめに考えてみえますがね。きょうの質問して、私、よかったなと思いますよ。ちょっとのうてんきなのは市長だけど、こんなこと言っては申しわけないけども。

清水副市長、そういう突合できる、だって突合するのって大変なことですよ。予定していた事業費を不履行にするということだってね、場合によってはあり得る話なんですから、そういう点では、かんかんがくがくやってもらわないかん、そういう組織。それがどういうレベルの組織になるのか、これは皆さんのこれからの認識と力量が問われる内容になると思うんですが、副市長、今、企画部

長おっしゃるような答弁を生かしていただきたい。まだあなたは任期ありますからね、生かしていただきたい、平成25年度に。設計図をつくりたいとおっしゃっておるんですから、そこをしっかりと魂の入るものにしていただきたい。そして、それを履行していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○清水副市長

私、最初に先ほど申し上げたんですけど、社会インフラのことで保全計画との突合もそうですし、行政は一定の総花的な部分での水準の確保ということも非常に大事なことだというふうに私は思っておりますので、そういったバランスの中で、どれだけのことが今後できるのかということを考えていく必要があると思います。

今の組織の話ですけども、平成25年度、他の公共施設の実際の調査をさせていただきますので、そういうものと並行して企画部のほうでそういったそれを今後運用していくための検証していくための組織を考えていくということでございますので、私も、当然それが必要だというふうに理解しておりますから、その実現に向けて私もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋委員

ぜひ、よろしくお願ひしたい。

いわば地方自治体の正念場ではないでしょうか。我々議員も体を張って論戦に参加しなきゃいけないと思いますね。皆さんも、ぜひその視点でお互いに持ち場で頑張っていきたいなというふうに申し上げておきたいと思います。

総務課長にお尋ねいたしますが、今、全国各地で退職金の3月末までの退職金カットで大問題になってますね。名古屋市、先生。知立市の退職金というのは退職手当組合なんです、退職金のカットというのはどういう実態になっておるんでしょうか。

○総務課長

私も退職手当組合に加入しておりますものですから、組合のほうの2月議会のほうで国に準じた形で改正が行われました。

私どものほうは、まずこの新年度、平成25年4月1日から平成25年のうちの退職者については、従前は調整率が本則に対して100分の104だったのが100分の98、平成26年の4月から平成26年度中の退職者の方については100分の92、平成27年の4月以降、これが100分の87というような調整率を掛けることによって年度年度区切りではありませんが、退職金のほうが減額されるという形になります。

○高橋委員

当初は退手組合も年度内カットということが言われてましてね、そうすると今年度退職する人、がさっと減るんですよ。200万円ぐらい減るんですか、200万人以上減るんですよ。部署によりますよ、職務によりますよ、職階によりますけども、そういう御心配はあったけども、今年度退職者の方は、4月1日施行ですから、3月31日にジ・エンドですから、それは遡及しません。

大事なことは、平成25年の4月1日以降遡及しますし、これはちょっと細かい数字さっき言われましたが、3カ年で16%ぐらい下がるんですか。ちょっとその体系的な退職金カットの姿を御紹介ください。

○総務課長

3カ年で、およそ平均値ですが400万円強減るということで、まず、これは勤続年数ですとか、その退職時の給与によって違うものですから、モデル例として御紹介いたしますと、勤続35年以上の定年退職者の方で課長相当職になると思いますが、この人の場合で本年度退職する場合ですと、おおよそ2,790万円程度、2,800万円弱、それが来年度になりますと2,652万円程度、したがって147万円。150万円弱減額。翌年度、平成26年度になりますとこれが2,500万円程度、約290万円程度。300万円弱ということで、最終的に平成27年度4月になりますと2,380万円程度、都合410万円強減額されるという形になります。

○高橋委員

これは退手組合で決めたんですよ、この方針をね。4月1日になったということが今、学校の

先生たちの年度末に退職するのかわしないのか、そういう話とは次元がちょっと違うけども事は一緒なんですよ。日付がいつになるのかというね。

これは、公務員の皆さんばかりじゃなくて、安倍総理の言っている景気浮揚にも重大な影響を与えるのではないかと。さっきあったように、消費税が2014年から上がる。そして、収入をふやすと、こう言ってみるんだけど、午前中も議論しましたが、公務員はこの間、長期低落ね。そして今回いよいよ退職金まで手がついてきたということで、営々として働いて、給料はちょっと民間より安いけども、生涯賃金で退職金を今おっしゃるような金額いただいて、何とか留飲を下げて退職していかれるというのが公務員の実態だというふうに私なんかは感じるんですが、その最後の砦まで足を引っ張る。しかも人事院勧告、こういうこと言ってるんですか。どうですか、人勸はやれと言っておるんですか。

○総務課長

本年度の人事院勧告では、55歳を超える職員についての昇給をとめるですとか、高位の号給に昇格したものの号給の増加額を削減するだとか、そういったことは言われております。

ただ、退職金については、民間の退職金との差が出たということで、政府のほうからは、その差を埋めるべく、私どもは退職手当組合が3カ年かけて減額をするということですが、国家公務員については1年半かけて減額をするということで、我々は国家公務員の方々よりは足をおそく、倍にはなってますが、同じような形を国家公務員が1年半かけてやるのを3カ年かけてやるというような形にはなりません。

○高橋委員

しかし、人勸はそこを言ってないというふうに答弁してもらえばいいんですよ。

それで、285ページをちょっと見ていただきたい。この285ページの職員手当の内容について記された部分があるんですよ。ここに右から2つ目に退職手当組合の負担金の額が前年度、今年度の比較してあるんですね。この比較によると、本

年度は前年度に比べて949万1,000円増と。これは人員によって変わるんですが、退職手当の受給額が減っているのに、なぜ掛金がふえるんですか。

○総務課長

これについては、毎年、定年をお迎えになって御卒業されていく職員もいますし、勸奨という形で定年を待たずにやめていく方々も毎年、数名いらっしゃいます。

そのような形の中で、勸奨の場合、自己都合の退職に比べて上積みがありますものですから、その分については、私どものほうが勸奨分の掛金を増額をして支払う必要がございます。そういったいろんな諸事情の中で、このような形になっているものだというふうに思います。

○高橋委員

だってそんなことは毎年毎年あることでして、勸奨退職、つまり、4月の頭に私はこしやめますよと言えば勸奨になるんでしょう。そんなことはきのう、きょう始まったことじゃない。毎年毎年あるんですよ。だから、来年だけそういうことが多いということではありません。

給付が下がれば掛金下がって初めて退職金を下げよとしてみる人たちの本意が全うできるんじゃないですか。もらう分を減らしといて、掛金がふえとっては、何のための、ほんとに公務員いじめということになるでしょう。

だから、退職勸奨というのは、きのう、きょう始まったことではない。毎年毎年ある。多少でこぼこはあるでしょうが。だから、掛金下がるんですか、下がらないんですか。何でここで増額になるんですかね。皆さん、もらう分減るのに。

○総務課長

再確認はしますけれども、それと職員の人数のほうもふえております。

このような関係から、掛金そのものは率は大きく下がることはないものですから、例えば職員人数が本年度413人から来年度の予算では419人と人数もふえておるようなことがございます。

○高橋委員

それは人数がふえればね、あたま数、給料の料

によって掛金率があるんですが、率は下がらないんですか、これ。3カ年で16%ぐらい下がるときき説明していただきましたが、掛金は下がらないんですか。だったら地方自治体、全然歳出の削減にならないじゃないですか。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後7時05分

再開 午後7時13分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

失礼いたしました。

先ほど私が勸奨云々ということ申し上げましたけど、それちょっと私の勘違いでございましたので、取り消しさせていただきます。

実は、委員御指摘の部分だと思います。当然、退職金下がれば掛金率が下がってしかるべきだという御指摘について、ある面もつともでございます。

実は、退職手当組合のほうがこのような措置をとるという形になったのは、御承知のとおり2月の下旬の退職手当組合の議会の中で議決を受けました。ただし、私どもがこれは予算を編成していた時点では、まだその辺が確証がとれておりませんでした。そういった部分がございます、当初の予定の場合ですと、本年度までは掛け率のほうが1000分の160という掛け率でございます、負担金の。それが実は、平成25年度、新年度からは1000分の170という形で掛け率が1000分の10、ポイントとしては上がるという予定でございました。

したがって、当初予算の編成の段階では、その掛け率が上がるということで予算を組んだことと、職員数がふえたというこの2つの要因が重なって本年度に比べて退手組合に対する負担金のほうが増額になったというふうに訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○高橋委員

掛け率が上がるわけ。給付が下がって掛け率が

上がる。上がるということで予算を組んだけど、実際は上がりませんよということなんでしょう。そこを言わなきゃ、あなた。自分の答弁が違うことを言うてくるんだ。私は、あなたの答弁の違いは聞きたくないんだわ。どういうことなんだという結論が聞きたいわけですからね。

○総務課長

退職手当が減らないという前提のもとで予算が組んであったものですから、掛け率のほうは10ポイント上がるということで職員の人数もふえたということで負担金がふえておる。

ですけれども、現実には退職手当が下がるものだから掛け率は上がらないというふうに聞いておりますので、本年度と実行する際には、同じ掛け率ということになるというふうに聞いておりますので、当初予算ではこのような形で平成24年度と比べて負担金の額がふえるという形にはなっておりますが、これほどは実際にはふえないというふうに思います。実際の予算の執行段階では、そのような形になるというふうに思います。

○高橋委員

給付は下がるが、掛金率は変わらないということですか、今の答弁では。3カ年でしっかりと下げていくんですけど、3カ年とも掛金率は下がらないと、現状のままということですか。これは退手組合が得するだけじゃないんですか。そんな理不尽なことは許していいんですか。

林市長は退手組合の理事ではないと思うけど、この理事の皆さん、何を審議しておったのかということになるじゃないですか。そこら辺はどうですか。

○総務課長

私どもが今把握している範囲内では、負担率が上がる予定だったのが、何遍も繰り返しになりますが、退職金のほうが下がるということで負担率を上げる措置を凍結して従前どおりというふうに聞いております。

それ以降、また3カ年かけて退職手当のほうは減るわけなんですけど、その負担率のほうが来年度については本年度同じという、上げる部分をやめ

るということですが、それ以降のことについての情報を私、持ち合わせておりませんので、大変申しわけございません。

○高橋委員

1000分の160が1000分の170になると、けどもそれは間違っていたということなので、1000分の10下がると、同じ人数がというふうに理解するんですが、給付については3カ年で下がる金額が極めてリアルに報告をされておきながら、掛金率が3カ年どうなるかということセットで決めていないんですか、退手組合というのは。

もちろん情報の時期と予算編成の時期ね、本をつくるときの時期が違うから今の話は了解します。しかし、2年、3年後は、平成25年度は掛金は上がらないと、フラットだということもわかりました。平成26年、平成27年、つまり3カ年で退職金を減らしていくという流れの中で、2年目、3年目というのは、当然、掛金がどうなるかというのがセットで決まっています。当たり前だと私は思うんですが、これは決まってないのか、決まっています。でもたまたま今、総務課長が念頭にないのか、どちらなんですか。

○総務課長

今回の退手組合で改正された部分については、給付の部分だけがそういうふうに調整率が3カ年かけて下げるということは聞いておりますが、その負担率の部分については、ちょっとふれられていないというふうに私は認識をしております。その辺は退手組合の中で、今後議論されることになるかというふうには思います。

○高橋委員

それは一度、総務課長ね、はっきりさせてください。きょうじゃなくてもいいですから、2年目、3年目の掛金率が決まっていなかったのか、決まっています。御理解を得ていなかったのかとか、そこはちょっと確認されて後ほど紙を一枚くださればいいんですが、そういう措置をとってください。

それで、私は、これは皆さんが頑張って仕事をやってみて、今、給料上げて景気を底から上げていこうじゃないかというね、購買力を上げて景

気回復していこうじゃないかと、その流れに乗ってという話なんです、この話は、掛金率は下げへんし、給付だけ減らしていくと。もうかるのは退手組合だけだと、こういうような議論でね、到底納得できない。これは私たちは退職金がありませんけども、この職員のモチベーションに影響してくるんじゃないですか。一生懸命やっておっても、俺たちはこんなに報われないのかと。公務員を悪く言うと世間が拍手すると。市議員はなおさらだと、こういうような話になっておりまして、これはモチベーションは下がる一方だということ。皆さんは自覚しながら、しかし、職務上そうやってやってみるので、これは少し私、掛金率の問題を含めて、大変矛盾だと思うんですが、総務部長、どうですか。

○総務部長

私も個人的なことといえば、職員が一生懸命、今働いておりまして、最後の退職金をもらうというときに、何で当面でいうと、私の時代から減るというような形になりますので、それは率直な意見だというふうに思っております。

でも、うちだけがというわけではございませんので、国全体から県のほうもやっていることでございますので、それにつきましては、一緒の形というような形で実施していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員

ちょっと話を次に移したいと思います。

きょうも安心安全の諸施策について活発な議論がありました。お伺いしたいのは、駐輪場の防犯カメラの設置、これはふれあい広場につくるんだと。それから、民間の駐車場、マンション等の防犯カメラの設置について、補助金を交付していこうじゃないかと。325万円。さらには、ごみの不法投棄に移動式のカメラをつくって今回対応しようじゃないかと、これはちょっと所管外なんです、このように防犯カメラが行政の手により、あるいは行政の補助システムによって、町なかについてくると、こういう事態になってきました。

私は、防犯カメラが犯罪抑止に一定の効果を持つことを否定しません。しかし、別な言い方をすれば、監視社会であり、プライバシーってどうなっちゃうんですかと。歩くところ、歩くところ、全部防犯カメラがついていて、私のプライバシーが24時間監視されているんじゃないかと、こういう監視社会の重圧感を感じながら生きてみえる方々もあると思うんですね。

私が申し上げたいのは、こうやってカメラを設置されるのは抑止にはなると思うんですが、カメラを設置する思想、考え方、それによるプライバシーの保護というのを、もっと高い見地で条例化して、そこをしっかりと位どりした後に個々の施策を進めるべきではないのかというのが私の意見なんです。こんなカメラが出てきちゃって、俺のところもつける、あそこもつける、公民館にもつけさせてくれと、これはいいけども、監視社会をどうやって制御するのか、あるいは出たデータをどういう形でこれを保存し、なおかつプライバシー侵害にならないように管理するのか、統一的な思想的な処方の方が一方では明らかにならなかつたら、これは非常にまずい話だなと。こういうことを考えられるのが安心安全課長の仕事じゃないですか。ぱっぱつけるばかりがいいじゃない。元気ないいいところはいいけども、こういうプライバシーをどう守るかということで、もっとソフトランニングで頭を使っていたらと思うんですが、どうですか。防犯カメラ設置条例、理念、目的、まちづくり基本条例のものをつくれとは言いません。防犯カメラ設置条例、どうやってプライバシーを守るのか、プライバシー保護という立場と防犯抑止という立場をどうやって調整していくのか、このところのセオリーがはっきりしなかつたら、それは全然、地方自治体の仕事としては重要な欠落部分ですよ。そういうふうに私、申し上げたいんですが、いかがですか。

○安心安全課長

今、委員がおっしゃられたように、体を使って、頭を使ってないわけじゃないんですが、私の個人的な感想でいくと、カメラが社会で流通する原因

は、県警にもいろいろ御相談をしました。県警も社会実験をされて、確かに何十%かはカメラを意識するとか、嫌だと言われる方がみえます。それを押してもカメラがほしいと、最初の研究の成果の報告書を読みますと、やっぱりつけた前も後も嫌だという人はみえるんです。ただし、まちが平和だとか、ある意味犯罪が減るといふ社会現象に対しては、それを歓迎まではしないですけども、やむを得ないと言われる意見の方は確実にふえていました。

個人情報のいろいろ壁が今もございまして、例えば震災を受けたときにどうだとか、犯罪に遭ったときに、犯罪に遭われた方はどうなるんだという話を考えますと、少なくとも犯罪を起こす被疑者、そういう方を捕まえるそのものも大事だし、つけたことによってまち全体が利益を得られる、抑止力という言葉でもあるんですが、そういうことでもあります。

一方、個人情報のその扱いですね、それを無制限に広げるつもりは私も全然ございません。県下でいいますと、愛知県が今、ガイドラインを作成だという情報と豊田市が、この3月に防犯カメラを設置するために条例を制定するということが聞こえております。まだちょっと手には入ってないんですが、そこら辺を研究して、何らかの手だてを示してから設置をしようかと考えております。

○高橋委員

私は、防犯カメラの犯罪抑止力を否定しているんじゃないですよ。否定しているわけじゃないけども、これをつけることによってプライバシーの侵害になるおそれが拡大することはお互いに一致できるでしょう、それは。監視社会だという意味合いで窮屈さを感じる人々も少なからずいらっしゃる。それは総体的にそういう人が少ないから、そんなことはほかっておけばいいというわけではいきません。一人の人間は地球より重いわけですから、仮にそれが少数派であったとしても、私は単純な少数派だと思いませんが、少数派だとしても犯罪抑止に有効なカメラをつけることによって少なからぬ人々がそういう抑圧を感じずとすれば、

その2つをどう調整するかというのが、これはまさに行政の仕事ですよ。安心安全課長の仕事じゃないですか。

最後、何とおっしゃったんですか。最後の答弁が、ちょっとわからなかったんですよ。そういう条例等を整備してから設置したいんだというふうにおっしゃったんですか。

○安心安全課長

それを終わって、できてからというよりは、もう既にプライバシーのどういうものがプライバシーかというのは研究をしました。

例えば定点カメラを設置しまして、アパートだとかそういう中がのぞき込めるようなところはマスキングといいまして、見えないようにまづいたします。自転車の盗難を防止するためと、道路へ出て行くところを撮影するというふうに限定的に設置したいと思っております。当然それに対する運用は何らか要綱なりいろいろ研究して、まづそれを作成して、それと同時に施行していきたいと考えてます。

○高橋委員

それはあなたの雰囲気、これはいいだろうと、こいつはいかんわなというレベルの話をつくってくれと言っていないんですよ。条例にしてほしい。つまり、知立市の団体意思として、こういうカメラの使い方はだめですよ。映像を保管するのに、こういう保管の仕方はだめですよ、こういう点ではプライバシーをしっかりと守らないかん、理念はこうだ、具体的なカメラの設置と、そのカメラの映ったものの処理、こうすべきだということを安心安全課長の善悪の判断で決めてもらうのではなくて、あなたが発案されればいいんですよ。私は、善悪の判断をこういうふうに思うけども、これを条例化して知立市の団体意思として決定して、これをもとにやっていきたいけどもどうですかと、そういう条例をおつくりください。

○安心安全課長

条例を直ちにつくるというつもりは今はないんですけども、近隣を全部テレビカメラを設置するところを全てお聞きして回りました。たまたま

条例というのは豊田市が今、作成されて来年度から運用されるということで、そこら辺はもっと念入りに研究させていただいて、それで御返事できればと思っております。

○高橋委員

豊田市は、すごいと思いませんか。まず条例をつくらうというふうに発想されてくるところが私はいいと思うんですね。犯罪抑止は当然だけでも、プライバシーの侵害にもならないのかと、前から言われておる命題ですよ。これはどうやって、誰が調整するのかと。安心安全課長要綱で書いて、次の日はまた要綱改定で、これは間違っと思ったと、こういうものじゃなくて、豊田市は条例でプライバシーと犯罪抑止をどうやって調整し、整合性を持つのか、それが市民全体の合意になるような条例を今つくらうとされておるわけでしょう。ここが難しいところなんです。

カメラをつけるのは業者にやらしてもらえばつくんです。皆さんが考えないかんのは、そこじゃないですか。どうやったら犯罪社会の中でプライバシーを守りながら防犯カメラを設置して皆さんが快適に、しかも安心して暮らしていただけるにはどうしたらいいのか。これは豊田市はすごいと思えますね、私は。そのすごさを安心安全課長まねしてほしいわけですよ。そこから学んでほしいわけですよ、私は。そこを求めているんです。どうですか。

○安心安全課長

おっしゃるところは、私もすごくよくわかっております。例えば豊田市は既に自転車置き場等にカメラも設置されるところがあるんです。やっぱり高橋委員が言われたように、社会的なニーズが個人情報との兼ね合いで、かなり難しくなってきたということで作成をされるというのが夏ぐらいと新聞に載っておりましたが、ほかの近隣もカメラは設置をされておるんですが、まだそこまでの動きがないということで、研究をさせてくださいというのは、その面で研究させてくださいと言ったつもりです。

○高橋委員

総務部長、今、安心安全課長の答弁、つくっていくんですか、いかないんですか、条例は。

○総務部長

今、安心安全課長が答弁をしておりましたけど、うちのほうも駐輪場にカメラをこれから年次ごとに1回つけていきたいというふうに思っております。

そこで豊田市が今回条例化をしたということで、豊田市によりますと、対象者につきましては市から委託を受けた指定管理者、自治会、商店会振興組合、商工会、駅などというような形になっておりますので、うちのほうも公共施設も含めて今年度中に一度関係のするところも集めまして、ちょっと協議会みたいな内部の検討会を、それは条例化に向けてというような形になりますと、条例をするのかというような話になると思いますけど、うちのほうといたしましては、とにかく中で一回検討会を設けてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員

私の意見と担当課長は一致すると、わかります。現に先進的な市町が出てきていますと。まだしかし、丸腰で、そういうことを検討していない市もありますよ。だから、はざまに入ればらくじっと左右見させてくれと、こういうような話なんだわ、あなたのお話は。それは現状はそういう認識で結構なんですけど、つくっていくんだと、条例を。私とあなたは一致しとるんなら条例をつくっていきますよ。これ難しいですよ、条例つくるといのは。豊田市を学ばないかん。なかなか知恵が要りますよ。その知恵を使うより走り回ってつけとったほうがええかもしれん。

しかし、それは業者にやっていただければいいわけですし、安心安全課長が今一番やらないかんのは、そういうことに心を砕いていただいて条例化に向けてみずから決意をされて、そして、その方向に向かって邁進すると。市議会に対しては条例化の方向で頑張りますと。これが議論というものじゃないですか。安心安全課長がはっきりせん

から総務部長もむにゅむにゅとって困っちゃつとるがね。どうですか。条例化の方向で足を踏み出して検討するというふうに答弁できないんですか。

○安心安全課長

条例化の件につきましては、もちろんこの提案をするときには視野に入っております。

ただ、どういうふうにつくっていいかが実のところはわからなくて、豊田市のものが手に入れば当然研究して行って、それを上司に提案しようとは思っておったんですが、それがまだ手に入らないので、そういう今、総務部長が答弁した程度ぐらいしかお答えが僕もできなかったもので、これから研究して、何とか前向きにやっていければと思っております。

○高橋委員

条例化に向けて何とか前向きに後ろ向かずに風向きに沿ってずっと前へ向かっていくんだというのは伝わりました。

総務部長、担当もそういう方向へシフトをしていこうというのですから、ぜひ条例化に向けて総務部長も一肌脱いでいただきたい。どうですか。

○総務部長

これにつきましては、先ほどから言ってるように、カメラをつけていくとこの条例化というのは避けて通れないというようなところだというふうに思いまして、特に近隣市、遠いような市がやっているわけではございませんので、豊田市が条例化したというような形になると思いますので、十分、中で前向きに検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員

ぜひ、そういう方向で防犯カメラ設置についての条例をきちっと調べていただきたいということをおわせて強く申し上げておきたいと思えます。

交通安全について一点、お伺いいたします。

87ページですか、交通安全、008運転免許証の自主返納事業であります。458万4,000円、内容について御説明ください。

○安心安全課長

運転免許証自主返納支援事業でございますが、この9月に交通安全条例を御審議いただきまして改正させていただきました。そのときに、自転車の事故、飲酒運転にあわせて高齢者という項目を入れさせていただきました。条例を改正して何もしないというのはおかしいということで、今回この高齢者の事故というのは運転をすることによって起きるということで、免許証を自主的に返納する支援事業を少し拡大しようかという考え方をもちまして、新規で、もちろん今までどおり大体毎年返納60人ぐらいの返納がございますので、その分として予定をしております。あとの半分は、その促進をするということをもたさらに加速したいということで、平成23年の4月以降に交付をされた方は、さかのぼって2年が切れる前にもう2年延伸で、新規の方についても2年後にまた更新をして、4年はミニバスに乗り続けていただいて免許証を返していただくという、より一層の促進効果を狙って計上させていただきました。

○高橋委員

平たくいうと、2年間のミニバス無料券を4年間に延長すると、こういうことですね。

○安心安全課長

そのとおりです。

○高橋委員

それは先回もそういう話があって、何で4年で済ませるんですかと、私、提案しました。もうちょっと延伸して、つまり返納者全体がミニバスに無料で乗車できるようにされたらどうですかというふうに申し上げたんですが、なぜ4年で切られたんでしょうか。

○安心安全課長

4年と言われますが、今の倍の期間を伸ばしました。それと免許証を持っていない方もかなりの数、これが免許証を持って見える方以上に多いということも考えまして4年とさせていただきました。

○高橋委員

免許証返納者のうち、65歳以上、75歳以上、そ

れぞれ何人みえるんですか。パーセントはどうですか。出してないですか。

○安心安全課長

平成21年10月1日より実施をさせていただいておりますので、総計でいきますと、この現在3月8日現在統計をしましたので238名の方がみえます。

順番に言っていきますと、65歳から69歳までの方が31名、70歳から74歳が79名、75歳から79歳が47名、80歳から84歳が49名、85歳から89歳が26名、90歳から94歳までが6名となっております。

○高橋委員

私は、市長が、知立市のミニバスが近隣に比べて、極めて密度よく走っていると。バス停も多いと。よそも走ってるけども知立市の小さなまちで5コース走ってるようなところはないと。すばらしいと、私は市長会で胸張ってやってますと、こういう御趣旨の発言があって、みんながミニバスに乗って、もっともっとまちに出てきていただき、健康な生活を送っていただくと。免許証は返納したけども健康な生活を送っていただくと、ここに政策の力点があるんじゃないのかなというふうに思うんですよ。政策の力点ですよ、政策の根拠ですよ。2を4にしたから一歩前進だと。それは数字的にはそういうふうになるかもしれませんが、この政策、返納者をどうやって引き続きまちの中で元気に頑張っていただけのかという点では、その視点から政策立案を検討されるべきではないのかと。

そうなると、なぜ二、二が四なのかということがとんと検討がつきません。私は、ぐっと進んでいただいて、返納者全体に、申請があればですよ、申請がなければいいです。もう私、乗れないという方は申請されませんから、申請があれば乗っていただくというふうにされるべきではないですか。どうですか。

○安心安全課長

先回もそういう議論をさせていただきました。それを例えば永久にとかいう自治体も確かにございます。それがその政治の考え方もあるので、

私どもとしては、安心安全課の交通安全のものとしては、この今4年がいっぱいというところでございます。

○高橋委員

それは、あなたの政策立案の根拠が正しくないからそういう結論になるんですよ。

238人返納者のうち、ミニバスの無料券を申請してみえるのは何人みえるんですか。

○安心安全課長

私どもが把握しておる数字は、全てミニバスの交付をしておる方です。

○高橋委員

238人が交付者だと。だけど返納したけどもミニバスの交付申請を受けてない方もあるわけでしょう。全員が交付申請されておるんですか、失礼ですけど。

○安心安全課長

そこまでの細かい資料を持ち合わせていませんので、調べて御返事します。

○高橋委員

だから、そこの資料もなしに、返納者の何%ぐらいがミニバスの無料券を申請してみえるかというこのことは知らないとおっしゃるんですよ。何でそこに関心がないのか、私にはわからんけども、今の数字は申請してきた人だけの数字だと。これは、もうちょっとしっかり実態をつかんだ上で、4年なら4年というのを導き出さないと、それは行政当局の極めて短絡的な、議会で言われたからちょっとだけ載せておきましたというようなレベルの話ですよ。

担当がそれで右往左往してみえるんですが、75歳以上の高齢者が5,324人おみえになります。これは先日の保険健康部長の本会議の答弁です。これはいつの時点かはっきりしませんが、そういう答弁があった。私は、75歳を超えたら免許証返納者もいいけども、ミニバスを無料にしてパス券をお出しして、申請者にはですよ、そしてまちの中へ出てきていただく。今バスが朝から晩まで満員で立ち見席があるというならいざ知らず、まだ余裕があるんですから、そういう施策をとられたら

どうかというふうに思うんですが、どうでしょうか。これは所管の部長がおりませんね。副市長、どうですか。

○清水副市長

この議論は、昨年の9月ですか、12月もありまして、免許証自主返納者に2年を4年にしても、これはそういった意識を持った方が自主返納されるその一つのきっかけづくりの形としてあればいいんじゃないかなと、私もそういうふうには思っていたわけです。

しかし、今回、2年を4年ということですので、よりそういうことではミニバスでということ、代替の交通手段が確保できれば返納しようということになる方もふえるだろうという、そういう期待もしております。

前回の議論の中でも私、まだこれ結論が出てないわけですけども、そういう自主返納のための無料券の配付という交通安全上の考え方ですね、もう一つは、大きく高齢者の社会参加、高齢者がもっとどんどん外へ出ていろんな活動の場を広げていただけるというような高齢者の社会参加のための施策というですね、そういう考え方の中では、今、御質問者がおっしゃった考え方、私、ありだと思ふし、それはいい施策じゃないかなというふうに思います。

ただ、今、ミニバスの利用者の年齢構成を見ますと、非常に逆にそういう方たちたくさん乗っておられて、ミニバスの重要な収入の一翼を担っていただいている方なものですから、あるミニバスの運営経費のことを考えていくと、非常にそこが大きいなという私、そういう思いも前に資料見ながら思ってたして、そこを大きな判断だということになります。ミニバスをですから、ほぼそういう収入を当てにせずに100%一般財源で運行して、どんどん乗ってくださいという、そういう施策に切りかえるのか、一定の利用者をふやしながら利用料も上げながら、できるだけ市の負担を軽減というか、今以上のふやさないような形で充実をさせていく方向を考えるか、その辺のミニバスの運行、運営という考え方を一度整理させていただ

て、そういった高齢者施策との兼ね合いでどうだということ、私は私なりに一度整理をしたいなど。

そうすることの中で、結論として、今、質問者がおっしゃるように、75歳以上の高齢者は全てミニバスでどこにでも行っていただけるようなですね、そういう知立市にしようということであれば、それはすばらしい施策だというふうに思いますけども、先ほど言いました、そういう経済的な部分をちょっと時間をいただいて、考えさせていきたいなというふうに思います。

○高橋委員

私は、高齢者の交通安全と高齢者が元気に社会参加をして健康寿命を全うしていただくというのはセットの話だと思うんですよ。だから、ある意味で返納者だけがミニバスの無料券をもらうということについては、車のない方、もともと車を持ってない人は、俺は足がないがやと、俺もほしいと、こういう議論も生まれてくるでしょう。

たまたま取っかかりは交通安全の入り口からずっと入っていったんですが、うちは4年でシャットアウトだと、交通安全はそれ以上できないと、こういうような話になってきますと、さっき言った、あのバスがもともと何のために走るかといったら、若い人たちを乗せるためではなくて、交通手段を持たない、いわば高齢者や子供たちが社会参加をして健康づくりをやって、そして、まちにお金にお金も落ちるかもしれないし、そういう流れの中で位置づけられたのがミニバスだということだと思ふんですね。ここへきて定着もし、4,000万円程度の運行経費、その4,000万円というのは、もちろん料金収納を除くとそういう予算書にあった、本会議でも議論にもあったあの数字になるんですが、私は、ここはひとつ方向性をね、超高齢化社会がいよいよ到来するということも含めて、健康寿命をほんとに全うしていただくということをあわせて施策と方針を拡大して、75歳以上の無料化にひとつ足を踏み出していきたいというふうに思ふんですよ。

そのためには、75歳以上の方がどの程度乗車し

てみえるのか。多分この資料はないと思うんです。ありますか。どこでわかるんですか、そんなことは。75歳以上の方が何人乗っておるといのはわかるんですか。

○清水副市長

ちょっと今、手元にありませんけども、まちづくり課が何歳の方がどういうふうにご利用されているとか、利用者の年齢構成というんですかね、ミニバスのアンケートで私、見た記憶がありまして、それを見たときに、さっき説明しましたように、非常に当然のことながら高齢者の方がたくさん乗られるんです。その方たち、1回100円払って乗ってきていただいてまして、その方たちがミニバスの使用料収入の大きなところを占めておっていていただくわけですので、それを75歳以上の人を無料にして全員どんどん乗ってくださという施策にするということは、先ほど言いましたように、ミニバスの運営の考え方を切りかえないといけないわけです。今は障がい者の方と小学生以下は子供ですからね、それにプラスそういった方たちを無料の対象者にしようということですから、相当財政的なところの考え方もしっかりしていかないと難しいと思いますので、そういった意味で、先ほど少し時間をいただいて、その辺の整理をさせていただく必要があるというふうに答弁させていただきました。

○高橋委員

それはアンケートの結果から大体の比率でこうなるなんてことが類推できる、演繹的に出るというふうに思うんですが、一々乗る人を大興の皆さんが年齢数えておるわけじゃ、年齢言って乗るわけじゃないですから、それはアンケート結果と利用された人たちの演繹的に比率で割り出すとそういうことになるということだと思っんですね。

だから、その実態としては必ずしも明確じゃないと思うんですが、副市長、ぜひ切りかえていただく検討をしていただきたい。超高齢化社会、もともとミニバスはそういう人たちをスポットを当てた施策ですから、その人たちが今1,000円で1カ月に乗っていただく、さらにそれを今言った免

許証返納者にそのレベルに合わせて施策を展開し、発想を変えていただくという方向で、ぜひ突っ込んだ検討を始めてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○清水副市長

今、現時点でどういう方向で結論をというところまでは今、私も迷っておるといのか、はっきり申し上げられません。先ほど言いましたような、いろんな条件を一度整理をさせていただくところ今のところはとどめさせていただくことでお許しをいただきたいと思います。

○高橋委員

ぜひ、そういう方向で検討を深めていただきますように強く申し上げておきたいと思います。

もうちょっと聞かせていただきたいんですが、きょう、資料が出ました。平成24年度公共工事設計労務単価比較表、これは佐藤議員の質問に基づく資料ですね、該当の業者はわからないようにA社、B社ということも書いてないんです。

この表は何を意味しているかといいますと、一番左に職種がありますね。この職種が列記してありまして、左から2番目、1日当たりこの職種に対して幾らの単価を構成するのか、幾らで働いてもらうのかという、これは公共工事設計労務単価、これは国の単価というふうに理解をいたしますが、いいですね、それで。

それから、その次の物価積算資料4月1日当たり微妙に数字が違いますが、これはどういう数字なんですか。左から3番目。

○総務課長

これは建設調査会というところから発行されております物価調査の物価本と我々は呼んでおりますが、それとか積算資料という市場調査をしてそれぞれの単価をまとめて公表している資料がございます。それを参考までに表記させていただきました。

○高橋委員

だから、より流動的な側面を補足しているというものが3番目ですね。そこから後ですよ。この総合評価方式の落札入札に係る調査労務単価、知

立市は平成24年度から総合評価で落札した場合に限り、幾らで雇い入れているのかということは報告を求めているというふうに理解しております。その報告の結果が左から4番目ですね。どういう結果になっておるかという、1日当たりA社からD社までであるとしましょう。一番低いところは9,120円、一番高いところで1万4,000円でした。したがって、これは軸が一番左の平成24年度公共工事の設計労務単価が軸なんです、これを分母にして、1日当たりの9,120円から1万4,000円を分子にして割り戻すと67%から102%だということです。これを見ると極めて傾向が明瞭なんです。

知立市のチェックシートはここまで、これ以上は何もしないんですか。これは調査でこれが出てくるようになりましたよね。これ以降はどうなるんですか。

○総務課長

総合評価の中で、それぞれ労務単価をお示ししていただいて、私どものほうとしては、最低賃金には抵触しないようにということでお願いしているものですから、その最低賃金と照らし合わせて、それ以上であれば適正な労務を支払っているということで、そのチェックまでということで、今のところ、その最低賃金を下回るような事案は今のところ見られていないというのが現状でございます。

○高橋委員

例えば普通作業員というのがあるでしょう。国の単価が1万3,700円で67%が一番低いんですよ、9,000円。9,000円は1日私たちが1,000円にせよと言っておるんだから、9,000円ははるかに高いわね、最賃を。だから最賃を超えておるから何も言いませんよというのが知立市の対応です。

これは、何を意味しとるかという、これは今の安倍総理がやろうとしておることなんです。彼は本気になってやるつもりはないと思うんですが、つまり、財政投資をします。今度は補正予算で出てくるんですが、すごいでしょう、今度。使ってください。使ってくれた人は、なお平成25年

度もお金を積みますなんて、こんなこと初めてなんです、こうやって公共工事をやっていただくわけですよ。これによって市中の地場が動く。これによって景気を支えていこうというわけです。

ところが問題は、今まではどういう問題があったかという、親会社にはそれは入るけども、下まで浸透しないという、途中でピンはねがある。単価が乗っていかない。孫の孫で働く人は、極めて劣悪な労働条件で働く。しかも派遣だということになると、そこへお金が回らない。ほんとに毛細血管まで金が回って、初めて下支えし、購買力がふえるわけですから、これは議論の余地はないと思うんです。それをやろうというのが公契約条例なんです。それを末端まで血液を届けようというのが公契約条例なんです。

知立市は、ここまで出していただくようになりました。これは西三河でも知立市だけだと思いますよ、ここまで出るのは。これは私、評価しています。もう一歩進めてほしいというのは我々の声なんです。

どういうことかといいますと、野田市は条例があります、公契約条例。愛知県も調査費を今度計上しましたね。野田市、そして新宿区、佐藤議員がしょっちゅう言いますが、新宿区のチェックシート、これは条例ではないがチェックシートを持っています。野田市も新宿区もそうですが、ここからもう一つ手を伸ばすんです。どういう手を伸ばすかといいますと、設計労務単価の8割を下回るところについては8割まで単価を上げてくださいと、これをやるんですよ。だって設計金額、予定価格には入ってるんだから、この労務単価が、リンクの数によってね。これで全部設計して予定価格に入れておるんだから、それを受注した親会社が、それにふさわしい労務単価を払うというのは、先ほど言った血液が末端までずっと届いていく、そのことを担保しようというのが公契約条例なんだから、知立市はここまで頑張ってもらってるけども、全てが最賃を生み出しているのだからオーケーと、ここが違うんですね。

野田市と新宿チェックシートは、8割を下回っ

てわけ。例えば普通作業員67%というのがありますがね。その下の特殊作業58%、45というのがあるんですよ。ここは野田市や新宿区は8割まで上げてくださいと、労務賃を、こういう指導をするというんですよ。その指導に沿って対応していただく。そうすると末端まで流れますよ。これが公契約条例なんです。私は、もう一つ前へ進めないのかということ、きょう提案したいんです。具体的なこのデータに。8割を満たさないところについては、8割まで満たしてほしい。これは自治体が市場原理に手を突っ込むということです。労使関係に手を突っ込むということです。

この種のものへの対応というのは、本会議でも問題になりましたが、年金の掛金のシールさえ渡さないと、こういう親会社がある。こういう話ですよ。だから、これをやるには条例なり、せめて新宿区のチェックシートなり、法律、条例の後ろ盾がないとなかなかそこまで手が突っ込めないというのが実態だったと思うんですね。どうですか、一度真剣まんげんに検討していただいけませんか。

○総務課長

委員おっしゃることは、私もよくわかるわけで、そういったことが今後の社会の中で、どのように見直されていくかということは非常に気にかかるところで、ただ、御存じのとおり、まだ県内ではそのような公契約条例に対して具体的な取り組みをしているところは市町村ではない。また、愛知県のほうが、ことし、ワーキンググループで中間報告というような形で報告を出していただきました。来年については、調査費を計上して、県のレベルで、もう一段階踏み込んだ検討をしていただけたところがございますので、私としては、その県の動向を見ながら、県のほうで検討する中身をもうちょっと知立市としては慎重に見きわめて、その後のことは、またその中で考えていきたいというふうには思います。

○高橋委員

担当者は、私の意見については同意していただきました。それ、必要なんです。自由経済とはいえ、市場原理とはいえ、ここまで格差が開き、セ

ーフティネットの必要性や若い人たちの就業状態、あるいはサラリーがここまで下がってきますと、これはゆゆしき行為で、ほかっちゃおけないというのが実態だと思うんですね。したがって、各市で動きが始まる。知立市でもこういうふうになっていた。

ここは本当は、市長が、そうだなと、総務部長、やったらどうだと、検討したらどうだということなんですよ、出番としては。確かに県内で一つもやってない。総務課長に、あなたまとめなさいと、原案をといたって、プレッシャーがあつてやれるのかしら。このときに羅針盤を示すのが、私はトップの仕事だというふうに思うんですね。こういう点でリーダーシップを発揮していただきたいというのが私の願いなんです、どうなんでしょうか。

○清水副市長

まず、私のほうから、今、総務課長がお話をさせていただいたとおりでございまして、私どものほうも、こういった形で調査票の提出を求めたと。平成24年度から始めさせていただいたわけがございます。でありますので、今後もこのことは総合評価落札方式、これを今すぐに拡大というのはなかなか難しいわけですが、平成24年度並みには今後も続けていきたいという中で、このことも引き続きやっていきたい。

そういった中で、事業者の皆さんの意識も多少変わってくるのではないかなという期待もしております中で、愛知県がそういった取り組みがあるということでございますので、私どものほうも、そういったものを動向を見ながら知立市としての対応を考えていきたいというふうに思っております。

○林市長

私からも申し上げます。

高橋委員のおっしゃること、もっともだなというふうに思っております。景気対策というのは、やはりともすると所得の格差を広げていく方向に進みがちになってしまう、その中で、やはりきめ細かな対応、それは中間所得層、また、低所得層の方々の購買力を高めていただくことが市場の活

性化、経済の活性化につながっていくとは思っております。

そうした手段の一つが公契約条例だよということをよくわかります。条例をつくるに当たっての難しさ、また、つくった後の対応等々、私まだまだ勉強不足であります。今、担当のほうも、また、副市長のほうも前向きに考えていくところがございますので、私としてもそうした視点で前向きに考えていきたいと思っております。

○高橋委員

ぜひ前向きにとらえていただいて、総務課長、そういうことなんでね、担当としても、ひとつ起案をしていくと。野田市の条例は、ちょっと研究してもらってるかしら。

○総務課長

野田市の条例は見ております。深く掘り下げて読む込むところまではいってませんけれど、条例そのものは拝見をさせていただいております。

○高橋委員

読み込みましたというと、それじゃあ、次の一歩進めてるんですがね。あまりよく読んでないというところで、まずふたをしようという心理はわからんわけじゃないですが、読み込まなきゃいかんですよ。読み込んでみえると思うんだよね。読み込んでみえると思うけども、条件整備、環境整備もあるでしょう。ありますが、先ほど言ったように、私の申し上げている点が理解し、同意できるということであれば、行政は、その方向で一歩前へ出るというのが大前提ではないか。それが前進であるし、行政のサービスを高めることになるということなので、ぜひ前向きに、より一層奮闘していただきたいというふうに思います。

もう一枚資料が出ておりますが、それは平成25年度就学援助予定者のPTA会費、クラブ活動費、生徒会費の概要、学校教育課からのものですが、この資料について御説明ください。

○学校教育課長

これにつきましては、話題になりましたけども、準要保護の就学援助ということでございます。

その中でも小学校につきましては、来年度の予算

の試算を立てるときに269人、各学校PTA会費等がさまざまです。ひとり家庭、あるいはふたり家庭といまして、兄弟でいる場合と違うわけですが、さすがに誰がどこの兄弟かというのはわからないものですから、その点考慮して、高いほうで計算というか、皆さん、ひとり家庭ということで、ふたり家庭で2倍払うところというのはほとんどないですから、2人目は大体半額とか安くなっているところが多いですので、というところで試算をしたところ、小学校のPTA会費は65万4,000円。

中学校につきましては189名で試算して、PTA会費が45万3,600円、生徒会費を中学校は徴収しております。これにつきましても、学校によってさまざまですが、金額は、20万9,800円ということで合計が中学校につきましては66万3,400円というふうに横になりまします。

縦につきましては、それぞれの項目ごとの小・中の合計ということでございます。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後8時10分

再開 午後8時18分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

今、学校教育課長が御答弁になったのは、支給はしてないけども実態としてこの程度かかっているという実態から出発して表にさせていただいたという理解でいいですね。

つまり、クラブ活動費は徴収していないと。徴収していないものに就学援助の対象になりません。小学校の生徒会費も徴収していない。中学校で徴収しているのを保護対象、就学援助の対象者で当てはめるとこの程度になるんだと、こういう意味ですね。だから、これをあたま数で割り戻すと、1人当たりが出るという理解でいいですか。

○学校教育課長

生徒会費でございますと、南中学校は1,000円で

他の2校は1,200円ということになっていますので、PTA会費も同様に学校によって違うものですから、一律に割ればということではなく、この試算についても今現在の各小・中学校の継続来年度の見込みということで試算していますので、人数で割れば出るということではございません。

○高橋委員

平均が出るということですね。一律でそろえておれば、そのままずばりが出ると、こういうことですね。

したがって、これは年のお金ということでもいいですか。そういうことだと、131万7,400円あれば、御提案申し上げている3項目、知立市という2項目ですが、これが支給できると、財源が131万円だと、こういう理解でいいということですね。

○学校教育課長

今年度の見通しということですから、また来年度は新規がふえるとこれよりも上がる可能性はあるということです。

○高橋委員

これは本会議でも述べさせていただいたんですが、教育部長、平成25年度はこれを入れた予算になってませんよね。ぜひやってほしいというのが我々の提案だし、要求だし、委員会でもひとつ検討させていただき方向を出したいということをおっしゃったと思うんですが、どうですか、実施について。

○教育部長

これにつきましては、このように試算をさせていただきました。ただ、これも予算が伴いますので、私の今としては、一応近隣の状況も確認をしながら考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員

今度、市議会は4月に豊明市と交流事業やるんですが、豊明市は3つとも支弁しています。就学援助の対象にして、PTA、クラブ、生徒会費、3つとも対象にしています。日進市はPTA会費

と生徒会費、クラブ活動がないかもしれませんね。実態としてというように対応しています。

なかなかこれは西三河で進んでいないということをお答えされたんですが、これにはわけがありまして、2005年に就学援助の補助金というのが隠れたんですね。これは一般財源化して地方交付税の対象になってんですよ。きょうもあつたように、地方交付税3億円と。月が変わっても年が変わっても3億円と。これ、ほんとうに入ってるんですかという話だけど、財政需要額8月に算定して決まってくる。だからほんとうに就学援助の金がいかにどう交付税に乗ってきておるかというのは、またわからん仕組みになりました。

だから各自治体は、従来2005年まではそれぞれに補助制度があつたんで、これよくわかつたんですよ。財源構成が予算書に書けたんですが、それがなくなったので、見えなくなってしまったので、それ以降、具体的に就学援助の対象になった3項目について、なかなか腰が上がっていないというのが実態です。

これは議論したとおり、やっぱり義務教育の無償、しかも所得の低い人、生活保護世帯であれば文句なしに対象となるんですが、生活保護世帯でも対象にならんわけでしょう、このきょうの資料は。生活保護世帯でも対象にならんわけだわ、就学援助で採用されていないから。これは、しかし、いくら何でも問題ではないか。

生活保護世帯も、あるいは準要保護といいますが、就学援助の対象になる要保護と準要保護について、せめて無償化してもらいたい、こういう提案ですよ。これは当然のことじゃないかと。確かに131万円かかりますが、これは3億円の交付税の中で折り込み済みということになるわけですよ。改めて部長の答弁聞きたい。どうですか、前向きにやってください。

○教育部長

私も2005年の3月、法改正があつて補助から外されたということで財政需要額に入れ込んでもらえるということは聞いております。

ただ、実際、後から交付税として戻ってくると

ということになるのかと思うんですけども、今はこの場でこの130万円予算としてかかるものを、今ここで例えば平成26年度からやりますとか、ちょっと答弁はできませんので、一度先ほども言いましたけど、近隣との調整をとりまして、平成26年度予算の要求時までには、どんな形になるかというのを考えさせてもらいたいと思います。

以上です。

○高橋委員

これはやっぱり生活困窮世帯の義務教育にかかるお金なんですよ。私、PTA会費を払わんというわけにはいかんのでしょうか。あるいは生徒会費、嫌ですと言えないじゃないですか。これ、いじめの対象になっちゃいますかね。

だから、そうではない環境をつくるために自治体が心を砕くというのが義務教育無償の大原則だと思うんですよ。それを全生徒にというわけじゃない。生活困窮の人々にせめて、国が示したんだからね。国がやりなさいということを示しておるんですよ。地方交付税でみますよ。地方交付税はたまたま一般財源化されてるからね、名前がついてないその恨みはあるけれども、国の基準として明確になったんですよ。

これ、2013年度就学援助の支給内容と金額、要求額。国が示している基準額はどうなっているかといいますと、生徒会費については小学校で4,440円、中学校で5,300円と。PTA会費が小学校で3,290円、中学校で4,070円と国が基準を示しておるんですよ。これが国の示す基準ですよというふうになっているんですよ。

しかし、学校教育課長から御説明があったように、払っている以上のものをお支払いする必要はないので、知立市の場合を実態を見るとこういうふうになっていると。だから国基準がここにあるけれども、それは知立市の実態で払っていただければいい。国がここまでガイドラインを示し、地方交付税でその対応するといっているのに、なぜ行政が動こうとしないのか、これは私、やっぱり問題があるんじゃないかというふうに思うんですよ。川合教育長、どうでしょう。

○川合教育長

これまでもこの就学援助については、いろいろ御意見なりいただいて、今回の本会議のほうでもいただき、この辺で少しいろいろ論議をしましたがけれども、子供たち誰もが学べる環境をつくりたいという、それは多分、皆さん一致した考えだと思いますけども、今現在では、すぐにこれをというところがまだ結論までは至っていないというのが現実です。

○高橋委員

何でそういうふうになるんですか。財政当局が、ちょっと待ってくれというのはあり得る話なんですけど、教育現場の先生がそういうことをおっしゃると、これは文科省がさっきガイドラインを示して、基準値を示してね、これが基準ですよといっとるわけですよ。やってくださいと。やれば措置しますよと、地方交付税でと言っているのに、現場の先生が、そういう姿勢ではちょっといかなるものでしょうか。申しわけないけど、率直に申し上げて、家庭環境が非常に劣悪な人々に対して援助していこうじゃないか。これはセーフティネットとして憲法25条の側面、学校教育法の側面できちっとこういうふうになっているのにもかかわらず、先生が、なぜ理解を示していただけないのか。財政当局がちょっといろいろ言われるということはあるかもしれない。

しかし、先生方がこういうことでは、私、救われないような気がしてしょうがないんですが、どうでしょう。きょうにきょうとは申しませんが、今、私の申し上げたことも十分そしゃくしていただき、義務教育の無償化と国のガイドライン、基準も明確なので、ここをしっかりと踏まえて前向きな方針を出していただきたい、教育委員会として。どうでしょう、もう一遍、川合教育長、御答弁をお願いします。

○川合教育長

こういう論議の中で、いつも近隣の市町ではどのようなことで、あるいは県下の他の地域ではということもいろいろ参考にしながら、知立市ではどうしていくのか。もちろん、本質的には先ほ

どもお話が出ているように、全ての子供たちが家庭の環境とか経済状況にかかわらず、元気に学校に通える、胸を張って学校に通えるという状況をつくりたいという思いはそうなのでありますけども、まだまだ調べてみますと、全県下でそういう方向にやっているとというのは、まだ少ないということでもあり、その辺がちょっと悩むところではありますが、今後の方向としては、そういうことを考えて実施するようなこともしなきゃいかんのかなということを思います。

○高橋委員

近隣を見て我が立ち位置を決めるという今、議論ですよ。これをやりますと少人数学級で攻撃されるんですよ。本会議でやられましたかね。反対はしてないけども、何で知立市は突出するんだと。今の答弁をされるからそういうことになるんですよ。

教育長は一般質問で、あなたの教育方針を聞かれて、なかなか立派な答弁をされたなど私は、ある意味では感心しました。ここへきて、どんとトーンが下がって近隣市町と、川合教育長でなくてもいい答弁ですよ。この答弁繰り返されると、この席でやられることはないかもしれませんが、少人数学級、何で突出するんだと、こうやられますかね。

P T A会費の就学援助の対象と少人数学級の突出部分をちらにされてはかないません、私も。私は、申し上げたように、少人数学級については高く評価しています。これは東京の都議会の発言なんです、東京都は来年4月から中学校1年生で35人学級やるというんですよ、少人数学級。中1ギャップという話が出ました。東京都でやるというんですよ。もっともっとやったらどうだというのが意見なんですよ。

例えば山梨県では、中学校の不登校者を4年間で3割減らしたと、少人数学級で。これは具体的な数字で山梨県では出とるそうですが、中学校の不登校者が少人数学級で4年間で3割減らしたと。なかなか少人数学級の成果を数式であらわせというのがあらわれれば、とても説得力があるけども、

なかなかあらわれないからこそ教育なんですよ。だからこうやって山梨県の例も引用しながら少人数学級の必要性を説いて頑張っているんですが、そういう意味でいうと、自信を持って、胸を張って少人数学級をやっていたらいい。さらに私は拡大してほしいということを申し上げました。

その教育長が、就学援助になったらがたっとトーンが下がって、他市を見てからやらせてくれと。これは値打ちが下がりますよね。やっぱりそこには教育の論理なり教育方針、教育の機会均等に対する教育長の一貫した姿勢、そして、少人数で目の行き届く教育を家庭のようにやっていきたいという思い、これが一つになって初めて川合教育長の教育論というのが生きるんじゃないですか。きょうの答弁でがた落ちですよ、あなたの評価は。こういう言い方は大変申しわけないけども、私は、率直にそういうふうに思います。どうですか。近隣他市をながめてもらうのは結構です。大いにながめてもらうのは結構だけでも、そういうことと教育長の持つておられる機会均等論がそういう中で、どう動き出していくのかというのが川合教育長の存在価値ですから、私はちょっと役職の高い方に大変失礼なことを申し上げているんですが、これは率直な話ですよ。だから、そういう点も、ぜひそしゃくしていただいて、前向きな検討と検証を進めていただきたい。もう一回、答弁お願いします。

○川合教育長

言われることが、ほんとに心にずきっときました。一貫性という話で、一貫性に欠ける。自分は教育長の立場で、言ってることやってることと、きょうの答弁がずれてるんじゃないかと言われると、ほんとにちょっと冷や汗の流れる思いであります。この問題については、もう一度真剣に考えていきたいと、そういうふうに思います。

○高橋委員

時間もどんどん進んでいますので、3つの新しい分野の対処については、ぜひお願いしたいと思えます。

もう2つ、この就学援助で聞きたいんですが、

1つは、本会議でも出ましたが、どういう方が就学援助の対象になるのかという。知立市の場合は、児童扶養手当の1.6倍ということをおっしゃっている。

ところが、児童扶養手当というのは、母子家庭を前提にしておるんですよ。昔は母子家庭が就学援助の主体だったかもしれない。今は必ずしもそうじゃありません。母子家庭も多いですよ。だから児童扶養手当と比べるとというのは、相当以前の母子を中心に就学援助が構成されていたときにはその物差しでよかったかもしれない。今、この福祉キャラバンで全県的な統計がありますが、児童扶養手当の何倍なんていっておるのは知立市だけです。あとは全部生活保護基準。つまり4人標準世帯の所得が何倍か、1.幾つかと決めてみえるんですよ。そういうふうにかえてほしいというのは中島議員の提案であったし、その基準も公開してほしいというふうに提案させていただきました。これはどうでしょうか。

○学校教育課長

今、委員のおっしゃるとおりなんです。実は、例えば母子家庭で母親、子供2人で3人家族ですね。今言っている児童扶養手当の1.1倍は両親そろって子供との3人家族というふうに母子家庭、片親と考えずに4人家族だったら両親2人、子供2人という場合も母親1人、子供3人という場合も同じように考えております。

○高橋委員

学校教育課長のおっしゃってることは、わかれへん。つまり、就学援助というのは、私のような所得なら対象になるなんてことがぴんとわかるところにその基準の価値があるんですよ。例えば私たちでも生活保護世帯、4人世帯もあるし、ひとり世帯もあるし、母子家庭もあります。そうすると大体このぐらいだと。生活保護水準というのはわかりますでしょう、おおむね。それに1.1倍を掛けるといいとかね、そういうふうになれば話がわかりやすいし、ほんなら私も一遍申請してみようかとなるが、児童扶養手当ということになると読みかえ規定か何か知りませんが、今、学校教育

課長御説明の、大変話が複雑になって、それだけで頭が痛なっちゃうと、こんな制度は私、結構だと。制度から人々を遠ざける役割を果たしているんじゃない、結果的に。だから、これを生活保護基準に置きかえたほうがいいに決まっておるじゃないですか。これは議論の余地のないところだと思うんですが、どうですか。

○学校教育課長

どうして児童扶養手当が知立市がやっているかというのは調べましたが、わかりませんでした。

今の1.1倍というと、いろいろ難しいところがあるのは、今いろいろ先ほど出ていたキャラバンでも大体1.4倍をという話になりましたけども、知立市でいうと、それよりも高い基準で出してる方とか、さまざまな基準があつて、今もらっている限度額と損をされる、損って変な言い方ですね。基準が変わると物差しがあると、やはり基準額が徐々に変わっていってしまうということがありますので、その辺を調整しなければいけないという問題点が一個あります。

あと、家族の家族構成によってもさまざまです。個々に基準額をみていかなければいけないという点があります。

○高橋委員

いろいろおっしゃってますけど、扶養手当の何倍なんていうことでやってる自治体は知立市しかないんですよ。

これ、中島議員も見せましたけども、これが知立市なんですよ。一番右がね。グラフが低いでしょう。これ、色分けしてあるのは5年間なんですよ。グラフが低い。一番低いのは安城市なんです。刈谷市も低い。高浜市、豊橋市、名古屋市は高いんですね。

あなたのおっしゃるように、生活保護基準よりも相当高いところだというなら、何でこういう傾向になるんですか。知立市の人が貧困率が低くて高額所得者が多いから、結果的に率は高くしていても、ハードルを高くしていても就学援助の対象にならないという論証があれば、私、納得しますが、一般的にそうでないとしたら、基準が高いの

に、なぜこんなに低いんですか、他市に比べて。
これは疑問が残りますよね。

○学校教育課長

実際、現場に年度末になりますとお金が払えてなくてとか、給食の未納率について聞いたところ、この3年間は減少にあるということというふうに就学援助にふさわしい人がもらっているかどうかというのは、適切に支払われるとは思いますが、今のところ、学校現場ではゼロとはいってませんが、この3年間では減ってきてる。

あと、近年、受給率というのは非常に知立市はふえておりまして、今7.4%にはなってるということは実態としてあります。

○高橋委員

私の答弁にはなってないですね。これ、時間がないのでね、やりたいところなんです、委員の皆さんの顔色も私、見ながらやってね、だけでも受給率、2012年度で5.5%ですよ。2012年度で5.9%、5%台ですよ。高浜市が10%台ですよ。高浜市が貧困者がそろっておるとは思いません。

だから私は、何が言いたいかということ、わかりやすい基準にしてほしいということですよ。それで救えない人々がいるということであれば、その基準を見直すということがあってもいいように思いますし、その人たちを救えるような基準で設定したらどうなるのかということも含めて、これも少しわかりやすい基準が求められるんじゃないかというぐあいに思うんで、ぜひその方向で議論を深めてもらいたいと思うんですが、どうですか。

○学校教育課長

おっしゃられる意味もよくわかりますので、とにかく、どういう方が受給される対象になるかというところを今後わかりやすく検討していきたいと思っております。

以上です。

○高橋委員

就学援助、もう一つ、最後ね。

これ、民生委員の証明の話なんです。知立市はケース・バイ・ケースで民生委員の証明をお願いしているということをおっしゃいました。知立

市の生活保護の対象者は下記のとおりというのは、12項目でしたか、ありましたね。この一つ一つを見ましても、必ずしも民生委員の意見を聞いたほうが的確かどうか疑わしい項目、12項目ざっと私、見たんですが、必ずしも民生委員がつかんでいらっしゃる項目というのは明確ではないというふうに思いました。

ちょっと聞きたいのは、民生委員の証明が、かつて就学援助に必要だったという法的な根拠がある時期があったんでしょうか。

○学校教育課長

ちょっと手元に資料ありませんが、でき始めのころはありました。民生委員の仕事とってはいいかどうかかわからないですが、民生委員に協力を得て就学援助を進めるようにという通知文は文科省から出ておりました。今は出ておりません。

○高橋委員

かつてはあったが、今はないと。ないというよりも廃止されました。

つまり、この民生委員の証明を求める。これは民生委員も困ると思いますよ。突然、私こういうふうで証明してくださいと言われてたってね、民生委員はその仕事をしておるわけじゃないですから困っちゃいますね。書いていいのか悪いのか。民生委員そのものも悩んでしまう。それは、かつて名残があったので、その余韻が残っていると。けども、今その法的根拠はなくなったというふうに理解をいたします。

本会議でも示されましたが、春日井市の就学援助のお知らせというのがあるんです。知立市を同じような対象者が載っております。それで、最後に申請書があるんです。知立市には申請書の欄に民生委員がサインする欄が設けてありますよね。全員が民生委員の証明を持って来なくてもいいと、こういうケースの場合には民生委員がいるんですよというふうに限定的な民生委員の押印を求める欄があります。しかし、春日井市にはないんですよ、民生委員の証明を求める欄がね。それは名残を断ち切って、春日井市も12項目あるんですが、どの項目をとりましても民生委員が的確に判断で

きると思われる項目はないと。これは民生委員に聞けばいいという項目はないので、もう割愛されたというふうに理解をしております。知立市の申込書から民生委員の証明欄を割愛していただきたいんですが、どうですか。

○学校教育課長

今、委員がお話ありましたように、申請書で、例えば生活保護は提出したまたは廃止の原本コピーというものについての書類があるものについては民生委員の印鑑は要りませんが、保護者の職業が不安定で生活状態が悪い、あるいは経済的な理由により欠席日数が多い等々の申請書というものがない場合について、民生委員の所見ということをしていただいております。

ただ、どのような家庭かというところがやっぱり地域で家族、家庭を支えるという意味もありますので、民生委員とその家庭が何らかの交流を持つこと、かかわりを持つことが大事だと。そこに印鑑が必要かどうかというのは、また別ですがというふうには思っております。

○高橋委員

もう一回言ってくださいよ。民生委員の判がほしい事案というのは、事項というのは、どういうときにほしいんですか。

○学校教育課長

やはり家庭的にいろいろお悩みのある方が相談がしやすいとか、そういう窓口にも民生委員が一個の手になるというものもありますしということでございます。

○高橋委員

そうでなくて、こういうケースが民生委員が判が要るんだと、サインが要るんだと。どういう場合か、もう一遍おっしゃってください。

○学校教育課長

1つ、保護者の職業が不安定で生活状態が悪い。あと、学校納付金が滞りがちである。被服状態等が悪い、または学用品、通学用品等に不自由しているなどで、保護者の生活状態が極めて悪い。経済的な理由により欠席が多いという場合です。

○高橋委員

それ、民生委員がわかるんですか。その実態というのは的確にわかるんですか。私、わかりませんよ。

○学校教育課長

実際のところは、どんなような生活をしているかというのを民生委員が見る機会、情報を得られるかどうかというのは難しいところもあるかもしれませんが、現在でも実際にその実態を正確につかんでいるかという、つかめられない場合もあります。ですが、将来的に家族を支えるという意味では、民生委員とのかかわりをつくっておいたほうがいいかなとは思いますが。

○高橋委員

学校教育課長、民生委員の任務をほんとに明確に持ってほしいんですよ。そんなことはできないですよ、民生委員。

それはね、小集落で、いや応といえば全部わかるころの民生委員の仕事なんですよ。今、マンションに入ってきて、お父さんが雇用が不安定なのかどうなのか、民生委員なんかわかりませんよ。絶対にわかりません。あるいは学校の学用品がいいのか悪いのか、それは先生のほうがよほどわかりますよ。何できょうは、朝御飯食べてこなかったのと。お父さんがいないんだわと。あるいはお父さん仕事に行かずにつくってくれなんだと。これは民生委員がわからなくても学校は、そのものずばりがみえるかどうかはともかくとして、民生委員の証明を求めれば、そのことが補足できるなんていう話ではない。むしろ学校のほうがよくわかるんです。それは集落が固定化して、昔の大字、小字、そういうレベルのときには民生委員というのは、区長でいいんですが、そこは補足できたかもしれない。だから昔は民生委員が必要だったんですよ。今、なぜ必要でなくなったか。捕捉できないから必要なくなった。学校教育課長にもかかわらず、何で民生委員にそうこだわって見えるんですか。

○学校教育課長

ちょっと最後のほうの質問がわかりませんでしたが、実際のところは民生委員お困りのときは学

校へ来て先生に生活状況を聞いて判断しているところですが、学校の先生が、今度、親御さんという、学校の先生は子供が一番に見るところですので、生活状況については民生委員にこんな様子だというふうに学校の先生は伝えて、民生委員が判断されているというのが今の現実です。

○高橋委員

それは判断できないんじゃないですかということをおっしゃってらっしゃるんです。これは形式主義ですよ、それは。民生委員が判を押しておるから、いいと。だけど民生委員はわからないと。

問題は、御本人が申請をしてくる行為に動機があるわけですから、これは申請しなかったら就学援助受けられませんから。あるいは誘って、どうですか、受けたらどうですか。制度を知らないから、こういう制度ですよといってPRすることもあります。基本的にはそういうことを含めて御本人の申請ですから、御本人の申請で書類に書いてあることが、そこを目を通し、子供たちは学校に来ているから最低限補足できる範囲で、著しく異なっておればいけませんけども、そうでなければ認定していくということじゃないですか。そこへ民生委員が入り込むことによって正確に捕捉できるなんて保障はどこにもない。むしろ制度を複雑にし、申請しにくくしている要因にすらなっているんじゃないですか。そういうことを申し上げたいんです。だから民生委員の今、法的根拠はなくなった。その立法趣旨をいま一度明確にされてれば、おのずと回答は明らかだと思うんですが、いかがですか。

○学校教育課長

一応、今学校では滞っている家族や家庭には学校の先生から、こういう制度がありますというふうに申請を、申請というか、こういう制度を説明をして受けております。

ですから、民生委員を切る切らないというところは、もうちょっと研究したほうがいいかなと思っています。

○高橋委員

これは議論が尽くされていまして、今、春日井

市が一つの例として申し上げたんですが、春日井市は不十分だと。民生委員がもう関与していないですよ、春日井市は。民生委員の証明の欄もない。これはちょっと行き過ぎだと、そういう見解になるということですか。それは春日井市は春日井市でやられればいいけども、あえてその心象を聞くならば、春日井市はちょっと行き過ぎだと、ということなんですか。民生委員の法的根拠がなくなったでしょう。何でなくなったのかということをお聞きできれば、おのずと結論が出るんじゃないかということをおっしゃってらっしゃる。

○学校教育課長

春日井市がうまくいっているかどうかというのはわかりませんが、きっと適切には運用されていると思うんですが、ここを切る切らないというのは前向きに考えさせていただきたいと思っております。

○高橋委員

わかりました。前向きに、ひとつ考えてください。

民生委員というのは、所管が違いますが、いろんな仕事をやってみえます。その仕事の絡みでそういう家庭にケースワーカー的に入られることもあるかもしれないけども、今、申し上げているようなことを求められるというのは、しょせん難しい話。民生委員の任務を超えた話だと思うんですね。

だから、学校のその申請とそこに書かれている申請の中身と学校の子供の態度、そこから見えてくる親の実態、家庭訪問などを通じて総合的に判断をされれば補足できる話だと。それ以上厳密な補足が必要になるケースではないというふうに申し上げておきたい。ぜひ、その方向で御検証をしていただき、前向きに検討していただきたい。

最後の問題にさせていただきます。

35ページ、教育使用料の一番下、保健体育使用料、行政財産目的使用48万5,000円、この内容について御説明ください。

○生涯学習スポーツ課長

48万5,000円でございます。まずは福祉体育館

の喫茶店使用料、ちりふの部分です。それと、体育館、昭和グラウンド、体育館の第4駐車場にありますが電柱、支柱の中部電力からの使用料でございます。

○高橋委員

48万5,000円ですね、合計。平成24年度は54万6,000円、当初予算で計上されていますが、なぜ減額になったのでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

平成24年度におきましては、昭和グラウンド及びテニスコート、それと福祉体育館の自動販売機の目的外使用が入っております、今回、行政財産貸付収入のほうに移行した関係で減額になっております。

○高橋委員

歳入の項目を変えたということですか。どこへもってきたんですか。

○生涯学習スポーツ課長

51ページ、15款、上から2つ目にあります建物貸付収入の中でございます。

○高橋委員

自販機の設置が建物貸付収入ということはどういうことですか。

○山崎委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後8時59分

再開 午後9時01分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習スポーツ課長

失礼しました。

今、申し上げた中での建物貸付収入の行政財産貸付収入でございます。

○高橋委員

先ほどの答弁は正しかったということですね。51ページの財産貸付収入の中の上から2行目、建物貸付収入155万5,000円の中に入っているんです。どういう建物を借りておるんですか。建物ですか、あれ。床を借りておるだけじゃないですか。建物

なんか借りてないですよ。

○生涯学習スポーツ課長

今回、自動販売機の貸し付けにつき行政財産貸付という中で移行をしたわけでございます。これ、新しく細節を設けて行ったわけですが、財政のほうと話をすることでこの中へということとさせていただきますので、内容的には土地、建物の中にある土地に対して貸し付けをするという考えでこのようになったのかなというように思いますが。

○高橋委員

上なのか下なのか、どちらですか。土地貸付収入なのか、建物貸付収入なのか、どちらなんですか。

○生涯学習スポーツ課長

建物貸付収入の155万5,000円の中でございます。

○高橋委員

建物なんか借りてないじゃないですか。自販機を置かしていただいているということが建物を借りてるということですか。建物を借りてるの、それは、いいかげんなことを言っただけじゃないですか。それは地下の食堂のところも、全部建物の貸付収入に入っておるんですか。これは所管が違いますけども、1階のフロアはどうですか。

○総務課長

1階の手をつなぐ育成会ですか、あれは目的外収入で、この建物貸付収入155万5,000円のうちの150万円は総務のほうで計上しております、地下1階の自動販売機、これが17万7,000円で、あと132万3,000円が1階のフロアの広告つきの庁舎案内が132万3,000円ということで私どものほうで計上しております。

○高橋委員

1階自販機の手をつなぐ育成会、親の会のものは目的外使用だという答弁でしたね、今、それは同じことじゃないですか。みんな目的外使用じゃないの。行政財産目的外使用料、つまり使用料で徴収するのが当たり前じゃないですか。

もう一度確認しますが、1階の手をつなぐ育成会のあの自販機は、33ページ、総務使用料、一番頭、行政財産目的外使用19万円の中に入っていると、

こういう理解でいいですね。

○総務課長

そのとおりでございます。あと、地下1階の自動販売機ですとか、1階の広告については平成23年に財産管理規則を改定しまして、行政財産を普通財産の例により貸し付けることができる。いわゆる目的外使用ではなくて不動産賃貸ということで貸し付けることができるということになりまして、総務課のほうでは、その中で地下1階の業者がかわれたときに、当時地下1階の以前の食堂の運営者が設置していたものが食堂が退去したことによってなくなった。その後、この規定で新たに貸し付けるという形で、目的外使用料は貸し付けのほうが入収入額が上がりますものですから、内容を見直して地下1階の自動販売機については貸し付ける。あと、1階のフロアの広告関係のものについても目的外使用ではなくて建物の貸し付けという形で運用をさせていただいております。

○高橋委員

したがって、保健体育使用料の行政財産の目的外使用料も従来はここで自販機を受けていたけども、これをやめて建物の貸し付けに回したんだと。つまり、高い料金が取れると、こういうふうにしたということですか。

○生涯学習スポーツ課長

以前にも出た話かと思いますが、昨年7月に自動販売機の設置に関する行政財産の貸し付けに関する要領というのが市全体の中でつくりまして、それにのっとって今回の処置をさせていただいたものです。

○高橋委員

福祉体育館と昭和グラウンドは、どういう対応をされておるんですか、今回は。

○生涯学習スポーツ課長

体育館におきましては、4台既設の先ほど申し上げました喫茶ちりふ、そちらのほうを設置しております、そちらに既得権と申しますか、従来の使用の中で継続をします。

それと、昭和グラウンド、昭和テニスコートですが、昭和グラウンドにおきましては、具体名を言い

ますとキリンビバレッジという会社でありましたので、そこは入札を行います。それと、昭和テニスコートにおいては、実名ですがかとうという、うどん屋ですが、そちらのほうの設置ということでありまして、福祉体育館の自販機と同様、既得権の中で引き続き随契というような形で置くことといたします。

○高橋委員

随契はいいですよ。幾ら徴収するんですか。平成24年度と平成25年度の徴収額の違いを教えてください。

○生涯学習スポーツ課長

平成24年度、入札の部分におきましては来週入札ということですので、まだ確定ではございません。平成24年度、喫茶ちりふの部分でございますが、ちりふが置いている自販機でございますが、年間5万7,910円でございます。そのものにつきまして、売り上げ等を調べさせていただく中で、売り上げ収入金額に対する率20%といたしまして10万2,916円、これは昨年1年間、一昨年の11月から昨年の10月の1年間の売り上げ本数でいたしましたので、実績に応じて変わってきますが、その例を申し上げるのが今の金額です。10万2,916円、これは今言った実績に基づくものでございます。

また、昭和テニスコートにおきましては、年間使用料、平成24年度1,146円、これが今同様でございます、売り上げの収入金額に対して20%の3万2,638円、これも同様な実績を数字を当てはめておりますので、実績に応じる形になりますが。

以上でございます。

○高橋委員

市役所1階のフロアにあるのは、手をつなぐ育成会、福祉団体なので、従来の目的外使用料、これは固定資産の評価の10分の何がしてしたね。ちょっと今、数字忘れましたが、非常に低廉な金額で使っていただいていると。

ところが、福祉体育館にせよ、昭和テニスコートにせよ、福祉団体でないんじゃないかと。だから売り上げの20%を出せという話ですよ、ここね。

売り上げの20%というのは、これは純利益の何%になるのか御承知ですか。

○生涯学習スポーツ課長

純利益と申しますと、実際の収入金額から電気料が主だと思いますが、そういったものを引いた金額が純利益になるかと思いますが、金額をとということでしょうか。

○高橋委員

純利益の何%になるかということです。

○山崎委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後9時13分

再開 午後9時14分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

一生懸命計算してみえるんですが、私、当事者から聞いたんですが、純利益の半分ぐらいは取れますと、今度の使用料でね。使用料というか、財産の貸し付けでという御意見でした。

場所を貸しとるから、それは使用料ただというわけにはまいらんけども、それが嫌なら入札にかけますというわけだけわ。入札にかけたら、負けますからね。こういうあこぎなやり方がほんとに庁舎の適正な管理ということになるでしょうか。そこで細々と商いしてみえる人も知立市民ですし、當々とやってきてもらっているわけなので、だから入札にかけずに継続なんだと。継続でやるかわりに、先ほど紹介されたような金額を出しなはれと。どうしてもいかにや入札にかけますよと、こういう話なんだわ。

私は、これいかなものかと、この対応は。1階は手をつなぐ育成会なので、福祉団体なので従来の目的外使用料で結構ですと。もちろん福祉団体は大いに保護してあげないかんし、目的外使用料でいいじゃないですか。何でここから利益を上げることが行政の目的になるんでしょうか。私は、心から怒りを持って告発したい、そういう対応については。科目を変えてまでですよ、形態は一緒

でしょうが、フロアの床に自販機が乗っていると、この形態は従前も施行後も一緒。であるにもかかわらず、財産の貸し付けなるとの目的外使用料になるのとは違うんだと。貸し付けにすれば銭が取れるんだと。だから科目を変えて今度は取りにくんだと。これは、前にも指摘しましたが、こんなあこぎなやり方を私は行政がやるべきではない。その方が、もうこれで私は事業が続けられませんと、交代してほしいと言われたときに、じゃあ、ひとつ考えましょうということで入札、その他で対応されるのことがあってもよろしいかと思うんですが、あまりにもあこぎではないかということ強く申し上げて思うんです。教育部長、どうでしょうか。

○教育部長

ただ、今までの自動販売機の目的外使用料という形が変わってきたということが示された中で、まずは原則入札だということがございます。しかし、入札でもなくても今までの関係の中で、相手方との話し合いの中で、いわゆる純利益がどれぐらいあるのかということを出していただいて、その中でお互いの話し合いの中で決められていったと思うんですけども、ただ、今回のこの当初予算には純利益が出てくるのがおそかったものですから反映はされておりません、この額は。

その考え方自体は、私にどうだと言われてもちょっとそういう方針というものがございますので、ただ、今までのつき合いの中で、譲ったところは、入札ではなくてお互いの話し合いの中での随契という形にとらさせていただきます。

○高橋委員

これは競争入札したら、それはメーカーが直接持ってくるに決まっていますがね。前も聞きました。地下はどこですかと。何とか言いましたよね。中京ココラボトリングとかね。メーカーがダイレクトに持ってきますよ。仲介や何かじゃあ、とてもじゃないが太刀打ちできないですよ。地元業者排除ということなんです、結果は。

総合入札も地元業者を何とか育成できないのかということで議論があり、官工事の地元発注を高

めていこうじゃないかと、そういうことですよ。
清涼飲料の置き場は官工事とは言いませんけども、しかし、それでも地元の人が商いをして、それなりに貢献をしながらやっている。ここを一気に入札にして直営店に請け負わせて高い利益を上げたいと、これはどうでしょうかね。私は、この思想にはついていけませんし、この考え方については、断固受けるわけにはまいらんとすることを強く申し上げておきたいと思います。

時間がありませんから、最後の最後、もう一つだけ。275ページのほうです。

005屋外施設運営事業費で、多目的広場というのがうたってあるんですよ。下から10行目ぐらいに。多目的広場というのは、北林運動公園のことですか。違うんですか。それから、仮設トイレの借り上げ、あわせて御説明ください。

○生涯学習スポーツ課長

多目的広場管理委託料、いわゆる北林運動広場の管理委託業務でございます。1カ月1万5,000円の1年分12カ月、18万円でございます。

あと、仮設トイレ借り上げ料、57万9,600円、これは2基追加をしましたので、それと合わせて4基、1万1,500円の12カ月、消費税を加えたものでございます。

○高橋委員

多目的広場というのは、条例で北林運動公園とすると決めたんじゃないですか、この間。あなた方が提案されて。なぜ北林だという議論もありましたよね。

あなた方、条例で提案して正式に議決されて出てきた予算書に多目的広場と書くんですか。これはケアレスミスといいますか、条例でわざわざ北林運動公園って決めといて、翌年の予算書は多目的広場と。これは1万5,000円、どこに委託されるんですか。

○生涯学習スポーツ課長

もう既に平成24年度の中で南スポーツ文化クラブのほうに委託をいたしました。それで平成25年度においては1年分ということで計上させていただいております。

○高橋委員

仮設トイレは南側の駐車場のところに4つ設けるといいますか。北側に2つありますよね。北側の2つに加えて南側に仮設を2つつくると、こういう意味が正解だと思うんですが、それでいいのかどうか。多目的広場はちょっと変えてくださいよ、これ。

○生涯学習スポーツ課長

多目的広場の表現は不適切でございました。北林運動広場とすべきであったと反省いたします。

あと、仮設トイレの件でございますが、既に設置がしてございまして、2個ということで駐車場に2個、従来のところ2個というふうでございまして。計4個でございます。駐車場というのが、いわゆる北と南に2個ずつ、そういうふうでございまして。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第32号について、挙手により採決します。

議案第32号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、議案第32号 平成25年度知立市一般会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第35号 平成25年度知立市土地取得特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第35号について、挙手により採決します。

議案第35号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第35号 平成25年度知立市土地取得特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第39号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○久田委員

一点だけ。

歳入歳出で5億6,6175万円を補正するのであって、地域の元金臨時交付金というふうに理解しておるんですが、地方負担分というのは3億2,890万円というふうで理解してよろしいですか。

○企画政策課長

今、委員のおっしゃられた3億2,890万円の件でございますね。こちらは起債の予定額ということで、今回、国庫補助とはまた別に起債で借り入れる分ということになっております。

○久田委員

そうすると、起債で借りる分だけ、この国庫支出金というのは市財の7掛けとか8掛けがこの国庫支出金になっておるわけですか。

○企画政策課長

この起債の分と一般財源の分を合わせた合計値、そこに7割から9割という現金が平成25年度に臨時交付金として入ってくる見込みとなっております。

○久田委員

国庫支出金が2億3,656万6,000円あって、この市債の6掛け、7掛けが来年入ってくるのですか。

○企画政策課長

委員のおっしゃるとおり、国庫補助金として2億3,656万6,000円入った後、先ほど申し上げました起債予定額と一般財源を足したものに7割から9割の金額の分が元金臨時交付金として入ってくるというふうになっております。

○高橋委員

当初予算前倒ししますので、その分を当初予算から抜くという作業と、今、議論がありましたように、3億2,000万円に対する平成25年度分の交付金、これが7割、8割、9割と3種類あるんですが、この当初予算の補正は最終日だというふうに議運で承っているんですが、この交付のパーセントも最終日までに固まるという理解でいいですか。

もう一つは、最終日にまた議論すればいいわけですけども、これは歳入は固まるわけですが、歳出もそれぞれ枝分かれされるのか、財調かどこかで一括で受けてよしとされるのか、それはどういう方法を今、検討されているのでしょうか。

○企画政策課長

まず、臨時交付金の件につきましては、まだ額が決定しておりませんので、この当初予算の1号補正の中には入ってまいりません。歳出の分を今回該当の事業のものを当初予算のほうから除くといった、歳出から除くといった補正予算のほうを提出を考えております。

○高橋委員

つまり、前倒し分、ナンバー12まで。これを足

しますと3億8,900万円になるんですが、この分を平成25年度の当初予算から除かないといけませんので、これを除くという当初予算が出るということですか。そうすると、財源構成も含めてやらんとまずいですね。除くということは、歳入を小さくするということでしょうか。そうしないと除けないでしょう。どうなるんですか、それは。

○企画政策課長

おっしゃるとおりです。歳入のほうにつきましては、財調のほうで調整いたします。

以上です。

○高橋委員

つまり、財調を3億8,900万円繰り入れを減じて、この該当の、学校関係が多いですが、この部分の歳出を全部ゼロにすると、こういう差し引きゼロの3億8,000万円差し引きゼロの当初予算が出ると、交付金については計上しないと、こういうことですね。

○企画政策課長

おっしゃるとおりでございます。

○高橋委員

わかりました。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第39号について、挙手により採決します。

議案第39号は原案のとおり可決することに賛成

の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第39号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第6号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、企画文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後9時31分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 7月31日

知立市議会企画文教委員会

委員長 山崎 りょうじ